第３章　地域特性

第３章　地域特性

3-1 社会的状況

3-1-1 人口及び産業の状況

1)人口及び世帯数の状況

関係市町の人口及び世帯数の推移は表 3.1.1 に示すとおりである。

関係市町の人口及び世帯数は、平成 7 年まで増加傾向にあり、それ以降はほぼ横ばいで推移している。

計画地の位置する杉戸町の平成 22 年における人口は 46,923 人、世帯数は 16,704 世帯である。

表 3.1.1　人口及び世帯数の推移

【人口】　単位：人

区　分	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境　町
昭和 60 年	37,005	51,462	207,021	130,873	26,297
平成 2 年	40,419	54,342	226,449	145,206	26,922
平成 7 年	45,056	58,172	238,598	152,245	27,237
平成 12 年	47,336	56,413	240,924	151,197	27,171
平成 17 年	46,646	54,006	238,506	151,240	26,468
平成 22 年	46,923	54,012	237,171	155,491	25,714

【世帯数】　単位：世帯

区　分	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境　町
昭和 60 年	9,951	13,935	59,028	35,197	6,332
平成 2 年	11,530	15,502	69,168	41,809	6,810
平成 7 年	13,614	17,793	77,416	47,029	7,281
平成 12 年	15,278	18,343	83,198	48,920	7,498
平成 17 年	15,855	18,666	87,589	52,347	7,666
平成 22 年	16,704	19,904	91,531	58,050	7,923

注 1)人口、世帯数は、国勢調査(各年 10 月 1 日現在、総務省統計局)による。
2)世帯数は、一般世帯と施設等の世帯の合計で世帯の種類「不詳」を含む。
3)春日部市の昭和 60 年～平成 12 年の数値は、庄和町との合算値である。
4)野田市の昭和 60 年～平成 12 年の数値は、関宿町との合算値である。

資料：「平成 24 年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県ホームページ)
「平成 23 年 千葉県統計年鑑」(千葉県ホームページ)
「茨城県境町 平成 24 年統計資料」(茨城県境町ホームページ)

2)産業の状況

関係市町の平成24年における民営事業所数及び従業者数は表3.1.2に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町の総民営事業所数は1,480事業所で、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「製造業」の順となっている。従業者数も、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。

表 3.1.2　産業大分類別民営事業所数及び従業者数（平成 24 年）

【事業所】　　単位：事業所

産業分類	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境　町
農業、林業	2	5	17	16	11
漁業	1	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	1	1
建設業	197	254	750	607	218
製造業	188	222	647	648	227
電気・ガス・熱供給・水道業	－	2	4	8	1
情報通信業	9	11	59	20	3
運輸業、郵便業	59	47	136	225	48
卸売業、小売業	384	519	1,839	1,166	367
金融業、保険業	20	16	106	47	8
不動産業、物品賃貸業	74	219	588	266	72
学術研究、専門・技術サービス業	43	67	286	137	24
宿泊業、飲食サービス業	141	258	943	491	129
生活関連サービス業、娯楽業	133	218	923	454	123
教育、学習支援業	50	97	312	125	18
医療、福祉	90	133	490	277	55
複合サービス事業	3	4	26	27	9
サービス業(他に分類されないもの)	86	127	392	310	82
合　　計	1,480	2,199	7,518	4,825	1,396

【従業者数】　　単位：人

産業分類	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境　町
農業、林業	24	61	184	194	90
漁業	6	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	2	1
建設業	1,116	1,143	3,966	3,271	882
製造業	2,559	3,780	8,786	12,281	3,009
電気・ガス・熱供給・水道業	－	26	322	115	19
情報通信業	37	43	246	134	4
運輸業、郵便業	2,075	878	3760	8,335	953
卸売業、小売業	4,337	4,097	14,775	9,647	2,277
金融業、保険業	270	283	1,665	679	142
不動産業、物品賃貸業	271	403	2,012	831	235
学術研究、専門・技術サービス業	854	375	1,159	816	82
宿泊業、飲食サービス業	1,377	1,667	6,552	4,513	742
生活関連サービス業、娯楽業	465	877	3,524	2,939	758
教育、学習支援業	396	442	2,075	2,288	111
医療、福祉	1,495	1,961	8,929	4,595	1,174
複合サービス事業	45	45	223	256	147
サービス業(他に分類されないもの)	1,271	1,014	4,193	3,556	493
合　　計	16,598	17,095	62,371	54,452	11,119

資料：「平成 24 年経済センサス-活動調査」（平成 24 年、総務省統計局）

3-1-2 土地利用の状況

1)土地利用現況の状況

関係市町の地目別土地面積は表 3.1.3に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町の地目別土地面積は、田が 37.3%と最も多く、次いで宅地の 21.6%となっている。

調査範囲の土地利用状況は図 3.1.1 に示すとおりである。

計画地内の土地利用は大部分が田であり、住宅地等が点在している。

計画地周辺の土地利用は大部分が田であり、宅地は、計画地東側、野田市及び宮代町の一部に集中して分布する地域がみられる。また、計画地南側に杉戸深輪産業団地が立地している。

表 3.1.3　関係市町の地目別土地面積

単位：ha

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
杉戸町	3,000.0 (100.0%)	1,119.9 (37.3%)	370.7 (12.4%)	648.6 (21.6%)	6.6 (0.2%)	20.4 (0.7%)	0.5 (0.0%)	126.1 (4.2%)	707.0 (23.6%)
幸手市	3,395.0 (100.0%)	1,290.3 (38.0%)	428.1 (12.6%)	819.5 (24.1%)	12.3 (0.4%)	5.3 (0.2%)	13.3 (0.4%)	157.1 (4.6%)	669.1 (19.7%)
春日部市	6,598.0 (100.0%)	1,729.6 (26.2%)	715.1 (10.8%)	1,887.2 (28.6%)	1.7 (0.0%)	58.0 (0.9%)	7.2 (0.1%)	307.0 (4.7%)	1,892.3 (28.7%)
野田市	10,354.0 (100.0%)	1,315.7 (12.7%)	1,823.4 (17.6%)	2,401.1 (23.2%)	30.0 (0.3%)	593.4 (5.7%)	13.6 (0.1%)	1,132.0 (10.9%)	3,044.8 (29.4%)
境町	4,658.0 (100.0%)	768.1 (16.5%)	1,601.6 (34.4%)	793.4 (17.0%)	－ (－)	278.1 (6.0%)	10.3 (0.2%)	234.7 (5.0%)	971.8 (20.9%)

注 1)地目別土地面積は、平成 24 年 1 月 1 日現在の値である（境町は平成 23 年 1 月 1 日現在)。
2)雑種地：野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等。
3)その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地。
4)割合は四捨五入の関係から整合していない場合がある。

資料：「平成 25 年　埼玉県統計年鑑」（平成 26 年 3 月、埼玉県）
「平成 24 年版　千葉県統計年鑑」（平成 25 年 11 月、千葉県）
「茨城県統計年鑑　平成 24 年」（平成 25 年 7 月、茨城県）

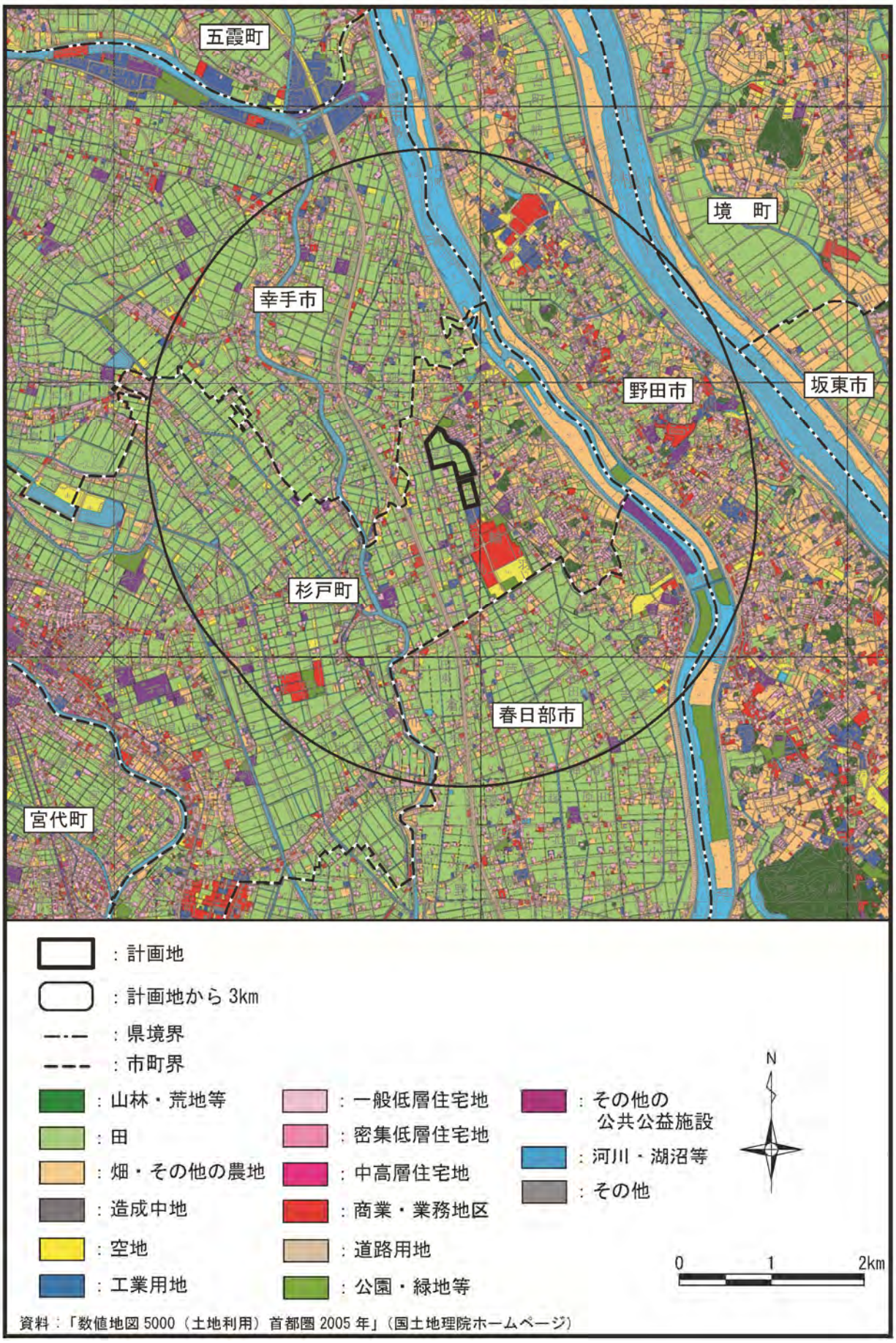

資料：「数値地図 5000（土地利用）首都圏 2005 年」（国土地理院ホームページ）

図 3.1.1　土地利用状況図

2)都市計画区域等の状況

調査範囲の用途地域の指定状況は、図 3.1.2に示すとおりである。また、関係市町の市街化区域及び市街化調整区域の面積は、表 3.1.4に示すとおりである。

調査範囲は全域が都市計画区域であり、計画地を含め、大部分は市街化調整区域に指定されている。計画地の南側には市街化区域（工業地域及び工業専用地域）の指定がある。

計画地の位置する杉戸町は市街化区域が 446ha、市街化調整区域が 2,554ha となっている。

表 3.1.4　市街化区域及び市街化調整区域

区　分	都市計画区域面積 (ha)	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)
杉戸町	3,000	446	2,554
幸手市	3,395	574	2,821
春日部市	6,598	2,221	4,377
野田市	10,354	2,399	7,955
境町	4,658	315	4,343

注）杉戸町、幸手市及び春日部市は、平成 26 年 2 月 4 日、野田市は、平成 25 年 1 月 1 日、境町は平成 23 年度末現在の値である。
資料：「市街化区域及び市街化調整区域の区分一覧表」（埼玉県ホームページ）
「市街化区域」（千葉県ホームページ）
「平成 24 年 茨城県統計年鑑」（茨城県ホームページ）

3)都市公園・都市緑地の状況

調査範囲の都市公園の状況は、図 3.1.3に示すとおりである。

調査範囲には 14 箇所の都市公園がある。なお、計画地に都市公園は存在しない。

4)その他

調査範囲の国土利用計画法に基づく土地利用計画図は、図 3.1.4(1)～(3)に示すとおりである。

調査範囲は市街地等を除き、大部分が農業地域となっている。計画地は農業地域であり、農用地区域の指定がある。

調査範囲は野田市、境町及び坂東市に森林地域の指定があり、地域森林計画対象民有林に指定されている。計画地及びその周辺には森林地域の指定はない。

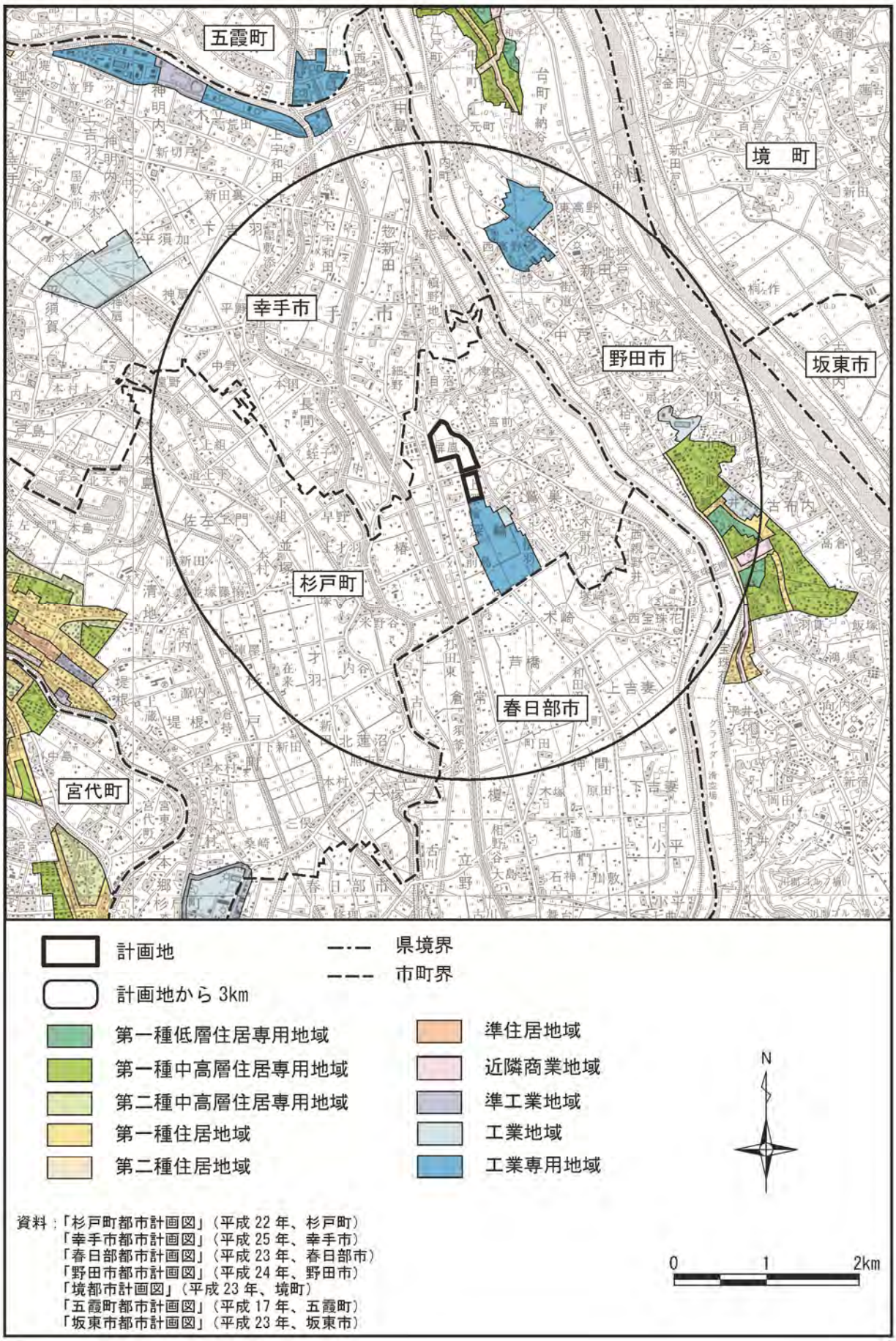

資料：「杉戸町都市計画図」（平成 22 年、杉戸町）
「幸手市都市計画図」（平成 25 年、幸手市）
「春日部都市計画図」（平成 23 年、春日部市）
「野田市都市計画図」（平成 24 年、野田市）
「境都市計画図」（平成 23 年、境町）
「五霞町都市計画図」（平成 17 年、五霞町）
「坂東市都市計画図」（平成 23 年、坂東市）

図 3.1.2　用途地域の状況

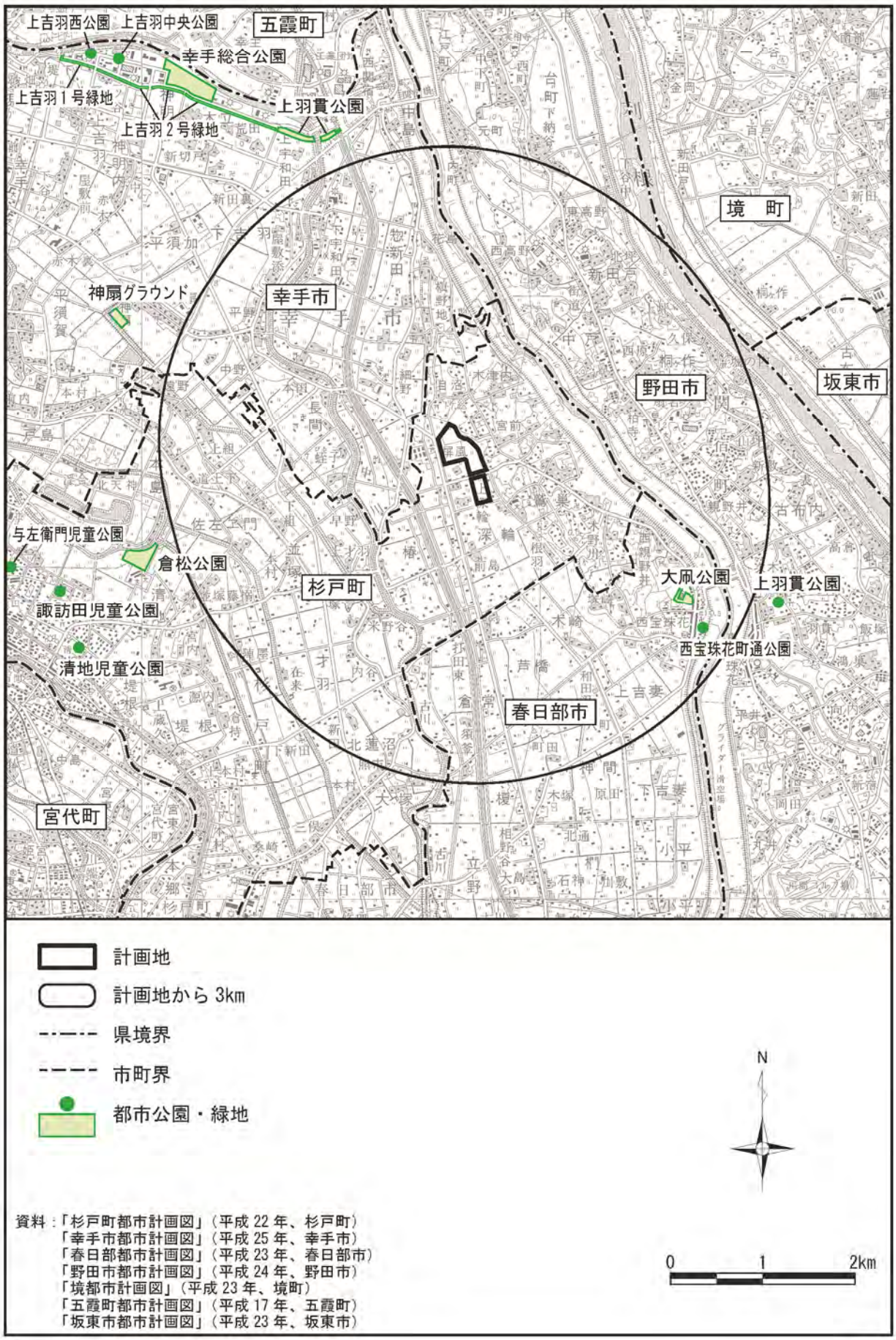

資料：「杉戸町都市計画図」（平成 22 年、杉戸町）
「幸手市都市計画図」（平成 25 年、幸手市）
「春日部都市計画図」（平成 23 年、春日部市）
「野田市都市計画図」（平成 24 年、野田市）
「境都市計画図」（平成 23 年、境町）
「五霞町都市計画図」（平成 17 年、五霞町）
「坂東市都市計画図」（平成 23 年、坂東市）

図 3.1.3　都市公園の状況

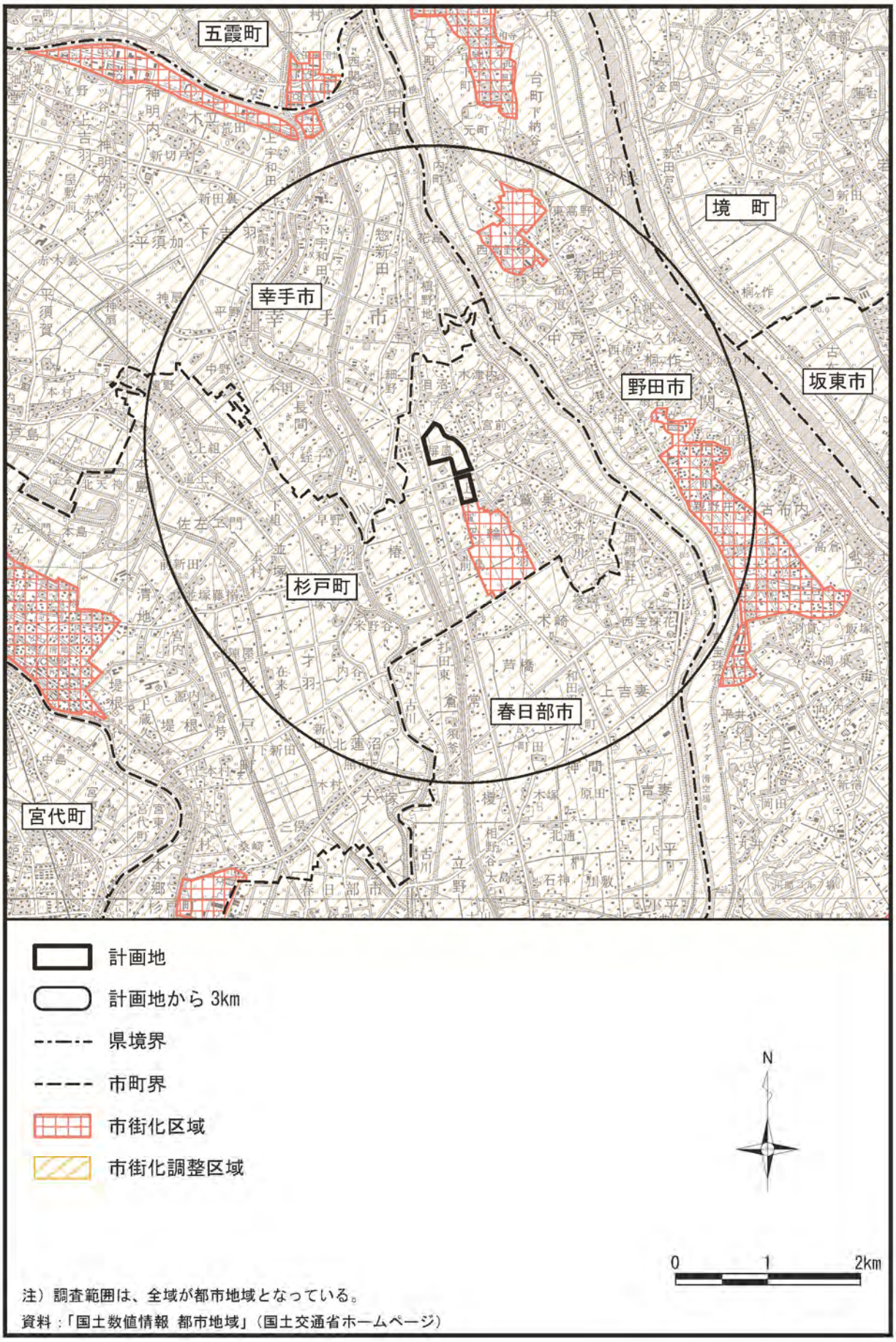

注）調査範囲は、全域が都市地域となっている。
資料：「国土数値情報 都市地域」（国土交通省ホームページ）

図 3.1.4(1)　土地利用基本計画図（都市地域）

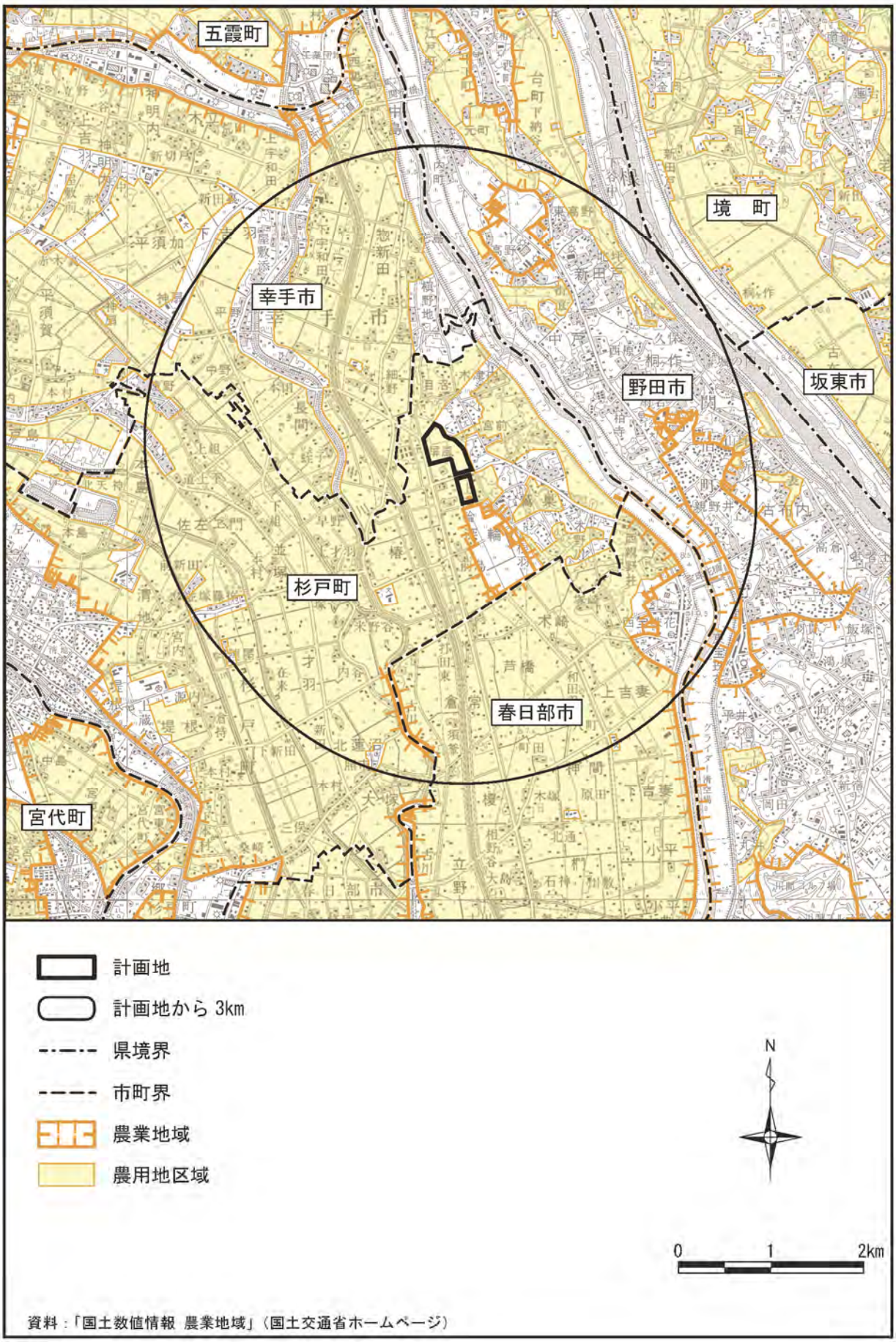

図 3.1.4(2)　土地利用基本計画図（農業地域）

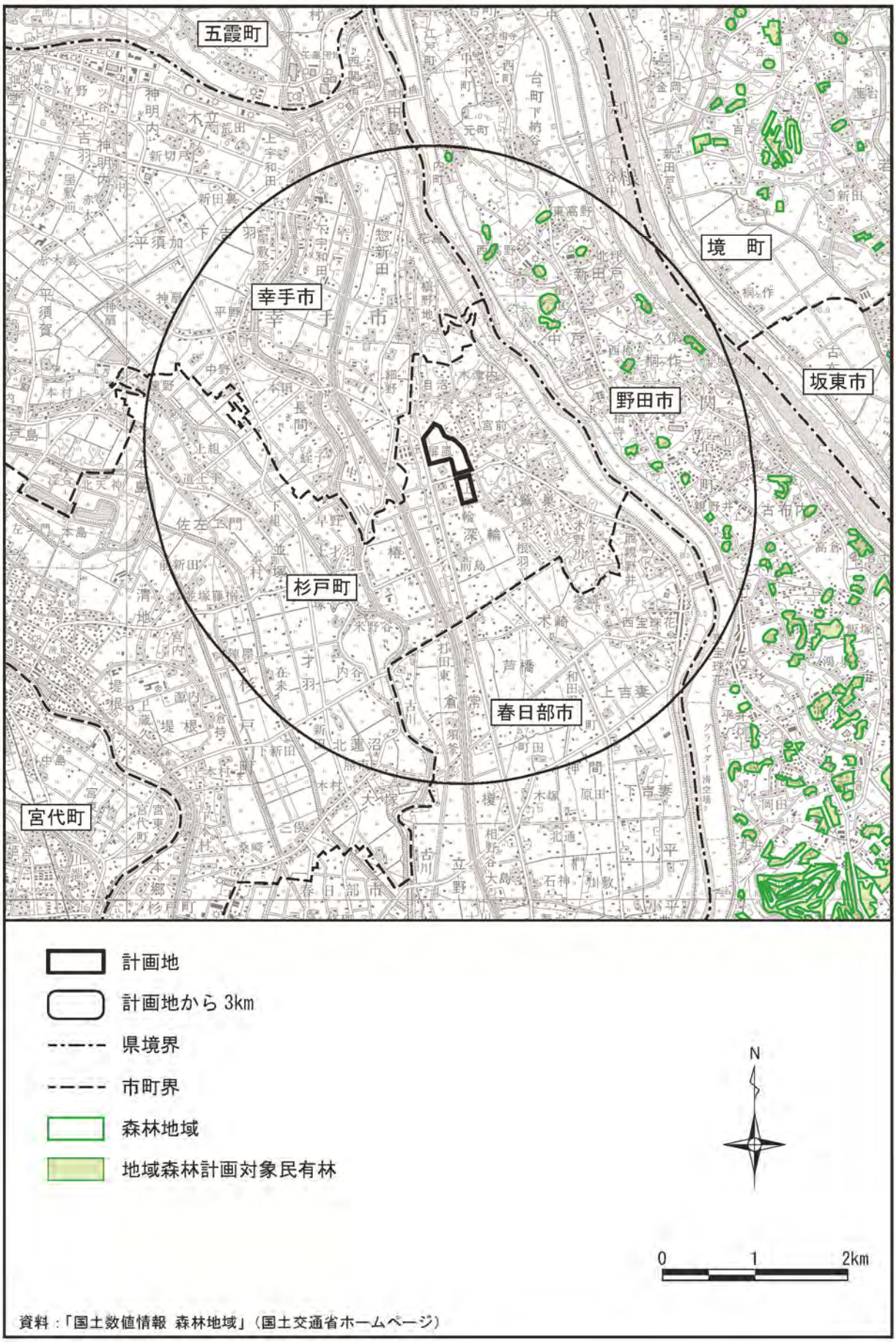

図 3.1.4(3)　土地利用基本計画図（森林地域）

3-1-3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

1)河川及び湖沼の分布状況

計画地周辺の河川の分布状況は、図 3.1.5 に示すとおりである。

計画地東側約 1km 付近に一級河川江戸川、計画地西側約 1km 付近に一級河川中川がそれぞれ北から南へ流れている。

また、計画地から西南西約 3km 付近には、大島新田調節池（幸手市、杉戸町）がある。

2)利水の状況

計画地東側を流れる江戸川には、中島用水揚水機場及び木津内揚水機場があり、それぞれ中島用水、木津内用水へ送水を行っている。

木津内用水は計画地の北側で分岐し、計画地の西側は庄内領用水路、東側は根用水路として北から南へ流れている。

3)漁業権の状況

調査範囲の漁業権の設定状況は、表 3.1.5に示すとおりである。

調査範囲には 3 件の漁業権が設定されており、計画地東側を流れる江戸川の漁業権は内共第 11 号、計画地西側を流れる中川の漁業権は共第 5 号となっている。

表 3.1.5　漁業権の設定状況

免許番号	河川	漁業権魚種	漁場の位置（市町村）	漁業権者（漁業共同組合）	免許期間
共第 5 号	中川 大落古利根川 姫宮落川 倉松川 幸手放水路 権現堂川 など	オイカワ コイ フナ ウナギ ドジョウ ワカサギ ナマズ	埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区地先	埼玉東部漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 35 年 12 月 31 日
内共 第 14 号	利根川	コイ フナ ウナギ	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先	手賀沼漁業協同組合 印旛沼漁業協同組合 新利根漁業協同組合 鬼怒利根漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	平成 25 年 9 月 1 日から 平成 35 年 8 月 31 日
内共 第 11 号	江戸川	コイ フナ ウナギ	江戸川区及び葛飾区の各地先、埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡庄和町、同郡杉戸町及び幸手市の各地先、千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市、野田市及び東葛飾郡関宿町の各地先、茨城県猿島郡五霞町地先	松戸市漁業協同組合 市川市行徳漁業協同組合 南行徳漁業協同組合 東京東部漁業協同組合 埼玉東部漁業協同組合	平成 25 年 9 月 1 日から 平成 35 年 8 月 31 日

資料：「第五種共同漁業権に係る漁場計画の樹立（埼玉県告示第 1170 号）」（平成 25 年 8 月、埼玉県報）
「第五種共同漁業権の免許（埼玉県告示第 93 号）」（平成 26 年 1 月、埼玉県報）
「千葉県における漁業権の概要」（平成 25 年 9 月、千葉県）

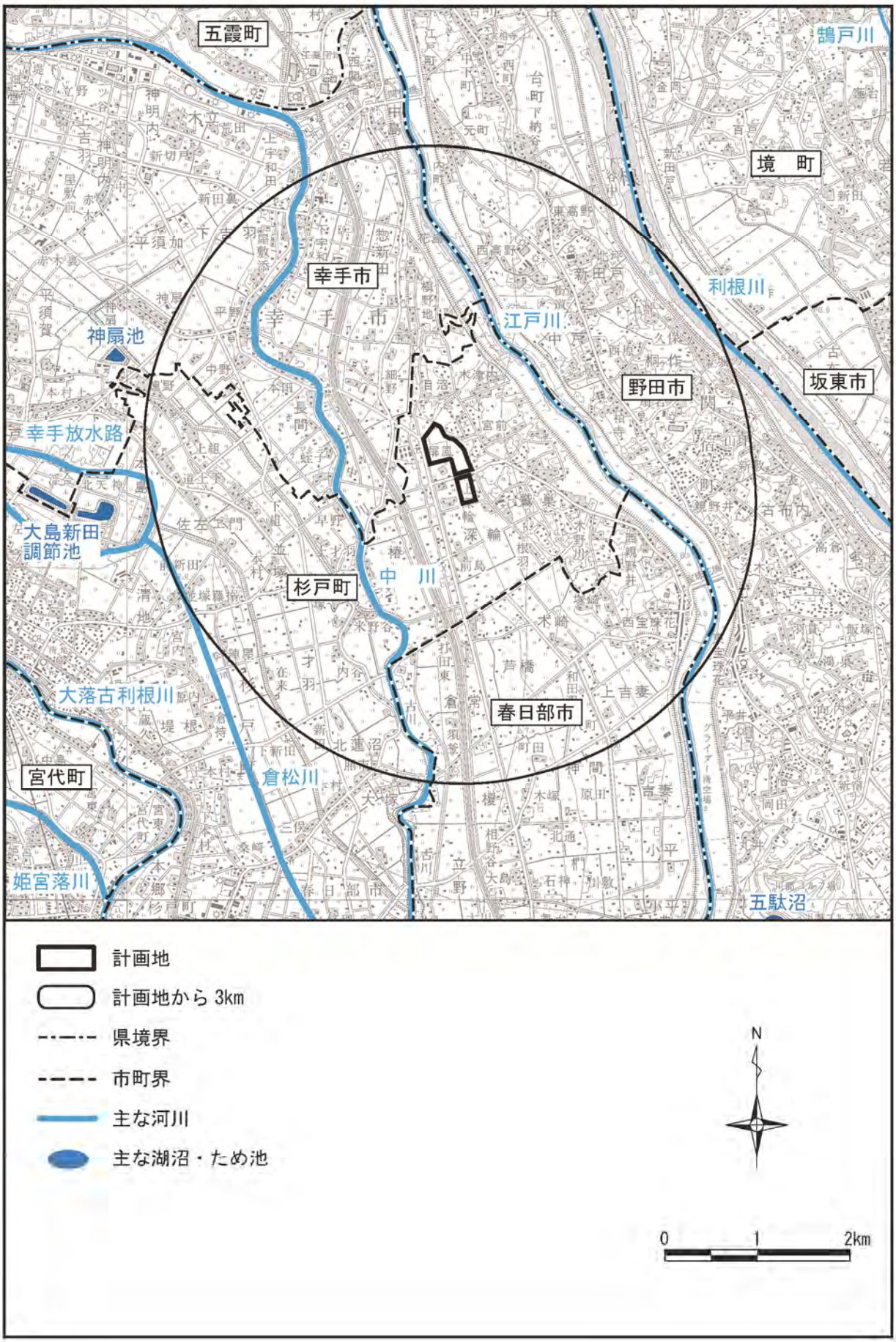

図 3.1.5　計画地周辺河川の分布状況

4)地下水の利用の状況

関係市町の地下水採取量は、表 3.1.6に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町の平成 22 年の地下水採取量は 1,296.4 千㎥/日である。経年変化をみると平成 18 年～平成 20 年は減少傾向にあったが、平成 21 年～平成 22 年は増加傾向を示している。

表 3.1.6　地下水採取量

単位：千㎥/日

区分	用途	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
杉戸町	水道用	2,380.0	817.0	801.5	802.8	897.1
	建築物用	1.0	3.0	5.5	8.9	10.6
	工業用	51.0	110.0	55.8	121.5	388.7
	計	2,432.0	930.0	862.8	933.2	1,296.4
幸手市	水道用	7,049.0	6,638.0	6,747.3	7,751.5	7,751.5
	建築物用	32.0	48.0	26.4	57.0	58.8
	工業用	464.0	543.0	533.1	462.4	515.1
	計	7,545.0	7,229.0	7,306.8	8,270.9	8,325.5
春日部市	水道用	7,089.0	6,583.0	6,145.0	6,422.3	9,141.6
	建築物用	631.0	256.0	213.5	756.1	858.1
	工業用	4,672.0	6,413.0	5,126.9	4,990.3	4,882.7
	計	12,392.0	13,252.0	11,485.4	12,168.7	14,882.4
野田市	水道用	2,522.0	3,092.0	2,711.0	1,368.0	1,868.0
	建築物用	1,172.0	1,168.0	1,298.0	1,257.0	1,064.0
	工業用	13,145.0	13,832.0	12,705.0	11,791.0	12,114.0
	計	16,839.0	18,092.0	16,714.0	14,416.0	15,046.0
境町	水道用	－	－	－	－	－
	建築物用	－	－	－	－	－
	工業用	4.6	4.5	3.7	4.2	3.7
	計	4.6	4.5	3.7	4.2	3.7

注）境町の水道用及び建築物用については、公表されているデータはない。
資料：「年別地下水採取量」（埼玉県ホームページ）
「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）
「平成 18～22 年茨城の工業」（茨城県ホームページ）

3-1-4 交通の状況

1)道路の状況

調査範囲の道路の状況は、図 3.1.6 に示すとおりである。

計画地周辺には、一般国道の国道 4 号バイパス、主要地方道の松伏春日部関宿線、一般県道の西宝珠花屏風線、次木杉戸線及び惣新田幸手線等の道路が整備されている。

調査範囲における道路交通センサスの調査結果は表 3.1.7に、調査地点は図 3.1.6に示すとおりである。

計画地に隣接する道路の交通量は、主要地方道松伏春日部関宿線（No.4 及び No.5）では No.4 が 7,343 台/12 時間及び 9,913 台/24 時間、No.5 が 9,985 台/12 時間及び 13,480 台/24 時間、一般県道西宝珠花屏風線（No.17）が 4,232 台/12 時間及び 5,713 台/24 時間となっている。

表 3.1.7　道路交通センサス調査結果（平成 22 年度）

単位：台

No.	路線名	交通量観測地点	昼間 12 時間自動車類交通量			24 時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般国道 4 号バイパス	春日部市倉常 1201 番地先	7,409	7,821	15,230	10,754	13,789	24,543
2	境杉戸線	幸手市大字戸島 457 番地先	5,397	921	6,318	7,122	1,407	8,529
3		幸手市大字戸島先	5,346	639	5,985	6,980	1,100	8,080
4	松伏春日部関宿線	春日部市芦橋 1-1 番地先	4,156	3,187	7,343	6,161	3,752	9,913
5		幸手市大字惣新田 695 番地先	6,455	3,530	9,985	9,181	4,299	13,480
6		幸手市大字惣新田 3822	3,215	1,370	4,585	4,467	1,723	6,190
7	蓮田杉戸線	宮代町 6 丁目 577 番地先	7,475	512	7,987	10,434	1,067	11,501
8	次木杉戸線	春日部市上吉妻 337	545	71	616	713	119	832
9		杉戸町大字並塚 290	4,547	652	5,199	5,967	1,052	7,019
10	西関宿栗橋線	幸手市大字西関宿 328 番地先	3,243	1,189	4,432	4,453	1,530	5,983
11	並塚幸手線	幸手市戸島 2 丁目 43 番地先	5,232	509	5,741	6,799	951	7,750
12	惣新田春日部線	幸手市惣新田 8 番地先	1,103	110	1,213	1,485	119	1,604
13		春日部市小渕 778-1 番地先	4,710	1,939	6,649	6,525	2,451	8,976
14	下吉羽幸手線	幸手市木立 256-3	3,286	583	3,869	4,342	881	5,223
15		幸手市権現堂 417	4,943	3,588	8,531	7,272	4,245	11,517
16	堤根杉戸線	杉戸町清地 1-23	7,383	452	7,835	10,285	997	11,282
17	西宝珠花屏風線	春日部市西親野井 364-1 番地先	3,633	599	4,232	4,788	925	5,713
18	惣新田幸手線	幸手市中野 785	3,280	1,268	4,548	4,522	1,618	6,140
19		幸手市大字平須賀 2414-3	4,622	440	5,062	6,004	830	6,834
20	結城野田線	野田市木間ヶ瀬 5298	10,755	4,693	15,448	14,972	5,883	20,855
21	境杉戸線	野田市関宿元町 195	8,327	2,500	10,827	11,282	3,334	14,616

資料：「平成 22 年度道路交通センサス」（国土交通省ホームページ）

2)鉄道の状況

調査範囲の鉄道の状況は図 3.1.6に示すとおりである。

調査範囲の鉄道路線は、東武鉄道（東武伊勢崎線）がある。

計画地の最寄り駅は、準急、区間準急、普通のみが停車する姫宮駅、加えて、快速、区間快速、急行、区間急行が停車するのは東武動物公園駅である。

姫宮駅及び東武動物公園駅の利用者の推移は表 3.1.8に示すとおりであり、過去 5 年間の利用者は、平成 24 年度に増加したものの減少傾向にある。平成 24 年度の利用者は姫宮駅で 1,924,227 人、東武動物公園駅で 11,822,965 人となっている。

表 3.1.8　姫宮駅及び東武動物公園駅の利用者の推移

単位：人

区分	姫宮駅			東武動物公園駅		
	乗車人員	降車人員	合計	乗車人員	降車人員	合計
平成 20 年度	1,019,984	1,020,363	2,040,347	6,119,115	6,020,187	12,139,302
平成 21 年度	1,007,990	1,005,807	2,013,797	5,954,607	5,881,185	11,835,792
平成 22 年度	959,196	957,114	1,916,310	5,859,435	5,803,344	11,662,779
平成 23 年度	946,099	946,495	1,892,594	5,848,074	5,812,598	11,660,672
平成 24 年度	960,874	963,353	1,924,227	5,917,755	5,905,210	11,822,965

資料：「平成 21～25 年版埼玉県統計年鑑」（埼玉県ホームページ）

3)バスの状況

計画地周辺には、朝日自動車株式会社（朝日バス）のバス路線がある。

計画地を通る路線としては､東武動物公園駅～船戸橋～関宿中央ターミナル線があり、計画地の最寄りバス停は、主要地方道西宝珠屏風線沿いに屏風停留所、宮井橋停留所などがある。

資料：「埼玉バス案内 WEB」（(社)埼玉県バス協会ホームページ）
「路線図　平成 25 年 12 月 1 日現在」（朝日自動車ホームページ）

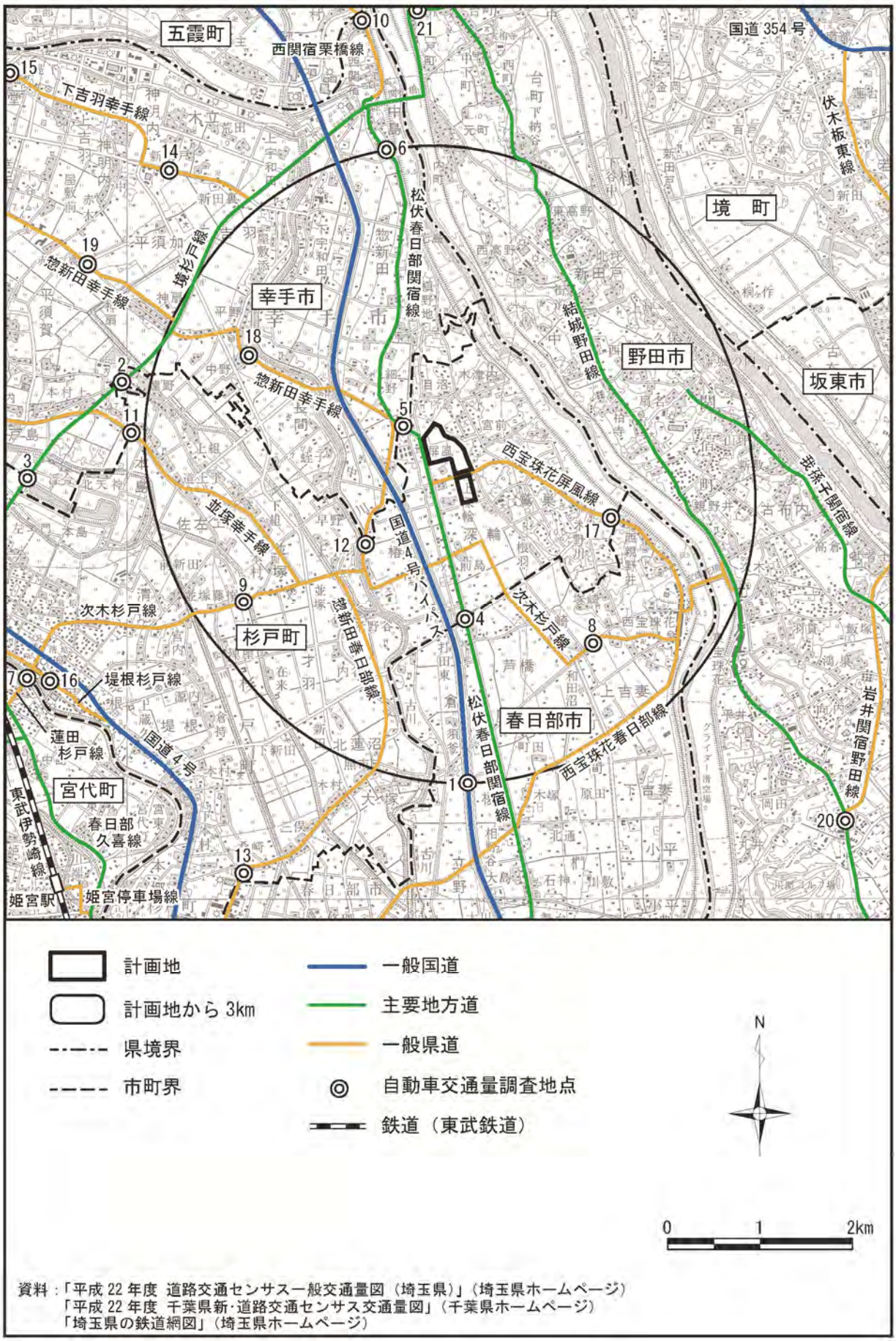

資料：「平成 22 年度 道路交通センサス一般交通量図（埼玉県）」（埼玉県ホームページ）
「平成 22 年度 千葉県新・道路交通センサス交通量図」（千葉県ホームページ）
「埼玉県の鉄道網図」（埼玉県ホームページ）

図 3.1.6　交通網及び自動車交通量調査地点

3-1-5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

調査範囲の環境保全上配慮を要する施設の状況は、表 3.1.9(1)～(2)及び図 3.1.7に示すとおりである。

調査範囲には学校、病院など、環境保全上配慮を要するとされる施設が 70 箇所分布している。計画地周辺には、計画地南東側に保育所、小学校及び児童館がある。

表 3.1.9(1)　環境保全上配慮を要する施設

No.	区分	名　　称	所在地
1	保育所	泉保育園	杉戸町宮前 75-1
2		内田保育園	杉戸町内田 3-16-16
3		わかば保育園	杉戸町倉松 700
4		第 1 保育所	幸手市幸手 2265
5		姫宮保育園	宮代町東 668
6		木間ケ瀬保育所	野田市木間ケ瀬 3152−1
7		せきやど保育園	野田市次木 279-1
8		はなぶさ保育園	境町若林 2342-1
9	幼稚園	中央第二幼稚園	杉戸町倉松 197
10		東幼稚園	杉戸町並塚 162
11		南幼稚園	杉戸町堤根 4066
12		吉田幼稚園	幸手市惣新田 1478
13		幸手ひがし幼稚園	幸手市権現堂 1450-2
14		姫宮成就院幼稚園	宮代町宮東 922-1
15		関宿中部幼稚園	野田市桐ケ作 453－1
16		関宿幼稚園	野田市新田戸 522
17	小学校	杉戸小学校	杉戸町内田 2-9-28
18		杉戸第三小学校	杉戸町堤根 2777
19		杉戸第二小学校	杉戸町倉松 600-1
20		泉小学校	杉戸町宮前 1
21		権現堂川小学校	幸手市神明内 570
22		吉田小学校	幸手市惣新田 3159
23		八代小学校	幸手市平須賀 1-14
24		さくら小学校	幸手市幸手 72
25		宝珠花小学校	春日部市西宝珠花 593
26		富多小学校	春日部市神間 872
27		二川小学校	野田市桐ケ作 464
28		関宿小学校	野田市関宿台町 171
29		関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234－1
30		森戸小学校	境町百戸 1252
31	中学校	東中学校	杉戸町椿 250
32		広島中学校	杉戸町堤根 4759
33		東中学校	幸手市平須賀 2912-3
34		江戸川中学校	春日部市上吉妻 1
35		二川中学校	野田市桐ケ作 418
36		関宿中学校	野田市関宿台町 2150
37	高等学校	杉戸農業高等学校	杉戸町堤根 1684-1
38		志学会高等学校	杉戸町並塚 1643
39	大学	日本保健医療大学	幸手市幸手 1961-2

表 3.1.9(2)　環境保全上配慮を要する施設

No.	区分	名　　称	所在地
40	専修学校	真英舎学院	杉戸町並塚 1643
41	各種学校	幸手准看護学校	下宇和田 58-1
42	病院	東葛飾病院	野田市中戸 13
43	福祉施設	良宝園	杉戸町才羽 2108-1
44		アルテンハイム杉戸	杉戸町才羽 2004-2
45		すぎとナーシングケア	杉戸町才羽 2110
46		シニアレジデンスつばき	杉戸町才羽 2123
47		グループホームやすらぎ	杉戸町清地 6-2-7
48		グループホーム杉戸	杉戸町目沼 107-2
49		すぎと地域包括支援センター	杉戸町清地 2-9-29
50		いきいきセンターすぎとピア	杉戸町堤根 4742-1
51		庄内	杉戸町才羽 113
52		デイケアかわせみ	杉戸町倉松 828-6
53		れんげそう作業所	杉戸町倉松 826-3
54		セウイ	杉戸町木野川 134-42
55		しらさぎ苑	幸手市上宇和田 631
56		桜楓苑	幸手市平須賀 2-225
57		ひらすかの郷	幸手市平須賀 2-224
58		幸手市老人福祉センター	幸手市木立 1513
59		幸手東地域包括支援センター	幸手市天神島 1030-1
60		あやめ寮	幸手市平野 920
61		幸手学園	幸手市上宇和田 148-4
62		栄現寮	幸手市惣新田 2264-1
63		ひかり	春日部市不動院野 643
64		グループホーム喜楽里	宮代町川端 3-8-25
65		あかりワークス姫宮	宮代町川端 620-4
66		関宿ナーシングビレッジ	野田市桐ケ作 666
67		デイサービスまあるい手	野田市古布内 1688-1
68		やすらぎの郷	野田市古布内 1944-2
69		福聚苑老人保健施設	野田市中戸 20
70	児童館	杉戸町立泉児童館	杉戸町宮前 75-1

資料：「保育施設」（杉戸町ホームページ）
「保育所･保育園一覧」（幸手市ホームページ）
「保育所･保育園一覧」（春日部市ホームページ）
「保育園」（宮代町ホームページ）
「保育所」（野田市ホームページ）
「保健医療福祉施設等一覧」（茨城県ホームページ）
「埼玉県学校便覧」（埼玉県ホームページ）
「大学・短期大学名簿」（埼玉県ホームページ）
「入園・入学」（野田市ホームページ）
「県内国公私立学校」（茨城県ホームページ）
「埼玉県の私立学校一覧」（埼玉県ホームページ）
「私立学校名簿」（千葉県ホームページ）
「県内の私立学校情報」（茨城県ホームページ）
「病院・救急診療所名簿」（埼玉県ホームページ）
「病院名簿」（千葉県ホームページ）
「社会福祉施設等名簿」（埼玉県ホームページ）
「茨城県病院一覧」（茨城県ホームページ）
「社会福祉施設等一覧表」（千葉県ホームページ）
「保健医療福祉施設等一覧」（茨城県ホームページ）

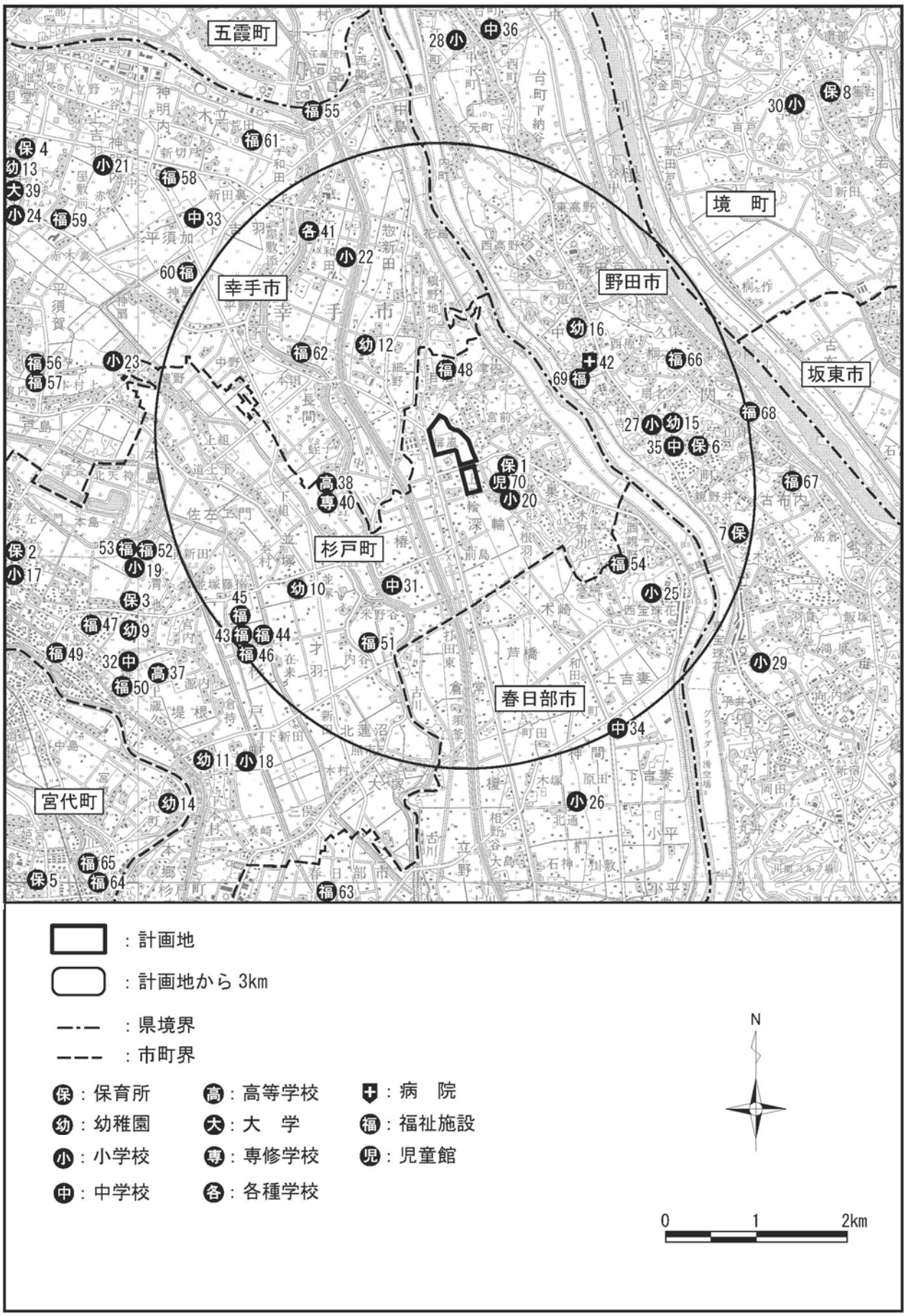

図 3.1.7　調査範囲の施設状況

3-1-6 上水道、下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1)上水道の整備状況

関係市町の平成23年度における水道（上水道、簡易水道、専用水道）の普及状況は、表3.1.10に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町の水道普及率は100.0%となっている。

表3.1.10　水道の普及状況（平成23年度）

区分	行政区域内人口（人）	計画給水人口（人）	現在給水人口（人）	普及率（%）
杉戸町	46,480	49,600	46,480	100.0
幸手市	53,727	64,000	53,721	100.0
春日部市	236,702	255,000	236,702	100.0
野田市	155,644	166,668	150,892	96.9
境町	25,356	28,900	24,848	98.0

資料：「埼玉県の水道 平成24年度版」（平成25年3月、埼玉県）
「平成23年度千葉県の水道」（平成25年3月、千葉県）
「平成23年度茨城県の水道」（平成25年5月、茨城県）

2)下水道の整備状況

関係市町の平成23年度における下水道の普及状況は、表3.1.11に示すとおりである。計画地の位置する杉戸町の下水道普及率は66.6%となっている。

また、調査範囲の下水道の整備状況は、図 3.1.8に示すとおりである。計画地の南側の杉戸深輪産業団地内は杉戸第3-3処理分区に区分されており、団地内からの汚水は、中川流域下水道杉戸幹線に接続されている。

表3.1.11　下水道の普及状況（平成23年度）

区分	行政人口（人）	処理人口（人）	普及率（%）
杉戸町	46,816	31,184	66.6
幸手市	53,441	23,388	43.8
春日部市	237,426	195,767	82.5
野田市	155,000	96,800	62.3
境町	25,720	17,858	69.4

資料：「平成24年埼玉県統計年鑑」（平成25年1月、埼玉県）
「千葉県統計年鑑（平成24年）」（平成25年4月、千葉県）
「汚水処理人口普及状況平成23年度末」（茨城県ホームページ）

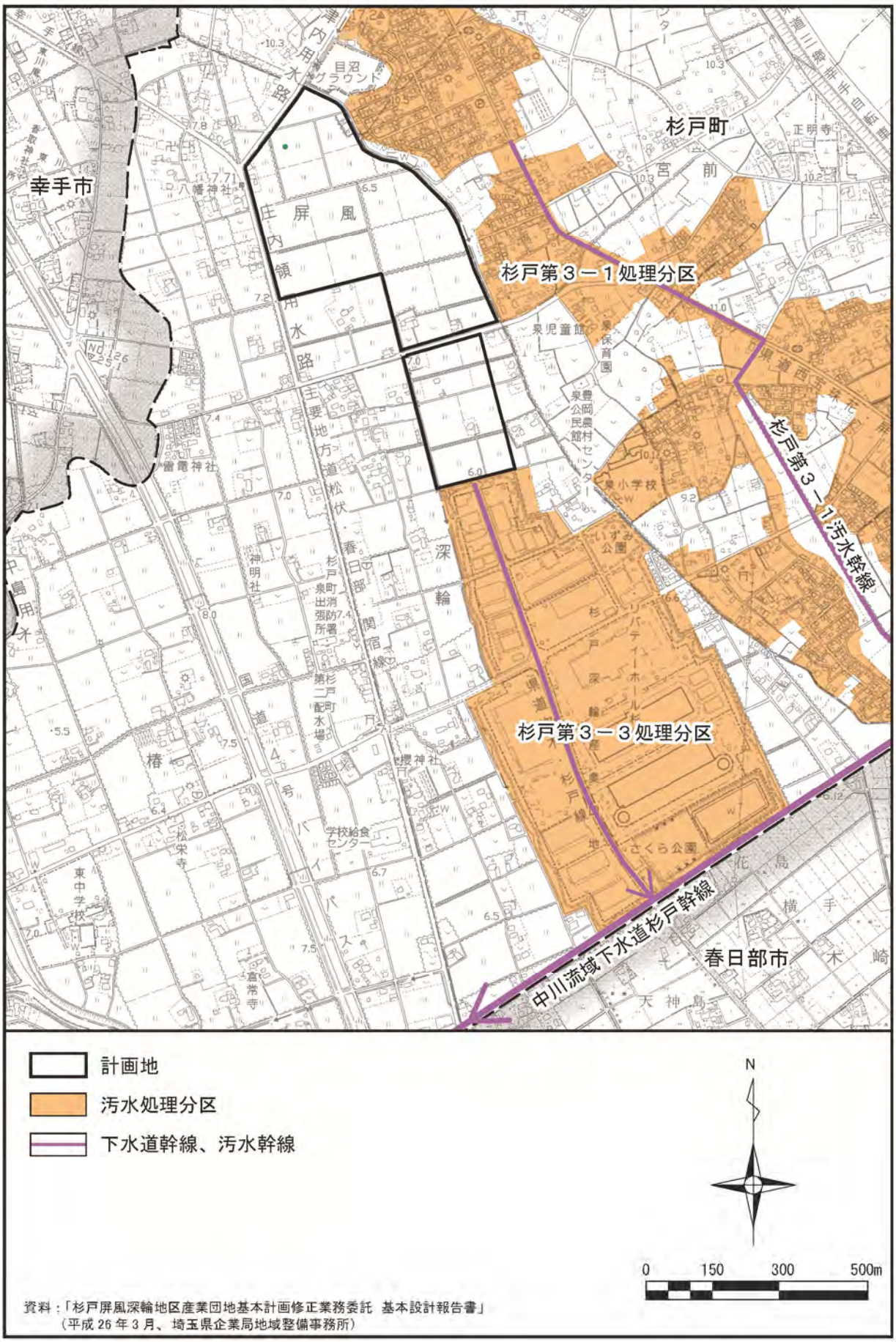

資料：「杉戸屏風深輪地区産業団地基本計画修正業務委託　基本設計報告書」
（平成 26 年 3 月、埼玉県企業局地域整備事務所）

図 3.1.8　下水道の整備状況

3) ごみ処理の状況

関係市町の平成 24 年度におけるごみ処理の状況は表 3.1.12 に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町のごみ総排出量は 14,101t、1 人 1 日あたりの排出量は 822g、リサイクル率は 26.6%となっている。

また、杉戸町における過去 5 年間のごみ排出量の経年変化は図 3.1.9 に示すとおりである。杉戸町では、総排出量及び 1 人 1 日あたりの排出量ともに横ばい傾向にある。

表 3.1.12 ごみ処理の状況（平成 24 年度）

区　分	杉戸町	幸手市	春日部市	野田市	境町
総人口（人）	46,982	54,108	239.991	157,183	29,204
ごみ総排出量（t）	14,101	16,715	83,962	49,585	8,298
1 人 1 日当たりの排出量（g/人日）	822	846	959	864	868
ごみ処理量（t）	12,357	15,670	78,038	41,964	8,046
リサイクル率（%）	26.6	25.6	23.4	28.6	18.5
最終処分量（t）	310	1,377	3,700	3,673	549

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果　平成 24 年度」（環境省ホームページ）

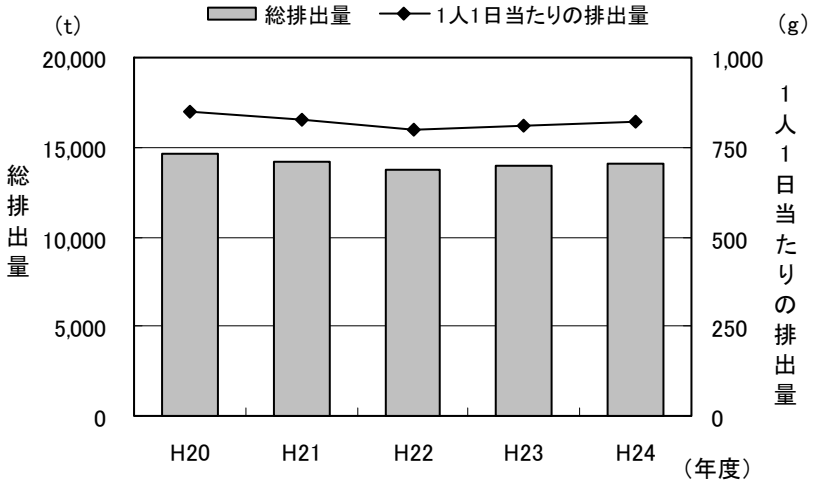

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果　平成 20～24 年度」（環境省ホームページ）

図 3.1.9 ごみ排出量の経年変化（杉戸町）

3-1-7 法令による指定及び規制等の状況

1)大気汚染

(1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく大気汚染に係る環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、昭和 53 年環境庁告示 38 号、平成 9 年環境庁告示第 4 号）は表 3.1.13 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）は表 3.1.14 に示すとおりである。

表 3.1.13 大気汚染に係る環境基準

項　　目	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	＜長期的評価＞ 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（以下「1 日平均値の年間 98%値」と呼ぶ。）が、0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。また、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること。	＜短期的評価＞ 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。 ＜長期的評価＞ 年間にわたる 1 日平均値について、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いは行わないこととしてその評価を行うものとする。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること 。	＜短期的評価＞ 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/㎥以下であること。	＜長期的評価＞ 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/㎥以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/㎥以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/㎥以下であること。	
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/㎥以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/㎥以下であること。	＜長期的評価＞ 長期基準（1 年平均値）に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1 日平均値）に関する評価は、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。

資料：「平成 25 年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）
「環境基準・規制対策の実務」（環境法令研究会）

表 3.1.14 大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準

項　目	基　準　値
ダイオキシン類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m^3以下

資料：「平成 24 年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

①「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

ア．硫黄酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づく、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、表 3.1.15 に示すとおりである。計画地の位置する杉戸町は 26 号地域に該当し、K 値 9.0 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。

表 3.1.15　硫黄酸化物に係る K 値規制

大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例（新設･既設の区別なし）
地域区分	一般排出基準	特別排出基準（S49.4.1 以降設置）	
27 号地域	3.5	2.34	9.0
26 号地域	9.0	－	14.5
28 号地域	14.5	－	17.5
100 号地域	17.5	－	17.5

資料：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 25 年 8 月、埼玉県）

イ．ばいじんの排出基準

「大気汚染防止法」に基づく、ばいじんの排出基準は表 3.1.16 に示すとおりである。

また、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は表 3.1.17 に示すとおりである。なお、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 3.1.16 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模（最大排ガス量）（万㎥N/h）	標準酸素濃度（On%）	一般排出基準（g/㎥N）	備考	
					一般排出基準（g/㎥N）	On の扱い
ボイラー	ガス専焼ボイラー	4 以上	5	0.05	－	－
		4 未満		0.10	－	－
	液体専焼及び液体・ガス混焼ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	－
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	－
		1～4		0.25	－	－
		1 未満		0.30	－	当分の間 0s
ガスタービン		－	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された施設及び非常用施設は当分の間適用を猶予する。	－

注 1)既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。
2)標準酸素濃度が 0s とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。
資料：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 25 年 8 月、埼玉県）

表 3.1.17 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模（最大排ガス量）（万㎥N/h）	標準酸素濃度（On%）	指導基準（ppm）	排出基準（ppm）
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	－	60
		10～50		－	100
		4～10		－	100
		1～4		－	130
		1 未満		－	150
	排煙脱硫装置付液体燃焼ボイラー（液・ガス混焼も含む）	50 以上	4	120	130
		4～50		140	150
		1～4		140	150
		1 未満		160	180
	液体燃焼ボイラー（液・ガス混焼も含む）	50 以上	4	120	130
		4～50		140	150
		1～4		140	150
		1 未満		160	180
ガスタービン	ガス専焼	4.5 以上	16	10	70
		4.0～4.5		10	70
		4.0 未満		20	70
	液体専焼	4.5 以上		10	70
		4.0～4.5		10	70
		4.0 未満		20	70

資料：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 25 年 8 月、埼玉県）

ウ．揮発性有機化合物の排出基準

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）排出施設に係る排出基準は、表 3.1.18 に示すとおりである。

表 3.1.18 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）の排出基準

<table>
<tr><th>区分</th><th>揮発性有機化合物（VOC）排出施設</th><th>規模要件</th><th colspan="3">排出基準</th></tr>
<tr><td>1</td><td>揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）</td><td>送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が 1 時間当たり 3,000 ㎥以上のもの</td><td colspan="3">600ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）</td><td rowspan="2">排風機の排風能力が 1 時間当たり 100,000 ㎥以上のもの</td><td colspan="2">自動車の製造の用に供する塗装施設</td><td>新設 400ppmC
既設 700ppmC</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の塗装施設</td><td>700ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）</td><td rowspan="2">送風機の送風能力が 1 時間当たり 10,000 ㎥以上のもの</td><td colspan="2">木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの</td><td>1,000ppmC</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>600ppmC</td></tr>
<tr><td>4</td><td>印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設</td><td>送風機の送風能力が 1 時間当たり 5,000 ㎥以上のもの</td><td colspan="3">1,400ppmC</td></tr>
<tr><td>5</td><td>接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）</td><td>送風機の送風能力が 1 時間当たり 15,000 ㎥以上のもの</td><td colspan="3">1,400ppmC</td></tr>
<tr><td>6</td><td>印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）</td><td>送風機の送風能力が 1 時間当たり 7,000 ㎥以上のもの</td><td colspan="3">400ppmC</td></tr>
<tr><td>7</td><td>印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）</td><td>送風機の送風能力が 1 時間当たり 27,000 ㎥以上のもの</td><td colspan="3">700ppmC</td></tr>
<tr><td>8</td><td>工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）</td><td>洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 ㎡以上のもの</td><td colspan="3">400ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="3">9</td><td rowspan="3">ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）</td><td rowspan="3">容量が 1,000kL 以上のもの</td><td>新設</td><td>全て</td><td>60,000ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既設</td><td>2,000kL 以上</td><td>60,000ppmC</td></tr>
<tr><td>2,000kL 未満</td><td>当分の間猶予</td></tr>
</table>

注 1)既設とは、平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されている施設である（設置の工事が着手されているものを含む。）。

2)ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率を示す。

3)平成 18 年 4 月 1 日以前に設置（設置の工事が着手されているものを含む。）された施設については平成 22 年 3 月 31 日まで揮発性有機化合物の排出基準が適用猶予されていた。

資料：「大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2」（昭和 43 年 11 月政令第 329 号、最終改正平成 25 年 12 月政令第 337 号）
「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係」（平成 25 年 4 月、埼玉県）

エ．炭化水素類の規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定炭化水素類発生施設（高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。）に係る規制基準は、表 3.1.19 に示すとおりである。

表 3.1.19 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定炭化水素類の規制基準

区分	施設の種類	規制対象規模	規制基準
1	貯蔵用 屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク（一タンクの貯蔵 容量が 500kL 以上のもの）	次の各号のいずれかに該当すること 1. タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2	給油用 地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が 27kL 以上となる事業所に設置されているもの）	次の各号のいずれかに該当すること 1. タンク自動車の炭化水素類を運送するためのタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
3	出荷用 ローディング アーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの（一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が 1,000kL 以上となる事業所に設置されているもの）	次の各号のいずれかに該当すること 1. 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
4	ドライ クリーニング 用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が 23kg 以上となる事業所に設置されているもの	処理設備（内蔵されるものを含む）を設置し、適正に稼働させること
5	製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が 180L 以上であること	次の各号のいずれかに該当すること 1. 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
6	使用施設	物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。）を使用する規則で定める施設※ （炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象） ※規則で定める施設（規則第 30 条第 2 項、規則別表第 3） ①塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付け施設） ②印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付け施設） ③接着の用に供する施設（接着又は乾燥施設） ④その他の施設（洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの）	次の各号のいずれかに該当すること 1. 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる） 2. 1 を除く使用施設 ・規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる） 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるＡの値が 30%以下であること。 Ａ＝{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位 kg）÷原材料の年間使用量（単位 kg）} ×100 ロ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるＢの値が 50%以下であること Ｂ＝{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位 kg）÷原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量（単位 kg）} ×100 ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること

注 1)「処理設備」：気化した揮発性物質を液吸収、吸着、凝縮、直接燃焼、接触（触媒）酸化等により除去する機能を有する設備であり、20℃において 80%（石油系溶剤を使用するドライクリーニング用乾燥機の場合にあっては、65%）以上の除去効率があるものとする。

除去効率＝(除去する気化した揮発性物質の量÷処理設備に導入する気化した揮発性物質の量)×100

2)「原材料」：①使用施設で使用する炭化水素類、②使用施設で使用する炭化水素類含有物、③使用工場等で使用する低揮発性原材料（低揮発性原材料とは、塗装、印刷又は接着の用に供する施設で使用される塗料、印刷インキ又は接着剤であって、揮発性物質の含有率が使用時に 30 質量%以下のもの（揮発性物質を含有しないものも含む。））

資料：「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」（平成 25 年 4 月、埼玉県）

②自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」（平成 4 年法律第 70 号）に基づき、対象地域における窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っている。

調査範囲内での対象となる地域は、杉戸町、幸手市、春日部市、宮代町及び野田市となっている。

資料：「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」（平成 17 年 9 月、環境省）

2)水質

(1) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)は、河川については表3.1.20から表3.1.22に示すとおり、地下水については表3.1.23に示すとおり定められている(平成9年環境庁告示第10号)。なお、計画地周辺河川の類型指定は、中川中流域がC類型、江戸川がA類型となっている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質及び河川の底質に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は表3.1.24に示すとおりである。

表3.1.20 人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1)基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2)「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料:「水質汚濁に係る環境基準について」(環境省)

表 3.1.21 生活環境の保全に関する環境基準（河川その 1）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考 1)基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2)農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注 1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2)水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3)水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4)工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5)環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省）

表 3.1.22 生活環境の保全に関する環境基準（河川その 2）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考）基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省）

表 3.1.23 地下水の環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ＰＣ Ｂ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/Ｌ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/Ｌ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/Ｌ以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、 その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格Ｋ0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格Ｋ0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4　1，2―ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「平成 24 年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）

表 3.1.24 ダイオキシン類に関する環境基準

項　目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水　質	年間平均値が 1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

資料：「平成 24 年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

①水質汚濁防止法に基づく排水基準、及び指定水域又は指定地域

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づく水質汚濁に係る排水基準は、表 3.1.25(1)～(2)に示すとおりである。

また、「埼玉県生活環境保全条例」では特定施設の種類（業種その他の区分）及び排出水の量に応じ、表 3.1.26 に示す上乗せ基準が埼玉県県内全域の公共用水域について適用されている。

さらに、総量規制に係る閉鎖性水域として東京湾が指定されており、計画地の位置する杉戸町は規制対象地域に該当する。そのため、排水量 50 ㎥/日以上の特定事業所は、COD、窒素含有量及び燐含有量について総量規制基準が適用される。

なお、計画地内において発生する排水については、公共下水道により処理する計画であり、表 3.1.27 に示す「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく基準が適用される。

表 3.1.25(1) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（生活項目）

項目		単位	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）		－	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量		mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質量		mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物含有量	鉱油類含有量	mg/L	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	30
フェノール類含有量		mg/L	5
銅含有量		mg/L	3
亜鉛含有量		mg/L	2
溶解性鉄含有量		mg/L	10
溶解性マンガン含有量		mg/L	10
クロム含有量		mg/L	2
大腸菌群数		個/cm^3	日間平均 3,000
窒素含有量		mg/L	120（日間平均 60）
燐含有量		mg/L	16（日間平均 8）

注 1)「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2)この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 ㎥以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3)水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4)水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5)生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6)窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7)燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
資料：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日、総理府令第 35 号　最終改正平成 25 年 9 月 4 日環境省令第 20 号）

表 3.1.25(2) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（健康項目）

項　　目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1L につき カドミウム 0.1mg
シアン化合物	1L につき シアン 1mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1L につき 1mg
鉛及びその化合物	1L につき 鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1L につき 六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1L につき 砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1L につき 水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1L につき 0.003mg
トリクロロエチレン	1L につき 0.3mg
テトラクロロエチレン	1L につき 0.1mg
ジクロロメタン	1L につき 0.2mg
四塩化炭素	1L につき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1L につき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1L につき 1.0mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1L につき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1L につき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1L につき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1L につき 0.02mg
チウラム	1L につき 0.06mg
シマジン	1L につき 0.03mg
チオベンカルブ	1L につき 0.2mg
ベンゼン	1L につき 0.1mg
セレン及びその化合物	1L につきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1L につきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1L につきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1L につきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1L につきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1L につき 0.5mg

注 1)「検出されないこと。」とは、定められた方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2)砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年 政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年 法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日、総理府令第 35 号　最終改正平成 25 年 9 月 4 日環境省令第 20 号）

表 3.1.26 「上乗せ条例」に基づく排水基準

<table>
<tr><th colspan="3">上乗せ項目
特定施設</th><th colspan="2">生物化学的酸素要求量
(BOD)</th><th colspan="2">浮遊物質量
(SS)</th><th>ﾌｪﾉｰﾙ類
含有量</th></tr>
<tr><td>1の2</td><td colspan="2">豚房（総面積 50 ㎡以上）
牛房（総面積 200 ㎡以上）
馬房（総面積 500 ㎡以上）</td><td colspan="2" rowspan="2">80
（日間平均 60）</td><td colspan="2" rowspan="2">150
（日間平均 120）</td><td rowspan="6">5</td></tr>
<tr><td>69</td><td colspan="2">と畜業･死亡獣畜取扱業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2001</td><td colspan="2" rowspan="4">指定地域特定施設
し尿浄化槽（処理対象人員が 201～500 人で指定地域内に設置されるもの）</td><td>既　存</td><td>新　規</td><td>既　存</td><td>新　規</td></tr>
<tr><td rowspan="2">60</td><td rowspan="3">25
（日間平均 20）</td><td rowspan="2">80
（日間平均 70）</td><td rowspan="3">60
（日間平均 50）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">72</td><td rowspan="2">し尿処理施設
処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く</td><td>し尿浄化槽</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>30</td><td>70
（日間平均 60）</td></tr>
<tr><td>73</td><td colspan="2">下水道終末処理施設</td><td colspan="2">25
（日間平均 20）</td><td colspan="2">60
（日間平均 50）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外の特定施設指定排水施設</td><td colspan="2">（日間平均 20）</td><td colspan="2">（日間平均 50）</td><td>1</td></tr>
</table>

注 1)上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。
2)共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。
3)既存・新規の施設：平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設（設置の工事を含む）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。
4)水濁法施行例別表第 1　1 の 2 号の豚房、牛房及び馬房施設については日平均排水量が 30 ㎥（市街化区域にあっては 10 ㎥）以上の場合又は日平均汚濁負荷量（BOD）が 60 kg（市街化区域にあっては、20 kg）以上の場合に適用する。
5)既設・新設の事業場：ある施設が新たに法・条例の対象となった時点でのその施設を設置していた事業場を既設、それ以外を新設とする。

資料：「工場・事業場等排水の水質規制」（平成 24 年 10 月、埼玉県）

表 3.1.27 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準及び特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>基準</th><th>項目</th><th>基準</th></tr>
<tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>0.1mg/L 以下</td><td>シマジン</td><td>0.03mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>シアン化合物</td><td>1mg/L 以下</td><td>チオベンカルブ</td><td>0.2mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>有機燐化合物</td><td>1mg/L 以下</td><td>ベンゼン</td><td>0.1mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>鉛及びその化合物</td><td>0.1mg/L 以下</td><td>セレン及びその化合物</td><td>0.1mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>六価クロム化合物</td><td>0.5mg/L 以下</td><td rowspan="3">ほう素及びその化合物</td><td rowspan="3">河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道等 10mg/L 以下
海域を放流先とする公共下水道等 230mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>砒素及びその化合物</td><td>0.1mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>水銀及びアルキル水銀
その他の水銀化合物</td><td>0.005mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>検出されないこと。</td><td rowspan="4">ふつ素及びその化合物</td><td rowspan="4">河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道等 8mg/L 以下
海域を放流先とする公共下水道等 15mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>ポリ塩化ビフェニル</td><td>0.003mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.3mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.1mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.2mg/L 以下</td><td>1,4-ジオキサン</td><td>0.5mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>四塩化炭素</td><td>0.02mg/L 以下</td><td>フェノール類</td><td>5mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.04mg/L 以下</td><td>銅及びその化合物</td><td>3mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>1mg/L 以下</td><td>亜鉛及びその化合物</td><td>2mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.4mg/L 以下</td><td>鉄及びその化合物（溶解性）</td><td>10mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>3mg/L 以下</td><td rowspan="2">マンガン及びその化合物
（溶解性）</td><td rowspan="2">10mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.06mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.02mg/L 以下</td><td>クロム及びその化合物</td><td>2mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>チウラム</td><td>0.06mg/L 以下</td><td>ダイオキシン類</td><td>10pg/L 以下</td></tr>
<tr><td>アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量</td><td>380mg/L 未満</td><td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量
（鉱油類含有量）</td><td>5mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>水素イオン濃度（pH）</td><td>5～9 未満</td><td rowspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量
（動植物油脂類含有量）</td><td rowspan="2">30mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>生物化学的酸素要求量（BOD）</td><td>600mg/L 未満(5 日間)</td></tr>
<tr><td>浮遊物質量（SS）</td><td>600mg/L 未満</td><td>窒素含有量</td><td>240mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>沃素消費量</td><td>220mg/L 未満</td><td>燐含有量</td><td>32mg/L 未満</td></tr>
</table>

注）沃素消費量は、「埼玉県流域下水道接続等取扱要綱に基づく公共下水道管理者の水質に係る原因調査依頼を行う基準」に適用される基準を示している。

資料：下水道法施行令（昭和 34 年 4 月政令第 147 号　最終改正：平成 24 年 5 月政令第 148 号）

3)騒音

(1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）は表 3.1.28 に示すとおりである。

計画地は用途地域の定めのない地域(前掲図 3.1.2 参照)であり B 地域となっている。なお、主要地方道松伏春日部関宿線に面する道路端から 15mの範囲については、幹線道路を担う道路に近接する空間が適用される。

表 3.1.28　騒音に係る環境基準

地域の類型／地域の区分			時間の区分	
			昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
一般地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）			70dB 以下	65dB 以下

備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

注 1)車線とは､1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2 車線以下の車線を有する道路 15m

・2 車線を超える車線を有する道路 20m

資料：「騒音に係る環境基準について」（環境省）

「騒音に係る環境基準」（埼玉県環境部水環境課）

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

①騒音規制法に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 96 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は表 3.1.29 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない地域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 2 種区域となっている。

表 3.1.29　「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分		時間の区分		
		朝・夕 （午前 6 時から午前 8 時、午後 7 時から午後 10 時）	昼間 （午前 8 時から午後 7 時）	夜間 （午後 10 時から翌午前 6 時）
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB
第 2 種区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	50dB	55dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB	65dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部）	65dB	70dB	60dB

備考）第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50m以内における規制基準は、それぞれの区域の定める当該値から 5dB を減じた値とする。

資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」（埼玉県環境部水環境課）

②騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は表 3.1.30 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない地域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 1 号区域となっている。

表 3.1.30 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域の区分 ＼ 基準種別		敷地境界における基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 号区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m以内の区域	85dB	午後 7 時 から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 ・ 休日
第 2 号区域	工業地域 工業専用地域 （一部地域・騒音のみ指定）		午後 10 時 から 午前 6 時	14 時間/日		

備考 1)規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

2)騒音規制法対象となる特定建設作業は以下の通りである。

1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）

2 びょう打機を使用する作業

3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。）

4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力 15kW 以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）

5 コンクリートプラント（混練容量 0.45 ㎥以上）又はアスファルトプラント（混練重量 200kg 以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）

6 バックホウ（定格出力 80kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

7 トラクターショベル（定格出力 70kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

8 ブルドーザー（定格出力 40kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

資料：「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」（埼玉県環境部水環境課）

③騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 3.1.31 に示すとおりである。

計画地は用途地域の定めのない区域（前掲図 3.1.2 参照）でありｂ区域となっている。なお、主要地方道松伏春日部関宿線に面する区域については、ｂ区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域が適用される。

表 3.1.31　「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 （午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜間 （午後 10 時から 翌午前 6 時まで）
1	a 区域及びｂ区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB（75dB）	55dB（70dB）
2	a 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域	70dB（75dB）	65dB（70dB）
3	ｂ区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 区域のうち車線を揺する道路に面する区域	75dB（75dB）	70dB（70dB）

注 1)（ ）内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。
2)a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
ｂ区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない区域
c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域
資料：「平成 24 年版 埼玉県環境白書」（埼玉県ホームページ）

4) 振動

(1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

①振動規制法に基づく特定工場・指定振動施設等の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は表 3.1.32 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない区域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 1 種区域となっている。

表 3.1.32　「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 （午前8時から午後7時まで）	夜間 （午後 7 時から翌午前 8 時まで）
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

備考 1)表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。
2)規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
3)学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50ｍの区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。
資料：「工場・事業場等の騒音・振動規制について」（埼玉県環境部水環境課）

②振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は表 3.1.33 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない区域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 1 号区域となっている。

表 3.1.33　「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域の区分 ＼ 基準種別		敷地境界における基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 号区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m以内の区域	75dB	午後 7 時 から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜日 ・ 休日
第 2 号区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）		午後 10 時 から 午前 6 時	14 時間/日		

備考 1)規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

2)振動規制法対象となる特定建設作業は以下の通りである。

1 くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業

2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。）

4 ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。）

資料：「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」（埼玉県環境部水環境課）

③振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.1.34 に示すとおりである。

計画地は用途地域の指定のない区域（前掲図 3.1.2 参照）であり第 1 種区域となっている。

表 3.1.34　「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 （午前 7 時から午後 8 時まで）	夜間 （午後 8 時から翌午前 7 時まで）
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

備考 1)振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2)規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

3)学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

資料：「平成 22 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部水環境課）

5)土壌汚染

(1) 環境基本に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号、平成26年環境省告示第44号最終改正）は表3.1.35に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表3.1.36に示すとおりである。

表3.1.35 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セ レ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

注1)環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2)カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3)「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4)有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（環境省）

表3.1.36 土壌汚染のダイオキシン類に係る環境基準

項　目	基　準　値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

資料：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」（環境省）

6) 地盤沈下

(1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

計画地の位置する杉戸町には、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく規制地域の指定はない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域に指定している。計画地の位置する杉戸町は、第一種指定地域に指定されており、表 3.1.37 に示す地下水採取規制の許可基準が定められている。

表 3.1.37　地下水採取規制の許可・届出基準

対象地域	規制内容	許可・届出基準
第一種指定地域	許可（揚水機の吐出口断面積 6cm^2 超）	①ストレーナーの位置は、650m以深 ②揚水機の吐出口断面積の合計 21cm^2 以下
	届出(揚水機の吐出口断面積 6cm^2 以下)	①モーターの定格出力 2.2kW 以下 ②地下水の採取量 1 日当たり最大 50m^3 以下
第二種指定地域	届出（揚水機の吐出口断面積 6cm^2 超）	揚水機の吐出口断面積の合計 21cm^2 以下

資料：「埼玉県の地下水採取規制について」（埼玉県環境部水環境課）

7) 悪臭

(1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制基準は表 3.1.38 に示すとおりである。

計画地の位置する杉戸町は、臭気指数による規制地域（基準値 1）となっており、計画地の区域区分は B 区域となっている。なお、計画地の位置する杉戸町には、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域の指定はない。

表 3.1.38　「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制基準

区域区分		基準値	
		基準値 1	基準値 2
A 区域	B、C 区域を除く区域	臭気指数 15	臭気指数 15
B 区域	農業振興地域	臭気指数 18	臭気指数 21
C 区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数 18	臭気指数 18

注）臭気指数とは、臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値である。

臭気指数＝$10 \times \log_{10}$（臭気濃度）

資料：「悪臭防止法（臭気指数規制）」（埼玉県環境部水環境課）

8)景観

景観については、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）のほか、地域の特性を活かした景観形成を推進して魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的として制定された「埼玉県景観条例」（平成 19 年埼玉県条例第 42 号）、埼玉県景観規則（平成 19 年埼玉県規則第 90 号）、埼玉県景観計画（平成 19 年、埼玉県都市整備部）により規制されている。

「埼玉県景観計画」においては、埼玉県内全域を景観計画区域（景観行政団体である市町村等の区域を除く。）としており、さらに景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分している。計画地の位置する杉戸町は一般課題対応区域となっている。

9)廃棄物

持続可能な循環型社会の形成を図るために、埼玉県では県内の廃棄物の状況を把握し、発生抑制、再生利用、適正処理を推進するため、「第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画」（平成 23 年 3 月、埼玉県）において、一般廃棄物の排出量と最終処分量の削減目標、産業廃棄物の最終処分量の削減目標と最終処分率の目標が設定されている。

10)地球温暖化

地球温暖化防止の取り組みとして、埼玉県では 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 25%削減することを目標として、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」（平成 21 年 2 月、埼玉県）が策定されている。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年条例第 9 号）が制定され、同条例に基づき「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」（平成 22 年）が策定されている。

11) 自然関係法令等

(1) 自然関係法令等に基づく指定状況

計画地及び調査範囲における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は表3.1.39(1)～(2)に示すとおりである。

計画地は、鳥獣保護区（特定猟具使用禁止区域（銃））、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、農用地区域、景観計画区域（一般課題対応区域）に指定されている。

表 3.1.39(1)　計画地及び調査範囲の自然関係法令等に基づく指定状況

地域その他の対象			指定等の有無		関係法令等
			計画地	調査範囲	
自然保護関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
			×	×	千葉県立自然公園条例
			×	×	茨城県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
			×	×	埼玉県自然環境保全条例
			×	×	千葉県自然環境保全条例
			×	×	茨城県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	×	
		ふるさとの森等	×	×	
		緑地環境保全地域	×	×	千葉県自然環境保全条例
			×	×	茨城県自然環境保全条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	
		登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×	ラムサール条約
国土防災関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	○	
	土砂災害警戒区域		×	×	土砂災害防止法
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
			×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
			○	○	埼玉県生活環境保全条例
			×	○	千葉県環境保全条例
			×	○	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例

表 3.1.39(2)　計画地及び調査範囲の自然関係法令等に基づく指定状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		計画地	調査範囲	
土地利用関係	都市地域	○	○	都市計画法
	市街化区域	×	○	
	市街化調整区域	○	○	
	その他の用途地域	×	×	
	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農用地区域	○	○	
	森林地域	×	○	森林法
	国有林	×	×	
	地域森林計画対象民有林	×	○	
	保安林	×	×	
文化財保護法	史跡・名称・天然記念物（国・県・市・町指定）	×	×	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	×	千葉県文化財保護条例
		×	×	茨城県文化財保護条例
		×	○	幸手市文化財保護条例
		×	○	春日部市文化財保護条例
		×	○	杉戸町文化財保護条例
		×	×	宮代町文化財保護条例
		×	○	境町文化財保護条例
		×	×	坂東市文化財保護条例
		×	×	五霞町文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法
	景観計画区域（一般課題対応区域）	○	○	埼玉県景観条例
	景観計画区域（特定課題対応区域）	×	○	
	景観計画区域（景観形成推進区域）	×	×	
	都市景観形成重点地区	×	×	春日部市都市景観条例
	景観計画	×	×	千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例
	景観形成地区	×	×	茨城県景観形成条例

①首都圏近郊緑地保全法

調査範囲には、「首都圏近隣緑地保全法」（昭和 41 年法律第 101 号）に基づく近郊緑地保全区域（利根川･菅生沼近郊緑地保全区域）の指定がある。なお、計画地に近郊緑地保全区域の指定はない。

②鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況は図 3.1.10 に示すとおりである。

調査範囲には鳥獣保護区が 1 箇所、特定猟具使用禁止区域（銃）が 8 箇所ある。計画地には、泉地区特定猟具使用禁止区域（銃）の指定がある。

③河川法

調査範囲には、「河川法」（昭和 39 年法律第 167）に基づく河川区域及び河川保全区域の指定がある。なお、計画地に河川区域及び河川保全区域の指定はない。

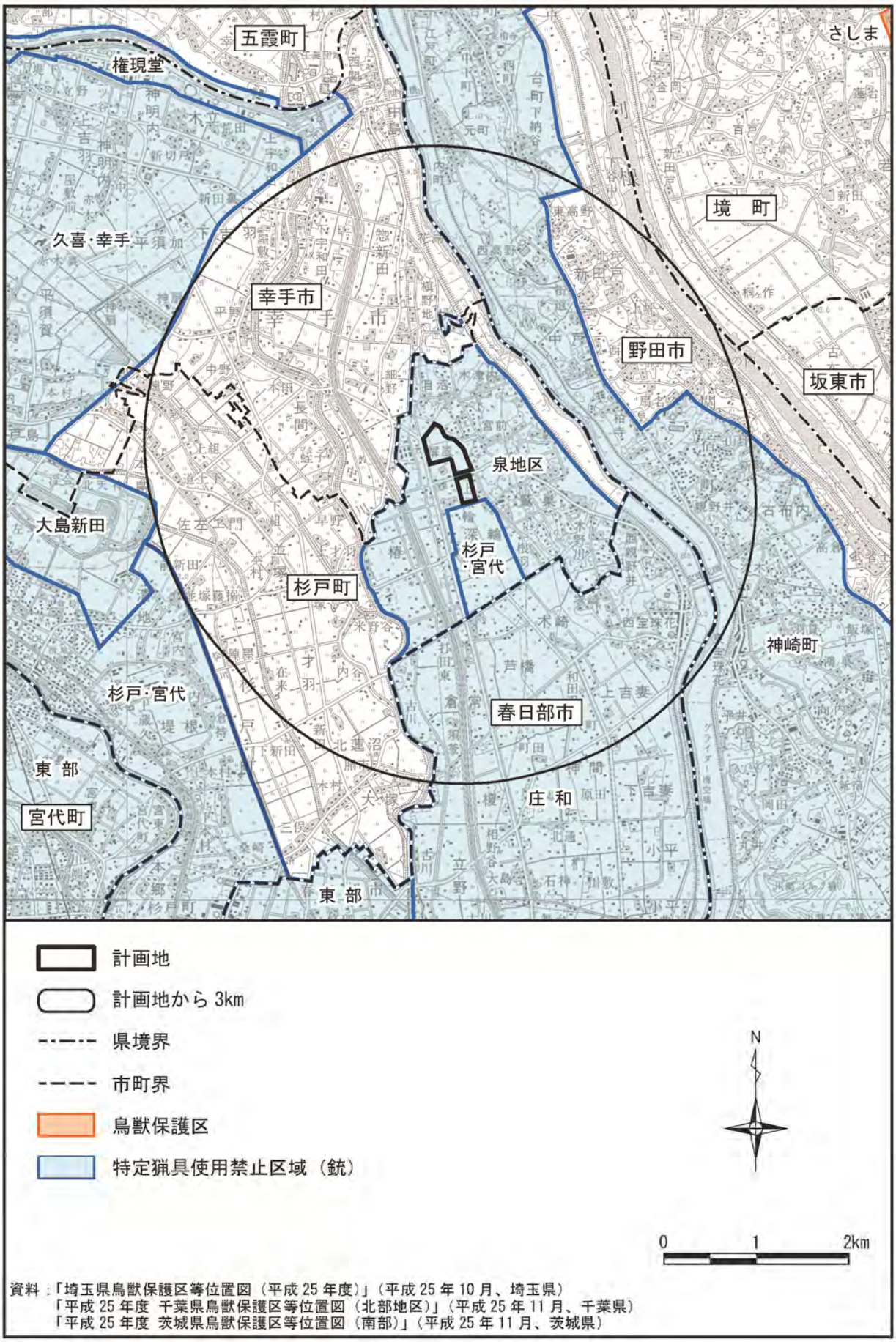

資料：「埼玉県鳥獣保護区等位置図（平成 25 年度）」（平成 25 年 10 月、埼玉県）
「平成 25 年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（平成 25 年 11 月、千葉県）
「平成 25 年度 茨城県鳥獣保護区等位置図（南部）」（平成 25 年 11 月、茨城県）

図 3.1.10 鳥獣保護区等の指定状況

3-1-8 その他

1)圏央道周辺整備に関する埼玉県の方針等

(1) 埼玉県5か年計画-安心・成長・自立自尊の埼玉へ-（平成24年6月）

本計画は、国内の急速な高齢化に加え、東日本大震災という未曾有の災害により、国の社会は大きな変革を迫られている中、時代の変化に的確に対応し、新たな社会モデルを構築していくための埼玉県の進路と戦略がまとめられている。

分野別施策のうち、「産業集積の推進」では、鉄道網や道路網が充実している特性を活かし、消費立地型企業などの誘致を進めるとともに、成長産業の発展を見据えた企業立地を進めるとしている。さらに、圏央道沿線の地域経済の活性化につながる産業集積を推進するとしている。

また、「埼玉の成長を支えるまちづくり」では、圏央道などの整備に伴って県内における企業立地の需要が高まっていることから、インターチェンジ周辺などに豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備をしていくとされている。

計画の戦略指標は表3.1.40に示すとおりである。

表3.1.40　戦略指標

指標名	目標値	目標達成期間
新規の企業立地件数(累計)	200件	平成19年度～平成23年度
	250件	平成24年度～平成28年度
新たに基盤整備される面積	280ha	平成24年度～平成28年度

資料：「ゆとりとチャンスの埼玉プラン(埼玉県5か年計画)(平成19年2月、埼玉県)
「埼玉県5か年計画-安心・成長・自立自尊の埼玉へ-」(平成24年6月、埼玉県)

(2) 第4次埼玉県国土利用計画（平成22年12月）

第4次埼玉県国土利用計画では、「県土は、現在及び将来における埼玉県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であるため、土地の利用は、公共の福祉を優先させ、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を進めながら、本県が目指す将来像『ゆとりとチャンスの埼玉』を実現するため、総合的かつ計画的に行う」とされている。

同計画では、産業集積に必要な基盤づくりとして、自然、歴史、文化、産業など様々な地域資源を生かして、活力ある地域づくりを進めるため、地域の特性に応じた産業基盤整備を推進するとされている。

特に圏央道整備に伴い、新たな企業立地が見込まれる地域においては、地域特性を生かした産業集積を支援し、今後、産業集積が予測される地域であって、特に優良農用地や優れた田園景観が残る地域では、計画開発を基本とするとともに、産業基盤整備にあたっては、営農条件や景観の悪化を抑止し、あわせて、周辺の田園環境と調和した緑地の創出を図るとされている。

(3) 埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画（平成 25 年 4 月）

埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画は、企業立地促進法（通称）に基づき経済産業省の同意を得た計画であり、杉戸町を含む圏央道・外環道地域の 35 市 14 町 1 村を対象としている。

集積業種は、県内主要産業である自動車関連産業、食品産業、医療品関連産業、流通加工業を対象とし、集積の促進と活性化を目指している。

(4) 埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針（平成 25 年 4 月）

埼玉県では、圏央道の開通を契機とし、圏央道のインターチェンジから概ね 5km の範囲を「田園環境と調和した産業基盤の整備」を行うために「田園都市産業ゾーン基本方針」を定めている。

本基本方針では、「消費地立地型の食品製造業や次世代産業の環境・エネルギー関連産業のほか交通利便性を生かした流通加工業などの集積」及び「5 か年で 280ha の産業基盤整備」を目標としている。

また、産業基盤づくりに当たっては、田園環境との調和を目指すと記載されている。

(5) 埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）

埼玉県土地利用基本計画は、国土利用計画法第 9 条の規定に基づき、埼玉県の区域について、適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画全国計画と埼玉県国土利用計画を基本として策定するものである。

県土の利用区分は、本県における自然的、社会的、経済的条件を考慮して定めた「第 4 次埼玉県国土利用計画」の地域区分と同じであり、杉戸町は圏央道地域に位置する（「第 3 次埼玉県国土利用計画」では、県南東部地域とされている。）。

圏央道地域は、東京都心から概ね 30～60km 圏にあり西部の丘陵地から東部の低地まで様々な自然環境と地域文化を有している。今後、圏央道の整備により一層の発展が期待されている地域であると記載され、特に圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていく。また、沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努めていくと記載されている。

また、工業用地の誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めると記載されている。

2) 杉戸町の対象計画に対する対象計画区域の位置づけ

(1) 第 5 次杉戸町総合振興計画（平成 23～32 年度）

まちづくりの基本理念は、時代の潮流を踏まえ、住民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したもので、住民共通の目標である町民憲章の精神に基づきながら「人と緑を生かしたオアシスの創造」としている。

計画的な土地利用の推進では、住居系及び工業系の新市街地の形成については、地域住民の意向や社会情勢を勘案しつつ、計画的で秩序ある開発に努めるものとしている。

なお、計画地は工業系開発検討ゾーンに位置づけられている。

(2) 杉戸町都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）

将来都市像は、『「すき」と言えるマイシティ』で人と緑にやさしく活力のある都市の創造としている。

都市づくりの目標は、「自然と調和した個性ある都市環境の創造」「利便性の高い賑わいのある市街地環境の創造」「人に優しい快適で潤いのある生活環境の創造」としている。

都市機能拠点の配置では、杉戸深輪産業団地を工業拠点として育成するものとし、また、将来の工業地需要に対応する観点から、新たな工業系用地の配置を計画するものとしている。

①土地利用方針

土地利用の方針では、工業用地については、町の活性化と就業機会の増大を図るため、周辺環境に配慮しつつ、生産環境の向上及び優良企業の誘致に必要な用地を確保するとともに、緑地などのオープンスペースの確保や地区計画制度の導入を検討するものとしている。また、将来の工業地需要に対応するため、本郷工業専用地域及び杉戸深輪産業団地の周辺地域において新たな工業系用地の確保を目指すこととしている。

②幹線道路整備構想

都市施設整備に関する方針では、工業団地に関連する整備構想として、惣新田バイパス、国道４号バイパスがある。

③地域別構想

計画地は、泉地域に該当しており、町域の東部に位置し、農地及び集落や住宅団地と杉戸深輪産業団地を主体とした区域である。地域の中央部に位置する深輪地区では、杉戸深輪産業団地が整備され、杉戸町の工業拠点となっており、国道４号バイパス及び東埼玉道路の整備により、当該地区のポテンシャルが高まってきている。

主要課題として、地域の活力を高める工業団地の促進が上げられている。

泉地区のまちづくり方針の中での工業地の記述では、将来の工業地需要に対応するため、深輪地区周辺に位置する深輪・屏風地域において、幹線道路整備などとともに、新たに緑地などの緩衝帯を十分に設けた周辺環境に配慮した工業系土地利用の確保を県に要望するものとしている。また、交通体系では、国道４号バイパス、東埼玉道路の整備の促進を要請するものとしている。

(3) 杉戸町緑の基本計画（平成 15 年 3 月）

緑の基本計画では、農地を中心とする緑の特徴や水辺を特徴とする自然環境に配慮しながら、町の緑を守り、つくっていくための基本的な考え方を定め、それを実現するための方策を示し、住民、事業者、行政が一体となって取り組むことを目的としている。

緑づくりのイメージは、『水と緑あざやかな田園のまちに！』であり、杉戸町の緑の将来像では、市街地が広がる地域で周辺を散策道等でネットワークする計画とされている。

計画地周辺は、今後、市街地が広がる地域として位置付けられており、周辺を散策路等で繋げ、公園や公共施設等の拠点を合わせて整備するイメージが形成されている。

なお、計画の基本方針は、以下に示すとおりである。

【基本方針】

・杉戸町の緑の特徴を示す田園風景を積極的に保全・活用します。
・身近な水辺環境をより親しめる自然豊かな緑の環境として活用します。
・地域の歴史・文化に関わる貴重な樹林を保全します。
・身近に利用できる公園・緑地を提供します。
・住民・事業者自身が町の緑を育て、守っていくことを目標とします。

(4) 杉戸町環境基本計画（平成 15 年 3 月）

杉戸町環境基本計画では、環境の将来像として『良好な環境を持続しながら発展しているまち』など、下記の 5 項目が掲げられており、これらを踏まえ、杉戸町では地域ごとに環境配慮のための指針が定められている。

計画地が属する東部地域の泉地区では、計画地周辺において、深輪産業団地におけるゼロエミッション地域づくりの検討やごみの発生抑制やリサイクルに配慮した工業活動の推進、地区計画制度等の導入による良好な街並み景観の形成などが環境配慮指針としてあげられている。

なお、計画における「環境の将来像」及び「環境配慮指針」は以下に示すとおりである。

【環境の将来像】

・良好な環境を持続しながら発展しているまち
・生きものの多様性を育む豊かな自然のあるまち
・健康で安全に生活できるまち
・資源の無駄づかいをやめ、地球環境の保全に寄与するまち
・快適に、そして心豊かに暮らせるまち

【環境配慮指針】

［自然環境］

・江戸川沿いの台地上に散在する雑木林の保存及びその適切な維持管理を図る。
・江戸川のスーパー堤防に確保された緑地（草地）の適正な維持管理を図る。

［食料・農業・農村］

・無秩序な宅地開発等の土地利用転換を防止し、農地の保全に努める。
・休耕地の有効利用、もしくは適正な維持管理を誘導し、良好な農村景観の保全、形成に努める。

・生ごみの堆肥化に努め、農業や家庭菜園への活用を図る。

［水環境］

・下水道計画区域内において、公共下水道の整備を進めるとともに普及率の向上に努める。

・下水道計画区域外では、合併処理浄化槽、又は農業集落排水による生活、事業排水の浄化に努める。

［ごみとリサイクル］

・杉戸深輪産業団地におけるゼロエミッション地域づくりの検討を行う。

・杉戸深輪産業団地におけるごみの発生抑制やリサイクルに配慮した工業活動を推進する。

［交通システム］

・民間及び公設バスの利便性向上による駅までのアクセス性の確保など、公共交通機関の充実に努める。

・国道 4 号バイパス及び主要交差点において、大気汚染調査の実施を検討する。

［魅力あふれる景観・心地よい暮らし］

・古墳群をはじめとする貴重な地域の遺産の調査・研究及び保存、管理を推進する。

・杉戸深輪産業団地において、地区計画制度等の導入を検討し、良好な街並み景観の形成を図る。

［広域的視点からみた環境］

・広域レベルでの連携により、国道 4 号バイパスにおけるディーゼル車の排出ガス規制や植樹帯の設置等の交通公害緩和を図る。

・河川流域市町との連携による江戸川クリーン活動の実施を推進する。

3-2 自然的状況

3-2-1 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況

1)大気質の状況

計画地周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）が 4 測定局（野田桐ケ作、春日部、幸手及び久喜）、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）が 1 測定局（久喜本町自排）ある。

測定項目は表 3.2.1 に、測定局の位置は図 3.2.1 に示すとおりである。

また、このほかに、春日部市役所において有害大気汚染物質、久喜局においてダイオキシン類の測定が行われている。

表 3.2.1　測定項目

種　類	測定局	所在地 （測定場所）	二酸化硫黄 (SO_2)	二酸化窒素 (NO_2)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	一酸化炭素 (CO)	微小粒子状物質 (PM2.5)	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
一般局	野田桐ヶ作	野田市 桐ヶ作 415-1 （二川中学校）	－	○	○	○	－	○	－	－
	春日部	春日部市 谷原 1-3 （谷原第 1 公園）	○	○	○	○	－	－	－	－
	幸　手	幸手市 幸手 2262 （市所有地）	○	○	○	○	－	○	－	－
	久　喜	久喜市 江面 85 （久喜南中学校）	－	○	○	○	－	－	－	○
自排局	久喜本町自排	久喜市 本町 7-913-1 （市所有地）	－	○	○	－	－	－	－	－
－	春日部	春日部市 中央 6-2 （春日部市役所）	－	－	－	－	－	－	○	－

資料：「埼玉県の大気状況」（埼玉県ホームページ）
「大気環境調査に関するページ」（埼玉県ホームページ）
「平成 23 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

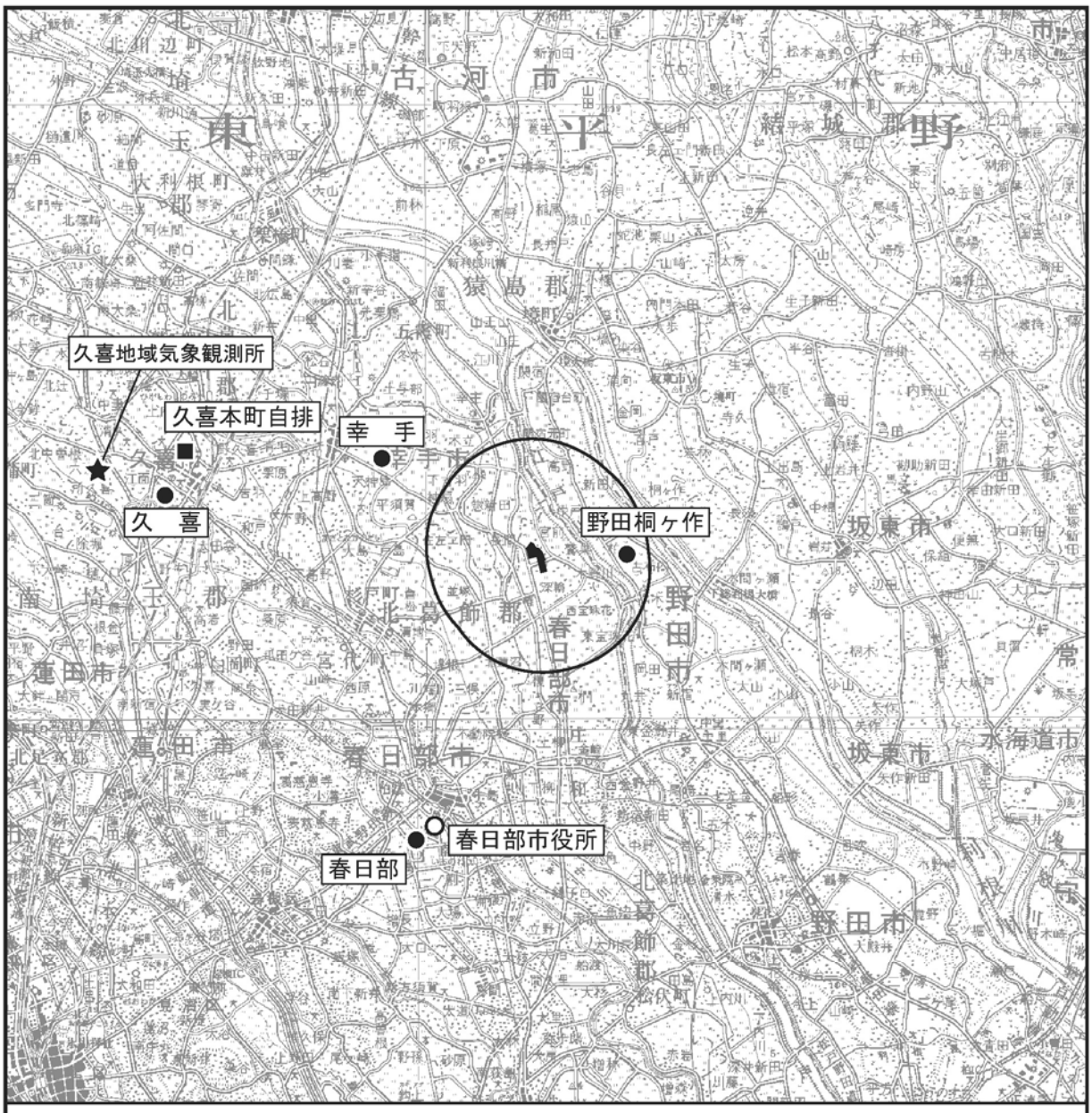

資料：「埼玉県の大気状況」（埼玉県ホームページ）
「平成 23 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

図 3.2.1　大気測定局位置図

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定結果は表 3.2.2 に、過去 5 年間の日平均値の 2%除外値の経年変化は図 3.2.2 に示すとおりである。

平成 24 年度の測定結果では、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、過去 5 年間の日平均値の 2%除外値はほぼ横ばいで推移しており、いずれの測定局も環境基準を下回っている。

表 3.2.2　二酸化硫黄の測定結果（平成 24 年度）

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準	
				長期的評価	短期的評価
春日部	0.001	0.002	無	○	○
幸　手	0.001	0.002	無	○	○

注 1)環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ｐｐｍ以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」である。
2)短期的評価は、「1 時間値が 0.1ppm 以下で、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
3)長期的評価は、「日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
資料:「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）

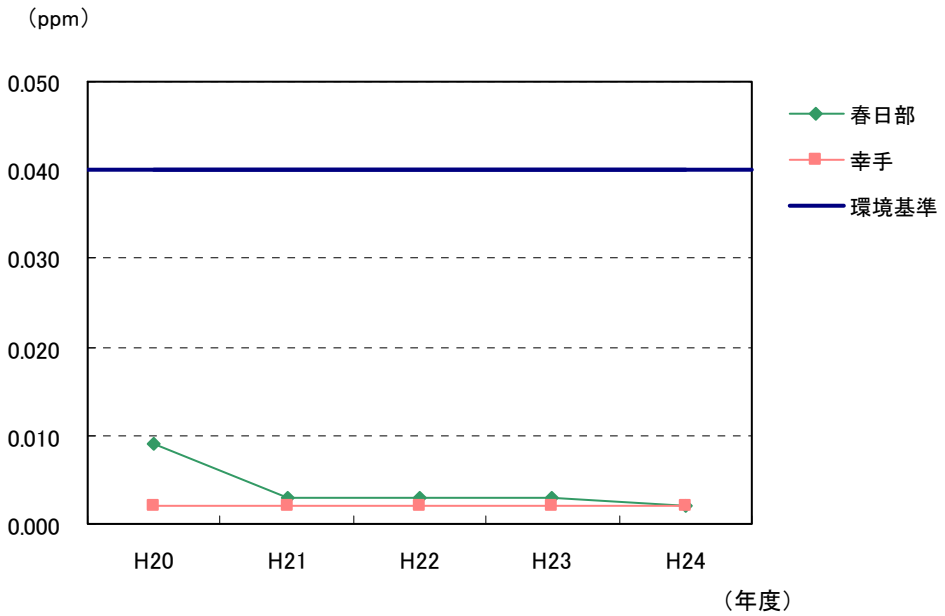

資料:「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）

図 3.2.2 二酸化硫黄の経年変化（日平均値の 2%除外値）

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果は表 3.2.3 に、過去 5 年間の日平均値の年間 98%値の経年変化は図 3.2.3 に示すとおりである。

平成 24 年度の測定結果では、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、過去 5 年間の日平均値の年間 98%値はほぼ横ばいで推移しており、いずれの測定局も環境基準を下回っている。

表 3.2.3　二酸化窒素の測定結果（平成 24 年度）

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	環境基準
野田桐ヶ作	0.012	0.030	○
春日部	0.015	0.032	○
幸　手	0.013	0.029	○
久　喜	0.016	0.033	○
久喜本町自排	0.027	0.047	○

注 1)環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」である。
2)評価は、「年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値（98%値）が、0.06ppm 以下に維持されること。」を満足した場合は「○」とし、満足しない場合は「×」とした。
資料：「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）
「平成 24 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

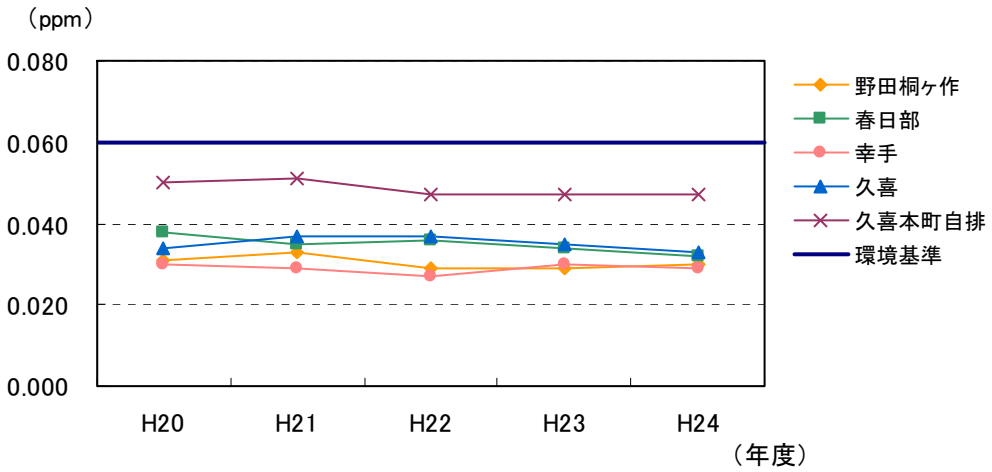

資料:「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）
「平成 24 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

図 3.2.3 二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間 98%値）

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果は表 3.2.4 に、過去 5 年間の日平均値の 2%除外値の経年変化は図 3.2.4 に示すとおりである。

平成 24 年度の測定結果では、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、過去 5 年間の日平均値の 2%除外値は、野田桐ヶ作を除きほぼ横ばいで推移しており、いずれの測定局も環境基準を下回っている。

表 3.2.4 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 24 年度）

測定局	年平均値 (mg/m³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m³)	日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準	
				長期的評価	短期的評価
野田桐ヶ作	0.032	0.072	無	○	○
春日部	0.020	0.054	無	○	○
幸　手	0.030	0.064	無	○	○
久　喜	0.020	0.051	無	○	○
久喜本町自排	0.024	0.058	無	○	○

注 1)環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³以下であること。」である。
2)短期的評価は、「1 時間値が 0.20mg/m³以下で、かつ、日平均値が 0.10mg/m³以下であること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
3)長期的評価の評価方法は、「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続していないこと」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

資料：「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）
「平成 24 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

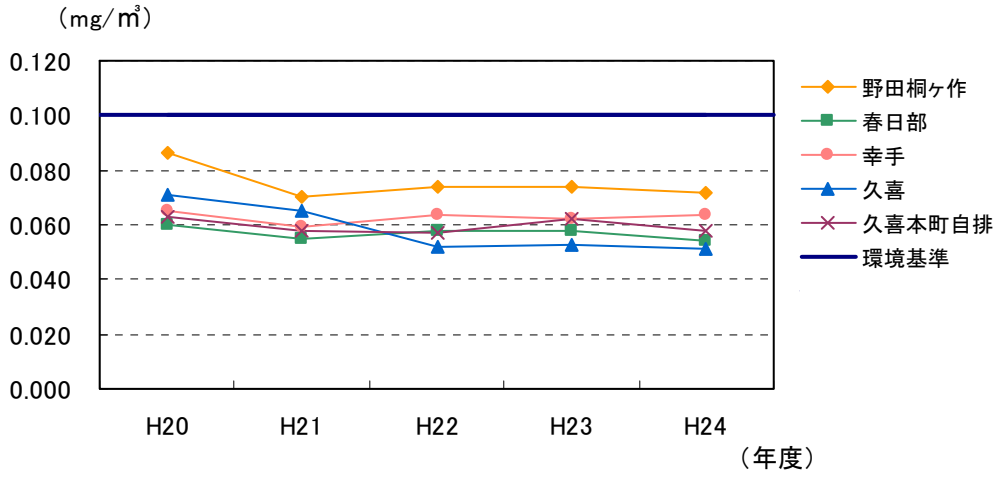

資料:「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）
「平成 24 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

図 3.2.4　浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の 2%除外値）

(4) 一酸化炭素

野田桐ヶ作、春日部、幸手、久喜及び久喜本町自排の各測定局では、一酸化炭素の測定は行われていない。

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果は表 3.2.5 に、過去 5 年間の昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数の経年変化は図 3.2.5 に示すとおりである。

平成 24 年度の測定結果では、いずれの測定局も環境基準を達成していない。また、過去 5 年間の昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数はほぼ横ばいで推移している。

表 3.2.5 光化学オキシダントの測定結果（平成 24 年度）

測定局	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数（日）	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数（時間）	環境基準
野田桐ヶ作	91	425	×
春日部	88	414	×
幸　手	88	405	×
久　喜	109	531	×

注 1)環境基準は、「1 時間値が 0.06ppm 以下であること。」である。
2)評価方法は、「年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。（ただし 5 時～20 時の昼間時間帯について評価する）。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
資料：「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）
「平成 24 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

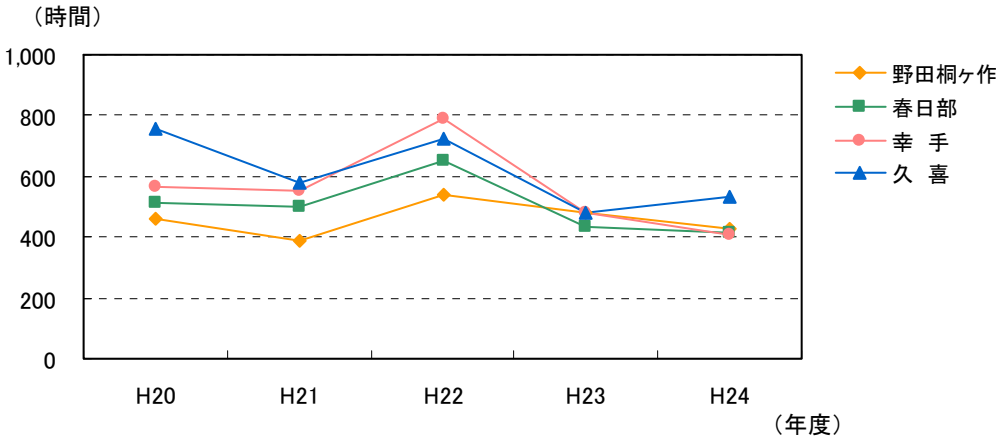

資料:「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）
「平成 24 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

図 3.2.5 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数）

(6) 有害大気汚染物質

春日部市役所における有害大気汚染物質の測定結果は表 3.2.6 に示すとおりである。

平成 24 年度の測定結果では、環境基準や指針値が指定されている 12 物質について、それぞれの基準値や指針値を達成している。

表 3.2.6　有害大気汚染物質の測定結果（平成 24 年度）

物質名	単位	有害大気汚染物質（年平均値）	環境基準※1	指針値※2
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	μg/m³	1.1	3	－
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	μg/m³	0.91	200	－
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	μg/m³	0.13	200	－
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	μg/m³	2.2	150	－
ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙ	μg/m³	0.057	－	2.0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ	μg/m³	0.053	－	10
ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	μg/m³	0.16	－	18
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	μg/m³	0.084	－	1.6
1,3-ﾌﾞﾀｼﾞｴﾝ	μg/m³	0.093	－	2.5
水銀及びその化合物	ng/m³	2.1	－	40
ﾆｯｹﾙ化合物	ng/m³	7.3	－	25
ヒ素及びその化合物	ng/m³	1.3	－	6.0
塩化ﾒﾁﾙ	μg/m³	1.5	－	－
ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄ	μg/m³	2.4	－	－
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	μg/m³	2.6	－	－
酸化ｴﾁﾚﾝ	μg/m³	0.12	－	－
ﾍﾞﾝｿﾞ[a]ﾋﾟﾚﾝ	ng/m³	0.21	－	－
ﾍﾞﾘﾘｳﾑ及びその化合物	ng/m³	0.026	－	－
ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	ng/m³	28	－	－
ｸﾛﾑ及びその化合物	ng/m³	5.7	－	－
亜鉛及びその化合物	ng/m³	74	－	－
ﾊﾞﾅｼﾞｳﾑ及びその化合物	ng/m³	4.2	－	－
ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	ng/m³	0.29	－	－
鉛及びその化合物	ng/m³	0.29	－	－
ﾄﾙｴﾝ	μg/m³	15	－	－
ｷｼﾚﾝ	μg/m³	1.9	－	－

※1：環境基準：人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

※2：指針値：有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、モニタリングの評価などの指標として設定された数値。健康リスク評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて数値が設定されている点において、環境基準とは位置付けが異なる。

資料：「平成 24 年度調査結果の概要－有害大気汚染物質モニタリング結果」（埼玉県ホームページ）

(7) ダイオキシン類

久喜測定局（久喜南中学校）におけるダイオキシン類の測定結果は表 3.2.7 に示すとおりである。

平成 24 年度の測定結果では、環境基準を達成している。

表 3.2.7　ダイオキシン類の測定結果（平成 24 年度）

物質名	単位	年平均値	環境基準
ダイオキシン類	pg-TEQ/m³	0.057	0.6 以下

資料：「平成 24 年度調査結果の概要－ダイオキシン類大気常時監視結果」（埼玉県ホームページ）

(8) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定結果は表 3.2.8 に示すとおりである。

平成 24 年度の測定結果では、いずれの測定局も長期基準の環境基準を達成しているが、幸手では、短期基準の環境基準を達成していない。

なお、微小粒子状物質の測定は、両測定局ともに平成 23 年度より実施している。

表 3.2.8　微小粒子状物質の測定結果（平成 24 年度）

測定局	年平均値（μg/m³）	日平均値の年間 98%値（μg/m³）	環境基準	
			長期基準	短期基準
野田桐ヶ作	14.7	39.3	○	×
幸　手	14.6	39.6	○	×

注 1)環境基準は、「1 年平均値が 15μg/m³以下（長期基準）であり、かつ、1 日平均値が、35μg/m3 以下（短期基準）であること。」である。

2)短期基準の評価は、「年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値（98%値）が 35μg/m³以下であること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

3)長期基準の評価は、「年平均値が 15μg/m³以下であること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。

資料：「埼玉県 大気汚染常時監視システム」（埼玉県ホームページ）
「平成 24 年度 大気環境常時測定結果」（千葉県ホームページ）

2)騒音の状況

調査範囲では、一般県道次木杉戸線沿道（春日部市木崎 84：図 3.2.6 参照）において自動車交通騒音調査が行われている。平成 23 年度の調査結果は、昼間が 64dB、夜間が 61dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。

また、自動車交通騒音（面的評価）の調査結果は表 3.2.9 に示すとおりである。平成 23 年度の調査結果によると、昼夜間ともに基準値以下の割合は 37.6%～100.0%、昼夜間ともに基準値超過の割合は 0.0%～22.4%であった。

表 3.2.9　自動車交通騒音調査結果（面的評価）

No.	路線名	始点 終点	測定地点等価騒音レベル（dB）		区間延長（km）	昼夜間ともに基準値以下（%）	昼間のみ基準値以下（%）	夜間のみ基準値以下（%）	昼夜間ともに基準値超過（%）
			昼	夜					
1	主要地方道 松伏春日部関宿線	春日部市倉常 春日部市金崎	75	73	5.0	51.5	29.4	0.0	19.1
2	主要地方道 結城野田線	野田市柏寺 野田市親野井	73	72	2.0	37.6	40.0	0.0	22.4
3	一般県道 次木杉戸線	春日部市西宝珠花 春日部市芦橋	64	61	2.2	100.0	0.0	0.0	0.0
4		春日部市西宝珠花 春日部市西宝珠花	－	－	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0
5		春日部市西宝珠花 春日部市西宝珠花	－	－	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0
6	一般県道 西宝珠花屏風線	春日部市西宝珠花 春日部市西親野井	－	－	1.4	100.0	0.0	0.0	0.0
7	一般県道 西宝珠花春日部線	春日部市八丁目 春日部市西宝珠花	66	59	7.0	97.6	0.7	0.0	1.7

注：割合は、「評価対象住居等戸数」に対するそれぞれの戸数の割合を算出
資料：「平成 23 年度 自動車交通騒音･道路交通振動実態調査結果」（埼玉県ホームページ）
「平成 23 年度 自動車騒音面的評価結果」（千葉県ホームページ）

3)振動の状況

調査範囲では、一般県道次木杉戸線沿道（春日部市木崎 84：図 3.2.6 参照）において自動車交通振動調査が行われている。

平成 23 年度の調査結果は、昼間が 34dB、夜間が 31dB であり要請限度を下回っている。

資料：「平成 23 年度自動車交通騒音･道路交通振動実態調査結果」（埼玉県ホームページ）

4)低周波音の状況

調査範囲で低周波音に関する調査は行われていない。

5)悪臭の状況

調査範囲で悪臭に関する調査は行われていない。

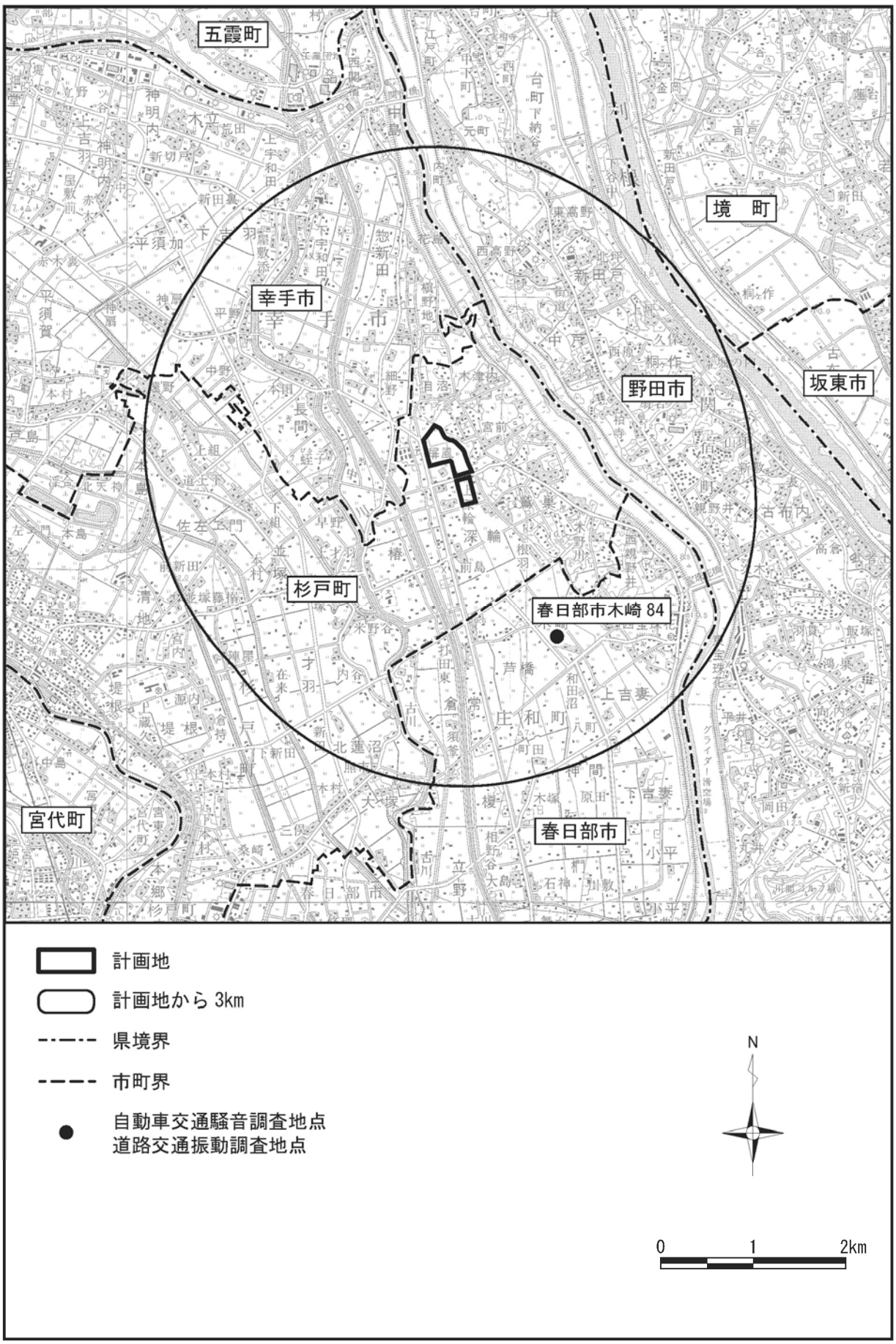

図 3.2.6　自動車交通騒音及び道路交通振動調査地点

6)気象の状況

気象庁久喜地域気象観測所（久喜市六万部）（位置は図 3.2.1(p.109)参照）の過去 10 年間（平成 16 年～平成 25 年）における気象の状況は表 3.2.10 に、平成 25 年の気象の状況は表 3.2.11 及び図 3.2.7 に示すとおりである。

過去 10 年間の平均値をみると、平均気温は 15.0℃、平均風速は 1.6m/s、最多風向は北西、平均降水量は 1,321.0 ㎜となっている。

また、平成 25 年の気象の状況をみると、年間平均気温は 15.1℃、最高気温は 8 月の 33.4℃、最低気温は 1 月の-2.5℃、年間平均風速は 2.0m/s、最多風向は北西、最大風速は 3 月の 12.7m/s で風向は南南西、年間降水量は 1,384.5 ㎜となっている。

表 3.2.10　気象の状況（平成 16 年～平成 25 年：久喜地域気象観測所）

区分	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	最大風速		降水量 (mm)
	平均	最高	最低			風速（m/s）	風向	
平成 16 年	15.6	37.4	-6.3	1.6	北西	11.0	北東	1,424.0
平成 17 年	14.5	36.1	-6.4	1.4	北西	10.0	南	1,173.0
平成 18 年	14.9	36.2	-7.1	1.4	北西	8.0	北北東	1,490.0
平成 19 年	15.3	38.9	-3.8	1.4	北西	9.0	東	1,164.0
平成 20 年	14.9	36.6	-4.8	1.5	北西	8.6	東北東	1,374.5
平成 21 年	15.1	35.6	-5.0	1.5	北西	10.4	南南東	1,183.0
平成 22 年	15.3	37.3	-5.7	1.8	北西	15.3	南	1,328.0
平成 23 年	14.8	37.0	-7.0	1.9	北西	15.1	南	1,460.0
平成 24 年	14.6	36.7	-7.1	2.0	北西	14.0	南南東	1,229.0
平成 25 年	15.1	38.1	-6.3	2.0	北西	12.7	南南西	1,384.5
平均	15.0	37.0	-6.0	1.6	北西	11.4	－	1,321.0

資料：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3.2.11　気象の状況（久喜地域気象観測所）

区分	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	最大風速		降水量 (mm)
	平均	最高	最低			風速(m/s)	風向	
平成 25 年 1 月	2.9	14.4	-6.3	1.9	北西	6.6	西	48.5
2 月	3.9	18.0	-4.6	2.3	北西	8.4	西	24.5
3 月	10.0	25.3	-2.7	2.4	北西	12.7	南南西	28.5
4 月	12.8	25.2	1.2	2.5	北西	11.1	南南西	170.0
5 月	18.6	30.0	6.7	2.4	南	7.6	西北西	42.0
6 月	22.1	30.3	12.6	1.9	東南東	5.6	東南東	93.0
7 月	25.9	36.6	19.0	1.8	東	9.9	北	152.0
8 月	27.9	38.1	19.2	1.7	東南東	6.2	南南西	109.0
9 月	23.3	35.7	11.0	1.8	東	12.5	南南東	245.5
10 月	18.3	31.3	7.5	2.0	北西	10.7	西北西	374.5
11 月	10.2	21.3	-1.1	1.4	北西	5.3	北西	34.5
12 月	5.3	16.5	-4.5	1.7	北西	6.9	北西	62.5
平成 26 年 1 月	3.3	14.8	-5.8	1.8	北西	10.3	西	14.0
2 月	3.6	18.3	-7.2	2.1	北西	12.3	北北東	160.0
3 月	8.3	24.1	-2.7	2.4	北西	8.0	西北西	59.0

資料：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

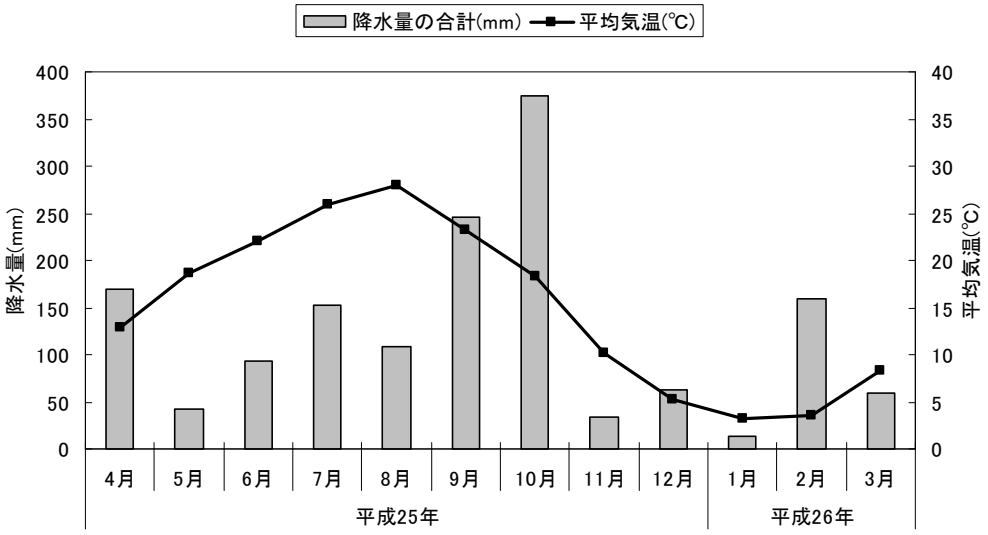

図 3.2.7　気象の状況（平成 25 年度：久喜地域気象観測所）

7)大気環境に係る公害苦情件数

関係市町の平成 20 年度～平成 24 年度における大気環境に係る公害苦情件数は、表 3.2.12 に示すとおりである。

表 3.2.12 大気環境に係る公害苦情件数

項目・区分		年度				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
大気質	杉戸町	18	13	17	5	6
	幸手市	－	－	－	－	－
	春日部市	58	43	40	79	－
	野田市	64	65	44	58	－
	境　町	0	0	0	0	－
騒音・振動	杉戸町	9	7	11	6	5
	幸手市	－	－	－	－	－
	春日部市	49	44	36	49	－
	野田市	20	22	19	20	－
	境　町	0	0	0	1	－
低周波音	杉戸町	0	0	0	0	0
	幸手市	－	－	－	－	－
	春日部市	－	－	－	－	－
	野田市	－	－	－	－	－
	境　町	－	－	－	－	－
悪臭	杉戸町	9	15	10	9	7
	幸手市	－	－	－	－	－
	春日部市	23	22	11	11	－
	野田市	6	9	13	12	－
	境　町	0	0	0	1	－

注）幸手市については、公害苦情件数について公表されているデータはない。
資料：「杉戸町環境課資料」（杉戸町環境課）
「平成 25 年 春日部市統計書」（平成 25 年、春日部市）
「野田市統計書 平成 24 年版」（野田市ホームページ）
「茨城県統計年鑑」（各年、茨城県）

3-2-2 水質、底質、水象等の状況

1)水質の状況

計画地近傍を流れる江戸川及び中川における水質調査地点の概要は表 3.2.13 に、水質調査地点は図 3.2.8 に示すとおりである。

表 3.2.13 水質調査地点の概要

No.	河　川	調査地点	所在地	環境基準類型	
1	江戸川	関宿橋	千葉県野田市－埼玉県幸手市	A	生物 B
2		野田橋	千葉県野田市－埼玉県松伏町	A	生物 B
3	中川	行幸橋	幸手市	C	生物 B
4		松富橋	春日部市	C	生物 B

注）環境基準類型欄の類型区分及び基準値等の詳細は、表 3.2.21 及び表 3.2.22 に示す。
資料：「平成 23 年度 公共用水域の水質測定結果について」（平成 25 年 3 月、埼玉県）

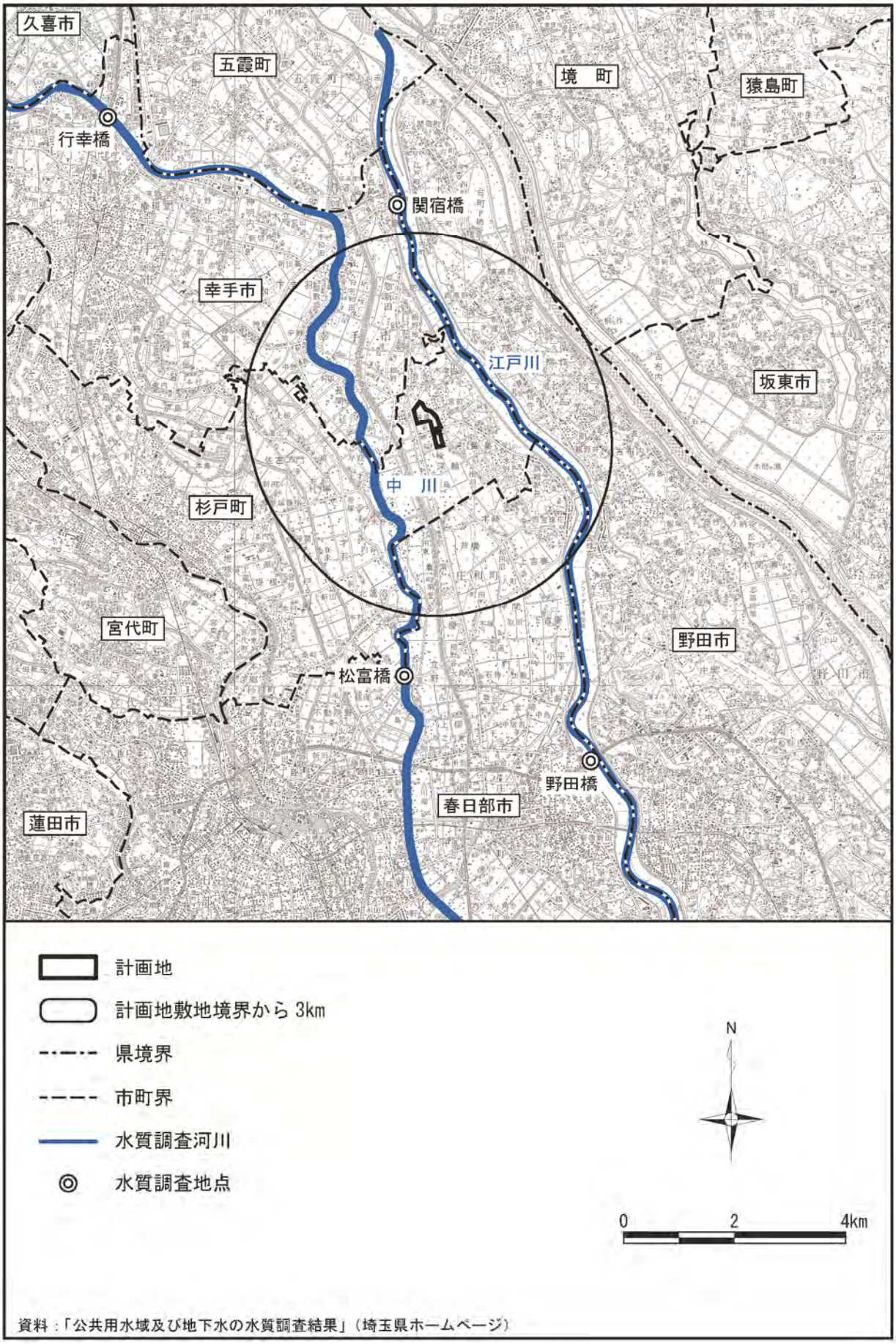
久喜市
五霞町
境　町
猿島町
行幸橋
関宿橋
幸手市
江戸川
坂東市
中　川
杉戸町
宮代町
野田市
松富橋
野田橋
春日部市
蓮田市
計画地
計画地敷地境界から 3km
県境界
市町界
水質調査河川
水質調査地点
N
0
2
4km
資料：「公共用水域及び地下水の水質調査結果」（埼玉県ホームページ）

図 3.2.8　水質調査地点

(1) 生活環境の保全に関する項目

計画地周辺河川の水質（生活環境項目）の調査結果は表 3.2.14(1)～(2)に示すとおりである。

平成 19～23 年度の調査結果では、関宿橋（江戸川）、野田橋（江戸川）の大腸菌群数が全ての年度で環境基準を超え、松富橋（中川）の平成 22 年度の全亜鉛で環境基準を超えた。

表 3.2.14(1)　水質調査結果（生活環境項目）

【関宿橋（江戸川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
pH		7.6	7.5	7.6	7.7	7.5	6.5以上8.5以下
DO	(mg/L)	9.4	9.5	9.7	10.0	9.6	7.5mg/L以上
BOD	(mg/L)	1.8	1.8	1.7	1.7	1.0	2mg/L以下
SS	(mg/L)	10	23	12	24	15	25mg/L以下
大腸菌群数	(MPN/100mL)	40,000	20,000	6,500	6,900	17,000	1,000MPN/100mL以下
n-ﾍｷｻﾝ抽出物質	(mg/L)	－	－	－	－	－	－
全窒素	(mg/L)	2.9	2.8	2.3	2.7	2.2	－
全燐	(mg/L)	0.13	0.09	0.10	0.17	0.11	－
全亜鉛	(mg/L)	0.014	0.013	0.008	0.014	0.008	0.03mg/L以下

【野田橋（江戸川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
pH		7.6	7.5	7.6	7.7	7.6	6.5以上8.5以下
DO	(mg/L)	9.4	9.6	9.7	10	9.8	7.5mg/L以上
BOD	(mg/L)	1.8	1.5	1.4	1.8	1.2	2mg/L以下
SS	(mg/L)	14	23	17	34	20	25mg/L以下
大腸菌群数	(MPN/100mL)	38,000	18,000	3,700	7,700	5,700	1,000MPN/100mL以下
n-ﾍｷｻﾝ抽出物質	(mg/L)	－	－	－	－	－	－
全窒素	(mg/L)	2.9	2.9	2.1	2.8	2.3	－
全燐	(mg/L)	0.15	0.097	0.096	0.24	0.12	－
全亜鉛	(mg/L)	0.014	0.010	0.010	0.016	0.009	0.03mg/L以下

注 1)調査結果は、日間平均値の平均値（BOD は日間平均値の 75%値）である。
注 2)網掛けは、環境基準を超えた検体があったことを示す。（大腸菌群数の網掛けは環境基準を達成していないことを示す。）
資料：「平成 19～23 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2.14(2)　水質調査結果（生活環境項目）

【松富橋（中川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
pH		－	7.3	7.3	7.3	7.3	6.5以上8.5以下
DO	(mg/L)	－	7.6	7.6	7.8	7.7	5mg/L以上
BOD	(mg/L)	－	2.9	2.4	3.3	3.6	5mg/L以下
SS	(mg/L)	－	25	28	27	29	50mg/L以下
大腸菌群数	(MPN/100mL)	－	150,000	130,000	110,000	15,000	－
n-ﾍｷｻﾝ抽出物質	(mg/L)	－	ND	ND	ND	<0.5	－
全窒素	(mg/L)	－	2.7	2.9	3.1	3.1	－
全燐	(mg/L)	－	0.15	0.19	0.18	0.20	－
全亜鉛	(mg/L)	－	0.018	0.018	0.038	0.013	0.03mg/L以下

【行幸橋（中川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
pH		7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	6.5以上8.5以下
DO	(mg/L)	7.2	7.5	8.2	7.4	7.9	5mg/L以上
BOD	(mg/L)	3.4	3.3	2.9	2.7	4.3	5mg/L以下
SS	(mg/L)	25	22	17	18	22	50mg/L以下
大腸菌群数	(MPN/100mL)	－	－	－	－	－	－
n-ﾍｷｻﾝ抽出物質	(mg/L)	0.5	0.5	ND	ND	<0.5	－
全窒素	(mg/L)	3.0	3.3	3.1	3.7	4.1	－
全燐	(mg/L)	0.15	0.25	0.20	0.23	0.21	－
全亜鉛	(mg/L)	0.016	0.024	0.022	0.021	0.020	0.03mg/L以下

注1)調査結果は、日間平均値の平均値（BODは日間平均値の75%値）である。
注2)網掛けは、環境基準を超えた検体があったことを示す。（全亜鉛の網掛けは環境基準を達成していないことを示す。）
注3)NDは、定量下限値未満であることを示す。
注4)松富橋の測定は、平成20年度からとなっている。
資料：「平成19～23年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」（埼玉県ホームページ）

(2) 人の健康の保護に関する項目

計画地周辺河川の水質（健康項目）の調査結果は表3.2.15(1)～(2)に示すとおりである。

平成19～23年度の調査結果では、いずれの調査地点も全ての項目で環境基準を達成している。

表 3.2.15(1)　水質調査結果（健康項目）

【関宿橋（江戸川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
カドミウム	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	－	－	－	－	－	検出されないこと。
鉛	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	ND	0.002	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	検出されないこと。
PCB	(mg/L)	－	－	－	－	－	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	－	－	－	－	－	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	－	－	－	－	－	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.05mg/L以下

【野田橋（江戸川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
カドミウム	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	－	－	－	－	－	検出されないこと。
鉛	(mg/L)	ND	0.001	0.001	ND	0.001	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	検出されないこと。
PCB	(mg/L)	－	－	－	－	－	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	－	－	－	－	－	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	－	－	－	－	－	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	－	－	－	－	－	0.05mg/L以下

注1)調査結果は、日間平均値の平均値である。
注2)網掛けは、環境基準を超えた検体があったことを示す。
注3)NDは、定量下限値未満であることを示す。
資料：「平成19～23年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2.15(2)　水質調査結果（健康項目）

【松富橋（中川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
カドミウム	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	<0.1	検出されないこと。
鉛	(mg/L)	－	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	－	0.002	0.002	0.002	0.002	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	検出されないこと。
PCB	(mg/L)	－	ND	ND	ND	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	－	ND	ND	ND	ND	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	－	1.8	1.5	1.8	1.8	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	－	0.1	0.1	0.11	0.12	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	－	0.05	0.06	0.06	0.06	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	－	－	－	ND	ND	0.05mg/L以下

【行幸橋（中川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
カドミウム	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
鉛	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	検出されないこと。
PCB	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.8	1.7	1.6	1.7	1.6	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	0.11	0.12	0.13	0.12	0.11	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	－	－	ND	ND	ND	0.05mg/L以下

注1)調査結果は、日間平均値の平均値である。
注2)網掛けは、環境基準を超えた検体があったことを示す。
注3)NDは、定量下限値未満であることを示す。
注4)松富橋の測定は、平成20年度からとなっている。
資料：「平成19～23年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」（埼玉県ホームページ）

2)底質の状況

平成 19～23 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果によると、表 3.2.13 に示した水質調査地点のうち、野田橋（江戸川）において底質に関する調査が実施されている。

底質調査結果の内容は、表 3.2.16 に示すとおりである。

表 3.2.16　底質調査結果

【野田橋（江戸川）】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
カドミウム(乾泥)	(mg/kg)	0.1	0.1	0.1	0.1	<0.5
全シアン	(mg/kg)	ND	ND	<0.5	<0.5	<0.5
鉛	(mg/kg)	2.8	4.1	3.5	5.9	3.0
六価クロム	(mg/kg)	ND	ND	<0.1	<0.5	<0.5
砒素	(mg/kg)	5.5	3.9	4.7	4.6	3.5
総水銀	(mg/kg)	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルキル水銀	(mg/kg)	ND	ND	<0.01	<0.01	<0.01
PCB	(mg/kg)	ND	ND	<0.01	<0.01	<0.01
トリクロロエチレン	(mg/kg)	ND	ND	<0.01	<0.01	<0.01
テトラクロロエチレン	(mg/kg)	ND	ND	<0.01	<0.01	<0.01
pH		6.4	6.3	7.8	7.5	7.1
BOD	(mg/g)	1.7	2.5	1.6	－	－
COD	(mg/g)	1.8	2.1	0.3	0.5	0.2
全リン	(mg/g)	0.37	0.42	0.23	0.44	0.21
銅	(mg/kg)	－	－	－	12	11
クロム	(mg/kg)	79	97	33	19	30
有機性窒素	(mg/g)	0.19	0.28	0.05	50	－
強熱減量	(%)	1.0	1.4	0.8	1.1	0.9
乾燥減量	(%)	18.5	21.3	25	22.6	25.0
性状		砂	砂質	砂質	砂	砂
臭気		無臭	弱下水臭	無臭	無臭	無臭

資料：「平成 19～23 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」（埼玉県ホームページ）

3)水象の状況

(1) 河川

調査範囲の河川の状況は前掲図 3.1.5 に示したとおりである。

計画地東側約 1km 付近に一級河川江戸川、計画地西側約 1km 付近に一級河川中川がそれぞれ北から南へ流れている。

(2) 湧水

調査範囲には、環境省の湧水ポータルサイトに掲載されている湧水は存在しない。

資料：「湧水ポータルサイト」（環境省ホームページ）

(3) 湖沼・ため池

調査範囲の湖沼・ため池の状況は前掲図 3.1.5 に示したとおりである。

計画地から西南西約 3km 付近には、大島新田調節池（幸手市、杉戸町）がある。

4)水環境に係る公害苦情件数

関係市町の平成 20 年度～平成 24 年度における水環境に係る公害苦情件数は、表 3.2.17 に示すとおりである。

表 3.2.17　水環境に係る公害苦情件数

項目・区分		年度				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
水質汚濁	杉戸町	4	4	6	2	1
	幸手市	－	－	－	－	－
	春日部市	5	3	5	1	－
	野田市	10	15	16	12	－
	境　町	0	0	0	0	－

注）幸手市については、公害苦情件数について公表されているデータはない。
資料：「杉戸町環境課資料」（杉戸町環境課）
「平成 25 年 春日部市統計書」（平成 25 年、春日部市）
「野田市統計書 平成 24 年版」（野田市ホームページ）
「茨城県統計年鑑」（各年、茨城県）

3-2-3 土壌及び地盤の状況

1)土壌の状況

調査範囲の土壌の状況は図 3.2.9 に示すとおりである。

調査範囲の土壌は、黒ボク土壌、グライ土壌及び細粒グライ土壌等の占める割合が大きくなっている。計画地の土壌は、大部分が黒泥土壌であり、一部が灰色低地土壌及び細粒グライ土壌等となっている。

2)地盤（地盤沈下）の状況

調査範囲の過去 5 年間における地盤沈下の経年変化は表 3.2.18 に、水準点の位置は図 3.2.10 に示すとおりである。

調査範囲には 26 箇所の水準点があり、過去 5 年間の変動量は-48.0 ㎜～-110.0 ㎜となっている。また、計画地周辺の水準点（№4：杉戸町屏風 115）では、過去 5 年間で 58.0 ㎜の地盤沈下が確認されている。

なお、平成 23 年 1 月 1 日～平成 24 年 1 月 1 日の数値の大きな変動は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による影響によるものと想定される。

表 3.2.18 地盤沈下の経年変化

No.	水準点所在地	各年別変動量					過去 5 年間の変動量
		H20.1.1～H21.1.1	H21.1.1～H22.1.1	H22.1.1～H23.1.1	H23.1.1～H24.1.1	H24.1.1～H25.1.1	
1	杉戸町清地 2-9-29	7.0	0.0	-16.0	-41.0	-6.0	-56.0
2	杉戸町並塚 787-1	1.0	5.0	-14.0	-47.0	1.0	-53.0
3	杉戸町才羽 601	2.0	4.0	-13.0	-49.0	-1.0	-58.0
4	杉戸町屏風 115	4.0	5.0	-15.0	-51.0	-2.0	-58.0
5	杉戸町佐左ヱ門 1372-1	3.0	4.0	-14.0	-46.0	3.0	-49.0
6	杉戸町堤根 4545-1	8.0	-1.0	-15.0	-41.0	-5.0	-54.0
7	杉戸町堤根 3913	10.0	0.0	-14.0	-40.0	-4.0	-48.0
8	幸手市上吉羽 648	7.0	3.0	-14.0	-45.0	-2.0	-51.0
9	幸手市平須賀 2254	11.0	-2.0	-14.0	-46.0	-3.0	-54.0
10	幸手市戸島 123	9.0	1.0	-13.0	-44.0	-3.0	-50.0
11	幸手市惣新田 3799	5.0	5.0	-15.0	-52.0	-1.0	-58.0
12	幸手市平野 509	-2.0	-2.0	-20.0	-64.0	-23.0	-110.0
13	幸手市下宇和田 134	2.0	2.0	-17.0	-55.0	-4.0	-72.0
14	幸手市木立 310-1	3.0	4.0	-16.0	-54.0	-2.0	-65.0
15	幸手市木立 1830-37	3.0	3.0	-18.0	-53.0	-3.0	-69.0
16	春日部市芦橋	4.0	4.0	-13.0	-50.0	0.0	-56.0
17	春日部市神間 872	5.0	3.0	-13.0	-50.0	-5.0	-60.0
18	野田市東宝珠花 253	0.3	2.5	-11.3	-52.7	-3.1	-64.3
19	野田市桐ケ作 431	-0.5	0.5	-11.3	-53.9	-5.3	-70.5
20	野田市新田戸 508	1.6	1.9	-11.5	-53.3	-3.8	-65.1
21	野田市関宿台町 1654	-1.3	-0.4	-15.5	-56.2	-3.9	-77.3
22	野田市古布内 1703-1	0.6	0.9	-10.8	-55.7	-10.6	-75.6
23	野田市木間ケ瀬 479	1.7	1.4	-8.7	-55.4	-2.7	-63.7
24	野田市関宿台町 2150	-0.3	0.1	-15.6	-55.8	-4.4	-76.0
25	境町金岡 186	4.3	-1.7	-14.3	-61.9	-2.2	-75.8
26	境町百戸 652	4.3	-3.7	-12.4	-65.4	-2.2	-79.4

資料：「平成 24 年度 水準測量成果表」（埼玉県ホームページ）
「千葉県水準測量成果表」（千葉県ホームページ）
「茨城県地盤変動量調査結果 平成 24 年度調査結果」（茨城県ホームページ）

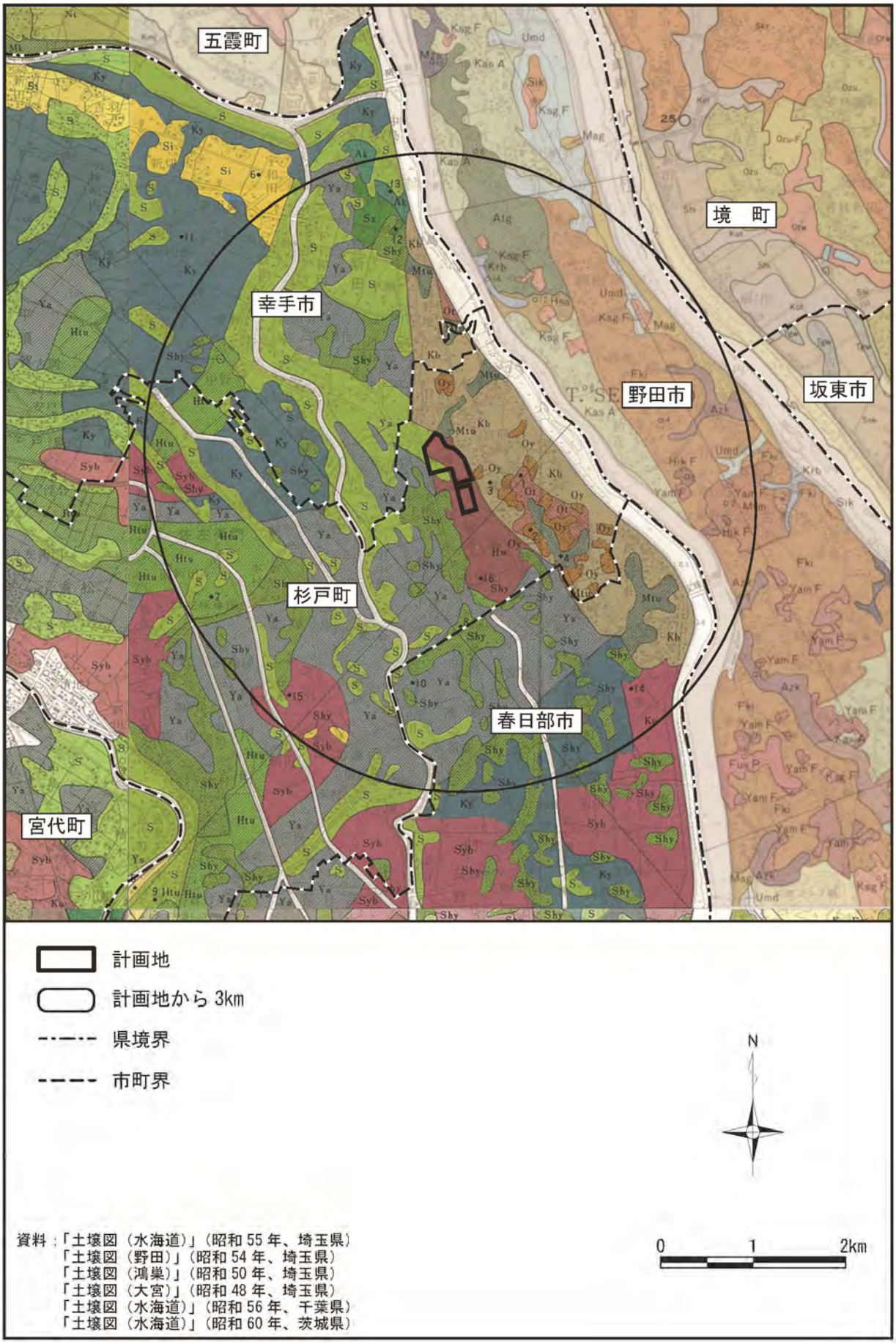
五霞町
境　町
幸手市
野田市
坂東市
杉戸町
春日部市
宮代町
計画地
計画地から 3km
県境界
市町界
N
0
1
2km
資料：「土壌図（水海道）」（昭和 55 年、埼玉県）
「土壌図（野田）」（昭和 54 年、埼玉県）
「土壌図（鴻巣）」（昭和 50 年、埼玉県）
「土壌図（大宮）」（昭和 48 年、埼玉県）
「土壌図（水海道）」（昭和 56 年、千葉県）
「土壌図（水海道）」（昭和 60 年、茨城県）

図 3.2.9　土壌図

【土壌図凡例】

・厚層黒ボク土壌
- Ot (B)：大竹統
- Ots (F)：大津統
- OtsF (F)：大津F統

・黒ボク土壌
- Oy (B)：大山統
- Kb (A) Kb (B) Kb (C)：冑山統
- KbsF (E)：八街F統
- Fk (E)：船木統
- Sk (F)：桜統

・黒ボクグライ土壌
- Mtg (B)：三ッ木統

・淡色黒ボク土壌
- KsgF (D) KsgF (E)：上砂F統
- KasA (E)：香西A統
- KasB (D)：香西B統
- Atg (E)：愛宕統

・乾性褐色森林土壌
- Ys (B)：山下統

・褐色低地土壌
- Si (A) Si (B)：新戒統
- Sik (E)：椎の木統
- Mag (E)：松岸統

・粗粒褐色低地土壌
- Sb (F)：芝統
- Iw (F)：飯島統

・グライ土壌
- Umd (D) Umd (E)：馬立統
- Krb (E)：黒部統
- Ky (A, B) Ky (D)：片柳統
- Sy (B)：菅島統
- Ak (B)：赤沼統

・細粒グライ土壌
- Ya (A, B) Ya (C)：山田統
- Ya (D)
- Tgw (F)：田川統
- Asa (F)：浅津統

・粗粒グライ土壌
- Mks (E)：水沢統
- Kot (F)：琴浜統

・灰色低地土壌
- S (A, B) S (C)：清水統
- S (D)
- Nt (A)：仁手統
- Hsg (E)：平三統

・細粒灰色低地土壌
- Kmg (F)：鴨島統
- Nol (F)：野市統
- Kan (F)：金田統
- Hta (A, B) Hta (D)：平塚統
- Shy (B) Shy (D)：下樋遺川統

・粗粒灰色低地土壌
- Mk (A)：向古河統

・低位泥炭土壌
- Ku (A) Ku (B) Ku (C)：鯨井統
- Syb (A) Syb (B) Syb (C)：下八ッ林統
- FukP (E)：布佐P統
- Ow (F)：大和田統

・黒泥土壌
- Hw (B) Hw (D)：花和田統
- Ayk (E)：安食統

・その他
- (A)：盛土人工改変地
- (A)：DID区分域
- (B) (F)：未区分地
- (E)：未区分地1
- (D) (E)：未区分地2

図　画

A：「土壌図（鴻巣）」（昭和50年、埼玉県）
B：「土壌図（水海道）」（昭和55年、埼玉県）
C：「土壌図（大宮）」（昭和48年、埼玉県）
D：「土壌図（大宮）」（昭和48年、埼玉県）
E：「土壌図（水海道）」（昭和56年、千葉県）
F：「土壌図（水海道）」（昭和60年、茨城県）

図 3.2.9 土壌凡例

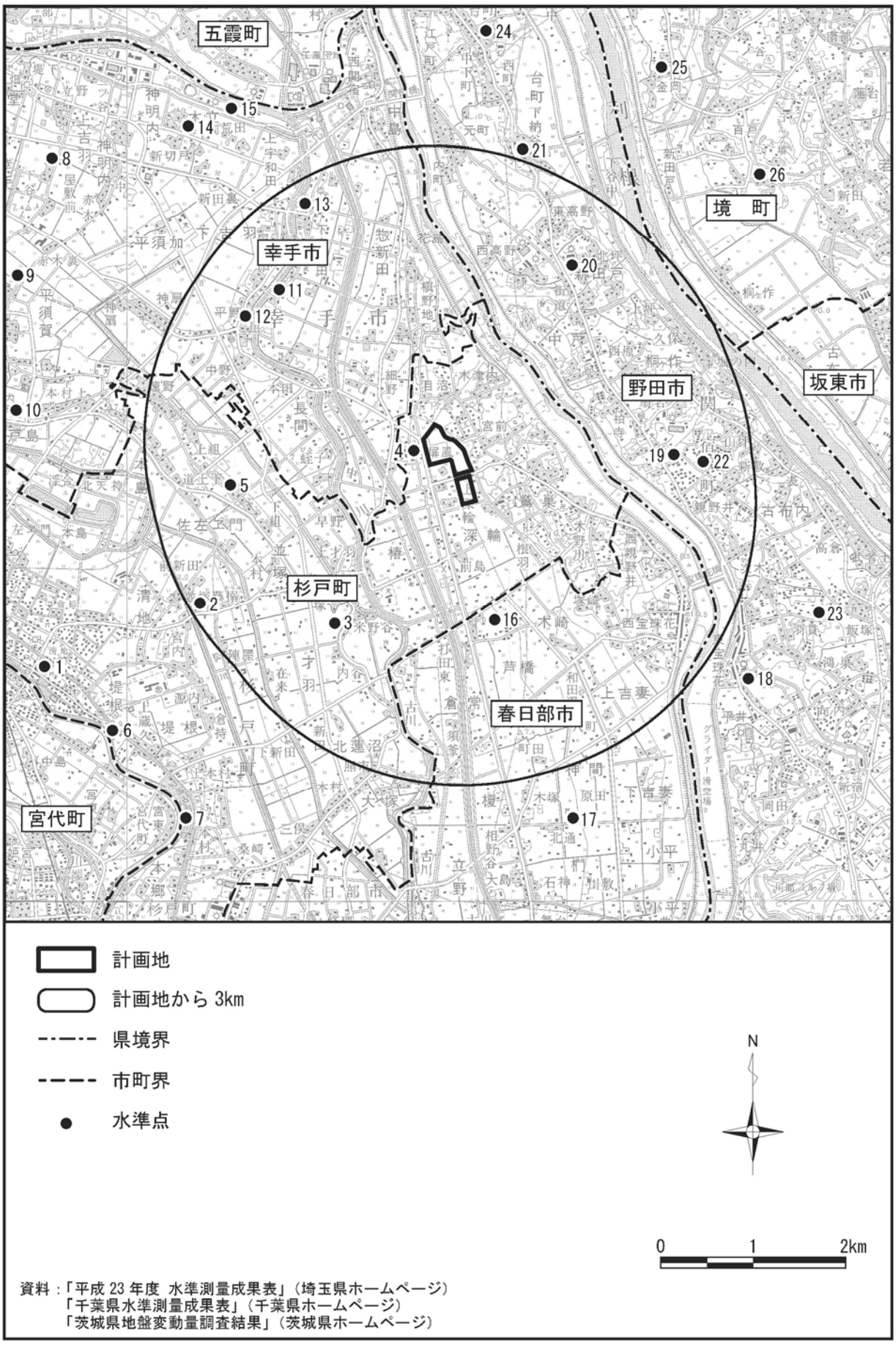

図 3.2.10 水準点位置図

3)土壌汚染の状況

平成 23 年度において、調査範囲ではダイオキシン類の調査は行われていない。

また、調査範囲には、「土壌汚染対策法」に基づき指定された要措置区域及び形質変更時届出区域はない。

4)土壌及び地盤環境に係る公害苦情件数

関係市町の平成 20 年度～平成 24 年度における土壌環境に係る公害苦情件数は、表 3.2.19 に示すとおりである。

表 3.2.19 土壌環境に係る公害苦情件数

項目・区分		年度				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
地盤沈下	杉戸町	0	0	0	0	0
	幸手市	－	－	－	－	－
	春日部市	0	0	0	0	0
	野田市	－	－	－	－	－
	境　町	－	－	－	－	－
土壌汚染	杉戸町	0	0	0	0	0
	幸手市	－	－	－	－	－
	春日部市	0	0	0	1	－
	野田市	－	－	－	－	－
	境　町	0	0	0	0	－

注）幸手市については、公害苦情件数について公表されているデータはない。
資料：「杉戸町環境課資料」（杉戸町環境課）
「平成 25 年 春日部市統計書」（平成 25 年、春日部市）
「野田市統計書 平成 24 年版」（野田市ホームページ）
「茨城県統計年鑑」（各年、茨城県）

3-2-4 地形及び地質の状況

1)地形の状況

調査範囲の地形分類の状況は図 3.2.11 に示すとおりである。

調査範囲の地形分類は、氾濫原（後背湿地）及び自然堤防等を中心とした低地となっている。計画地の地形分類は大部分が氾濫原（後背湿地）であり、一部が自然堤防及び旧流路跡（旧河道）となっている。

2)地質の状況

調査範囲の表層地質の状況は図 3.2.12 に示すとおりである。

調査範囲の表層地質は、砂泥堆積物、砂質堆積物、泥質堆積物、砂礫・砂・シルト・粘土及び砂等を中心とした未固結堆積物であり、その中に火山性岩石及び火山性砕屑物等が点在している。計画地の表層地質は、大部分が泥質堆積物であり、一部が砂質堆積物及び砂泥堆積物等となっている。

3)注目すべき地形・地質

調査範囲には、注目すべき地形・地質は存在しない。

資料：「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

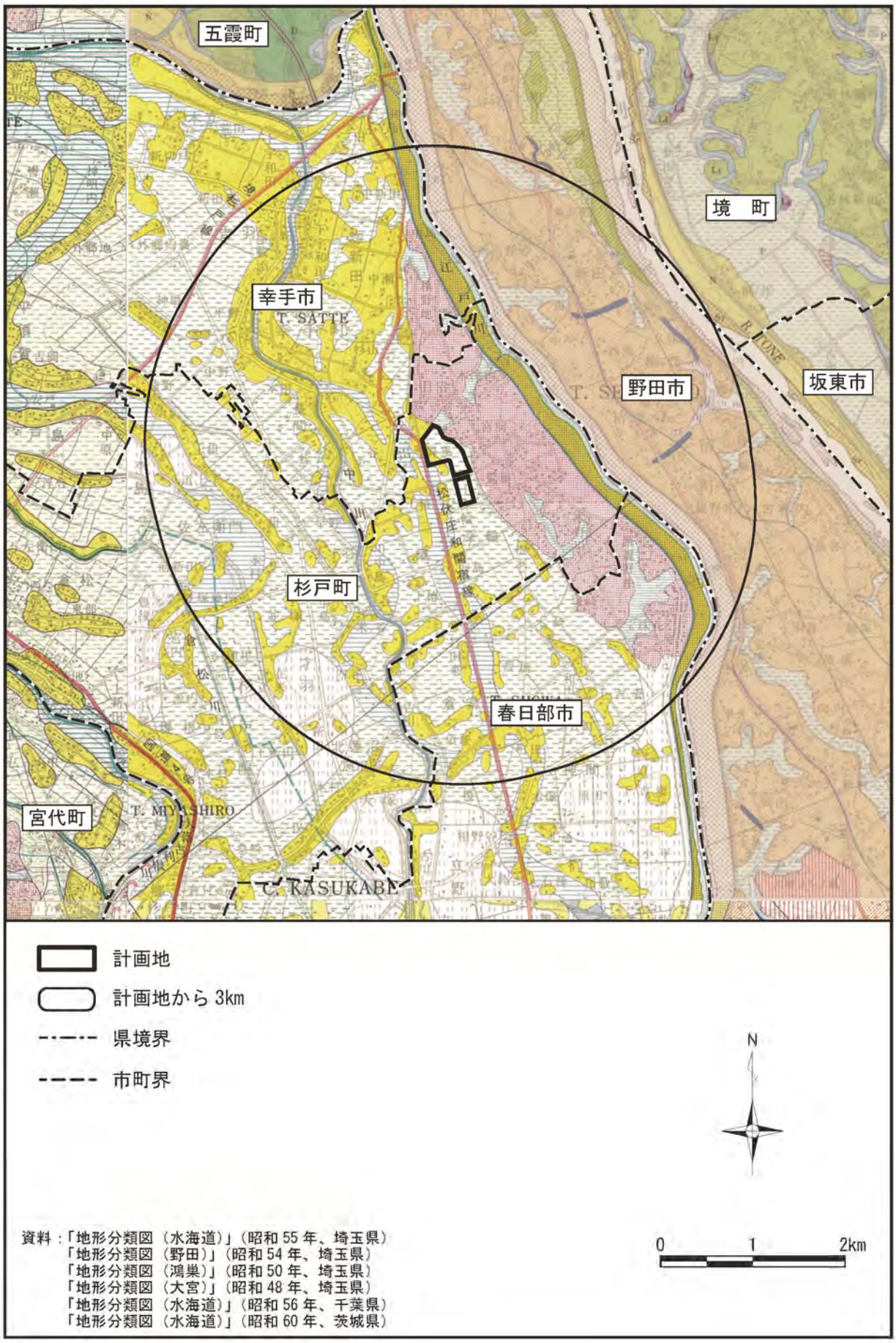

資料：「地形分類図（水海道）」（昭和 55 年、埼玉県）
「地形分類図（野田）」（昭和 54 年、埼玉県）
「地形分類図（鴻巣）」（昭和 50 年、埼玉県）
「地形分類図（大宮）」（昭和 48 年、埼玉県）
「地形分類図（水海道）」（昭和 56 年、千葉県）
「地形分類図（水海道）」（昭和 60 年、茨城県）

図 3.2.11　地形分類の状況

図 3.2.11　地形分類の状況　凡例

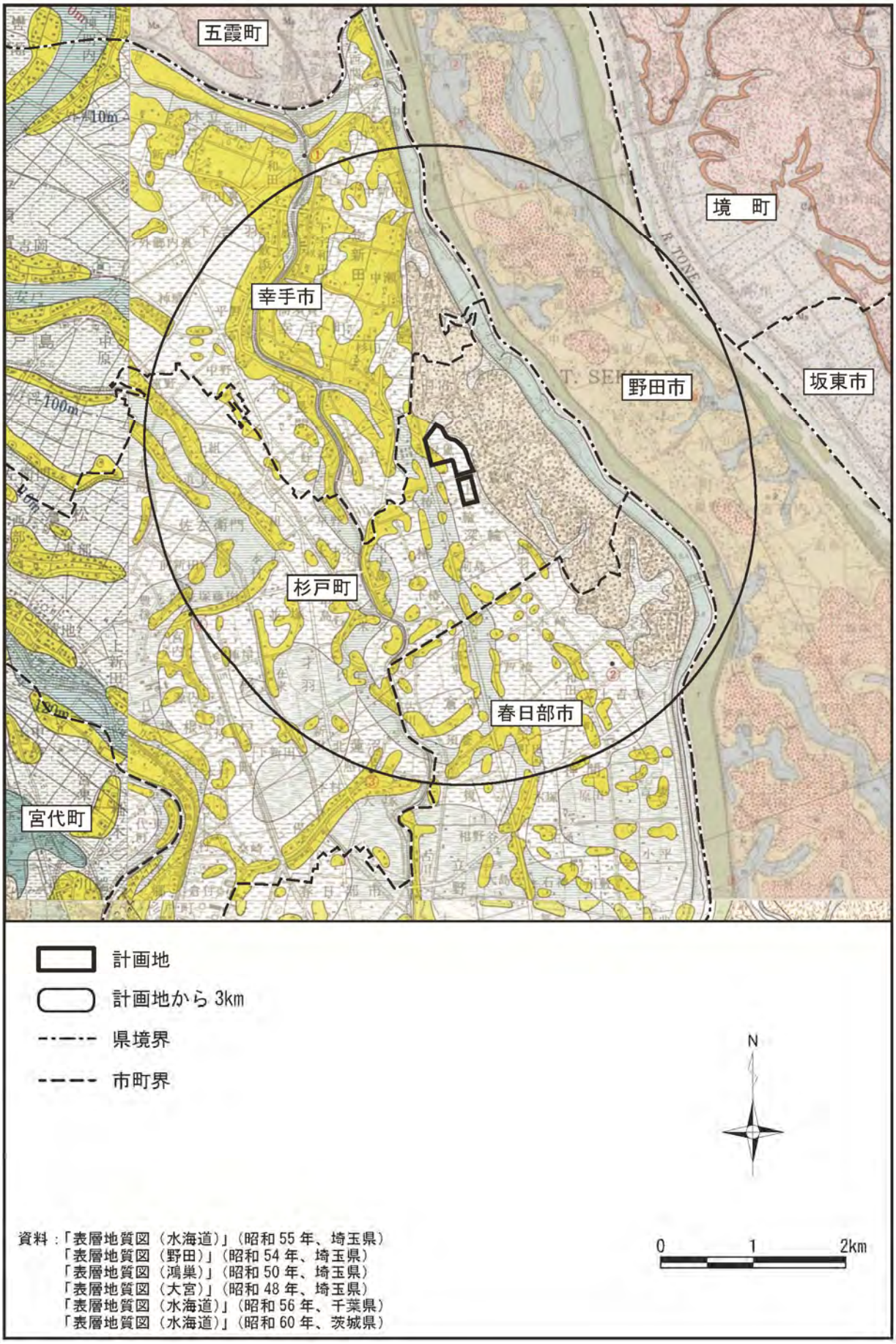

図 3.2.12　表層地質の状況

図 3.2.12　表層地質の状況　凡例

3-2-5 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

1)動物

(1) 動物相の状況

表 3.2.20 に示す既存文献を収集し、調査地域の動物の分布について把握した。

表 3.2.20 動物相の把握に用いた既存文献

No.	文献名	分類群毎の使用文献					
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類
1	「杉戸深輪工業団地環境影響評価書」（平成 9 年、埼玉県）	●	●	●	●	●	●
2	「杉戸町自然環境調査報告書～杉戸町環境基本計画策定に関する基礎調査～」（平成 13 年、杉戸町）	●	●	●	●	●	●
3	「埼玉県生物多様性データベース「埼玉県動植物リスト」」（平成 22 年 4 月、埼玉県環境科学国際センターHP） 杉戸町、幸手市、春日部市、宮代町の出現種を抽出	●	●	●	●	●	●
4	「埼玉県の鳥とけものたち」（昭和 61 年、埼玉県） 哺乳類：杉戸町、幸手市、春日部市、宮代町に該当するメッシュで確認された種を抽出	●	●				
5	「増補埼玉四季の鳥」（昭和 63 年、埼玉県野鳥の会編）		●				
6	「埼玉県レッドデータ 2008 動物編」（平成 20 年、埼玉県） 中川・加須低地の出現種について抽出	●	●	●	●	●	●

(2) 保全すべき動物種の状況

既存文献において調査地域が含まれる地域で出現の記録がある種は、表 3.2.22～表 3.2.27 に、絶滅のおそれのある種の選定根拠とした資料は表 3.2.21 に示すとおりである。

既存文献調査の結果、哺乳類 12 種、鳥類 291 種、爬虫類 13 種、両生類 8 種、魚類 50 種、昆虫類 614 種が確認された。また、絶滅のおそれのある種として、哺乳類 10 種、鳥類 184 種、爬虫類 11 種、両生類 5 種、魚類 38 種、昆虫類 147 種が確認された。

表 3.2.21　絶滅のおそれのある種の選定根拠とした資料

No.	略称	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	天然 記念物	「文化財保護法」（告示：昭和 25 年 5 月 30 日　改正：平成 23 年 5 月 2 日）	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
②	種の 保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（告示：平成 4 年 6 月 5 日　改正：平成 23 年 8 月 30 日）	・国内希少野生動植物種
③	環境省 RL	「環境省版第 4 次レッドリスト」 （平成 24 年～25 年、環境省）	EX：絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA 類　EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	埼玉県 RDB	「埼玉県レッドデータブック　2008 動物編」（平成 20 年、埼玉県）	EX：絶滅　EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT1、NT2：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 RT：地帯別危惧
⑤	茨城県 RDB	「茨城県における絶滅のおそれのある野生生物　動物編」 （平成 12 年、茨城県）	EX：絶滅　E：絶滅危惧種　V：危急種 R：希少種
⑥	千葉県 RDB	「千葉県の保護上重要な野生生物 －千葉県レッドデータブック－動物編（2011 年改訂版）」 （平成 23 年、千葉県）	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物 A：最重要保護生物　B：重要保護生物 C：要保護生物　D：一般保護生物 RH：保護参考雑種

表 3.2.22　調査区域を含む地域の出現状況（哺乳類）

No.	科名	種名	確認状況											絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉の鳥とけものたち				埼玉県RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
1	トガリネズミ	ホンシュウジネズミ											●				NT2	RT		D
2	モグラ	ホンシュウヒミズ											●				VU	RT		D
3		アズマモグラ	●	●																
4	ヒナコウモリ	アブラコウモリ		●																
5		ヤマコウモリ											●			VU	EN	VU	V	X
-		コウモリ目	●																	
6	イヌ	ホンドタヌキ				●					●	●	●				VU	RT		
7		ホンドキツネ											●				EN	RT		B
8	イタチ	ホンドイタチ							●	●	●	●	●				NT2	RT		
9		ニホンアナグマ											●				EX	RT		C
10	ネズミ	ホンドカヤネズミ	●										●				NT1,2	NT1,2	R	D
11		ホンドアカネズミ											●				NT2	RT		
12	ウサギ	キュウシュウノウサギ							●	●	●	●	●				VU	RT		
計	7科	12種	3種	2種	0種	1種	0種	0種	2種	2種	3種	3種	10種	0種	0種	1種	10種	10種	2種	6種

注 1)科名、種名及び種の配列は、原則として「日本産野生生物目録」(1993、環境庁）に準拠した。
注 2)記号凡例は、以下に示すとおりとした。

環境省　RL	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧　DD：情報不足　LP：地域個体郡
埼玉県　RDB	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT1 NT2：準絶滅危惧 DD：情報不足　LP：地域個体郡　RT：地帯別危惧
千葉県　RDB	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物　A：最重要保護生物　B：重要保護生物 C：要保護生物　D：一般保護生物　RH：保護参考雑種
茨城県　RDB	EX：絶滅種　E：絶滅危惧種　V：危急種　R：希少種

表 3.2.23(1)　調査区域を含む地域の出現状況（鳥類）

No.	科名	種名	確認状況												絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉県RDB	埼玉の鳥とけものたち				埼玉四季の鳥	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地	杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町					中川・加須低地	全県		
1	アビ	オオハム												●							
2	カイツブリ	カイツブリ		●										●							C
3		ハジロカイツブリ							●					●				NT1	NT1		
4		ミミカイツブリ							●					●				VU	VU		
5		アカエリカイツブリ							●					●				VU	VU		
6		カンムリカイツブリ							●					●				VU	VU	R	D
7	アホウドリ	コアホウドリ												●			EN				
8		クロアシアホウドリ												●							
9	ミズナギドリ	フルマカモメ												●							
10		シロハラミズナギドリ												●			DD				
11		オオミズナギドリ												●							
12		ハシボソミズナギドリ												●							
13	ウミツバメ	コシジロウミツバメ												●							
14	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ												●			EN				
15	ウ	カワウ	●	●										●							D
16	サギ	サンカノゴイ												●			EN			E	A
17		ヨシゴイ							●					●			NT	VU	VU	R	A
18		オオヨシゴイ							●					●			CR	EX	EX	E	X
19		ミゾゴイ												●			VU		EN	E	A
20		ゴイサギ	●	●	●		●	●						●							
21		ササゴイ							●					●				EX	VU	V	
22		アカガシラサギ												●							
23		アマサギ	●	●										●							
24		ダイサギ	●	●										●							C
25		チュウサギ	●						●					●			NT	NT2	VU		B
26		コサギ	●	●										●							C
27		アオサギ	●	●										●					DD		
28	コウノトリ	コウノトリ												●	特天	国内	CR		EX		X
29		ナベコウ												●							
30	トキ	ヘラサギ												●			DD				
31		クロツラヘラサギ												●			EN				A
32		トキ												●	特天	国内	EW		EX		X
33		クロトキ												●			DD				X
34	カモ	シジュウカラガン							●					●		国内	CR	EX	EX		
35		ハイイロガン												●							
36		マガン							●					●	天		NT	CR	CR	V	X
37		カリガネ							●					●			EN	EX	EX		X
38		ヒシクイ							●					●	天		VU	CR	CR	V	X
39		ハクガン												●			CR				X
40		サカツラガン												●			DD				X
41		オオハクチョウ							●					●				CR	CR		
42		コハクチョウ							●					●				NT1	NT1		
43		アカツクシガモ												●			DD				
44		オシドリ					●		●					●			DD		EN	R	B
45		マガモ		●	●	●	●	●						●							
46		アヒル		●																	
47		カルガモ	●	●	●	●	●	●						●							
48		コガモ	●	●	●	●	●	●						●							
49		トモエガモ							●					●			VU	VU	VU	R	B
50		ヨシガモ		●		●								●							B
51		オカヨシガモ		●			●							●							C
52		ヒドリガモ		●		●	●							●							
53		アメリカヒドリ												●							
54		オナガガモ		●	●	●	●	●						●							
55		シマアジ												●							
56		ハシビロガモ		●	●	●	●							●							
57		ホシハジロ		●		●		●						●							
58		オオホシハジロ												●							
59		アカハジロ												●			DD		VU		A
60		キンクロハジロ					●	●						●							
61		スズガモ		●										●							D
62		クロガモ												●							
63		シノリガモ												●						R	D
64		ホオジロガモ												●							B
65		ミコアイサ												●							
66		ウミアイサ												●							D
67		カワアイサ												●							

表 3.2.23(2)　調査区域を含む地域の出現状況（鳥類）

No.	科名	種名	確認状況												絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉県RDB	埼玉の鳥とけものたち				埼玉四季の鳥	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地	杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町					中川・加須低地	全県		
68	タカ	ミサゴ												●			NT			V	B
69		ハチクマ												●			NT		VU	R	B
70		トビ												●					DD		D
71		オジロワシ							●					●	天	国内	VU	CR	CR	E	B
72		オオワシ												●	天	国内	VU			V	B
73		オオタカ	●	●					●					●		国内	NT	EN	VU	V	B
74		ツミ							●					●				VU	NT2	R	C
75		ハイタカ	●						●					●			NT		DD	R	B
76		ケアシノスリ												●							
77		ノスリ		●					●					●					NT2		C
78		サシバ					●		●					●			VU	EX	EN		A
79		クマタカ												●		国内	EN		EN	E	
80		イヌワシ												●	天	国内	EN		DD	E	
81		ハイイロチュウヒ							●					●				EN	EN	R	
82		チュウヒ							●					●			EN	EN	EN	V	A
83	ハヤブサ	ハヤブサ	●	●					●					●		国内	VU	VU	VU	V	B
84		チゴハヤブサ	●											●							
85		コチョウゲンボウ	●											●						R	
86		チョウゲンボウ	●	●		●		●	●					●				NT2	NT2		D
87	キジ	ウズラ	●						●					●			VU	EN	EN		A
88		ヤマドリ												●							C
89		キジ		●										●							
90		コジュケイ	●	●										●							
91	ツル	クロヅル												●			DD				C
92		タンチョウ												●	特天	国内	VU				
93		マナヅル												●			VU				C
94	クイナ	クイナ	●	●					●					●				VU	VU		X
95		ヒメクイナ												●							X
96		ヒクイナ	●						●					●			NT	CR	CR	V	A
97		バン	●	●					●					●				NT2	NT2		B
98		ツルクイナ												●							
99		オオバン							●					●				CR	CR		C
100	タマシギ	タマシギ	●	●					●					●			VU	CR	CR	R	A
101	チドリ	コチドリ	●	●										●							B
102		イカルチドリ							●					●				VU	NT1	R	C
103		シロチドリ		●					●					●			VU	LP	LP	R	A
104		メダイチドリ												●							C
105		ムナグロ	●	●										●							D
106		ダイゼン												●							C
107		ケリ		●					●					●			DD	LP	LP	R	A
108		タゲリ	●	●					●					●				NT2	NT2		C
109	シギ	キョウジョシギ												●							C
110		トウネン												●							D
111		ヒバリシギ												●							
112		オジロトウネン												●							
113		アメリカウズラシギ												●							
114		ウズラシギ												●						R	B
115		ハマシギ												●			NT				B
116		サルハマシギ												●							
117		エリマキシギ												●							
118		コモンシギ												●							
119		オオハシシギ												●							
120		シベリアオオハシシギ												●			DD				A
121		ツルシギ												●			VU				B
122		アカアシシギ												●			VU			R	B
123		コアオアシシギ												●							
124		アオアシシギ												●							D
125		クサシギ	●											●							D
126		タカブシギ												●			VU				B
127		キアシシギ	●	●										●							C
128		イソシギ		●					●					●				NT2	NT2		A
129		ソリハシシギ												●							C
130		オグロシギ												●							C
131		オオソリハシシギ												●			VU				C
132		ホウロクシギ												●			VU				A
133		チュウシャクシギ	●											●							C
134		コシャクシギ												●			EN				
135		ヤマシギ					●		●					●				NT2	NT2		
136		タシギ	●	●										●							
137		チュウジシギ												●							A
138		オオジシギ												●			NT		CR	R	A
139		アオシギ												●						R	X
140		コシギ												●							X

表 3.2.23(3)　調査区域を含む地域の出現状況（鳥類）

No.	科名	種名	確認状況												絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉県RDB	埼玉の鳥とけものたち				埼玉四季の鳥	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地	杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町					中川・加須低地	全県		
141	セイタカシギ	セイタカシギ												●			VU			R	A
142	ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ												●							
143	ツバメチドリ	ツバメチドリ							●					●			VU	CR	CR	R	A
144	トウゾクカモメ	クロトウゾクカモメ												●							
145	カモメ	ユリカモメ		●										●							
146		セグロカモメ		●										●							
147		ウミネコ												●							
148		ミツユビカモメ												●							
149		ハジロクロハラアジサシ												●							
150		アジサシ							●					●				DD	DD		
151		セグロアジサシ												●							C
152		コアジサシ	●	●					●	●	●	●		●			VU	EN	EN	R	A
153		ハイイロアジサシ												●							
154		シロアジサシ												●							
155	ウミスズメ	ウミスズメ												●			CR				B
156	ハト	ドバト		●																	
157		シラコバト	●	●			●		●	●	●	●	●	●	天		EN	NT2	VU	R	B
158		ベニバト												●							
159		キジバト	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●							
160		アオバト												●							B
161	カッコウ	ジュウイチ												●						R	
162		カッコウ	●				●							●						R	C
163		ツツドリ	●											●							C
164		ホトトギス			●									●							C
165	フクロウ	トラフズク							●					●				EN	EN		C
166		コミミズク							●	●	●		●	●				VU	VU	R	A
167		コノハズク												●					NT1	E	
168		オオコノハズク							●					●				EX	NT2	R	B
169		アオバズク			●				●					●				EN	RT	R	A
170		フクロウ							●					●				EX	RT		B
171	ヨタカ	ヨタカ												●			NT		VU	R	X
172	アマツバメ	ハリオアマツバメ												●					NT1		
173		ヒメアマツバメ							●					●				DD	LP	V	C
174		アマツバメ												●							A
175	カワセミ	ヤマセミ												●					RT	R	B
176		ヤマショウビン												●							
177		アカショウビン												●					EN	V	
178		カワセミ	●	●					●	●	●	●	●	●				NT2	LP		C
179	ブッポウソウ	ブッポウソウ												●			EN		CR		
180	ヤツガシラ	ヤツガシラ												●							
181	キツツキ	アリスイ							●					●				NT2	NT2	R	
182		アオゲラ												●					RT		C
183		アカゲラ												●							C
184		オオアカゲラ												●					NT1	R	
185		コゲラ	●	●										●							
186	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ												●		国内	EN				X
187	ヒバリ	ヒバリ	●	●										●							D
188	ツバメ	ショウドウツバメ	●											●							
189		ツバメ	●	●			●							●							D
190		コシアカツバメ												●					VU	R	B
191		イワツバメ												●							D
192	セキレイ	イワミセキレイ												●							
193		ツメナガセキレイ												●							
194		キセキレイ	●	●										●							B
195		ハクセキレイ	●	●										●							
196		セグロセキレイ	●	●										●							
197		ビンズイ												●							
198		ムネアカタヒバリ												●							
199		タヒバリ	●	●										●							
200	サンショウクイ	サンショウクイ					●		●					●			VU	EX	VU	R	X
201	ヒヨドリ	ヒヨドリ	●	●	●		●	●						●							
202	モズ	チゴモズ												●			CR		CR		X
203		モズ	●	●										●							
204		アカモズ							●					●			EN	EX	CR		X
205		オオモズ												●							
206	レンジャク	キレンジャク												●							
207		ヒレンジャク												●							
208	カワガラス	カワガラス												●							
209	ミソサザイ	ミソサザイ	●											●							C
210	イワヒバリ	イワヒバリ												●					NT1	R	C
211		カヤクグリ												●							D

表 3.2.23(4)　調査区域を含む地域の出現状況（鳥類）

No.	科名	種名	確認状況												絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉県RDB	埼玉の鳥とけものたち				埼玉四季の鳥	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地	杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町					中川・加須低地	全県		
212	ツグミ	コマドリ												●						V	
213		ノゴマ												●							
214		オガワコマドリ												●							
215		コルリ												●						R	
216		ルリビタキ												●					RT		
217		ジョウビタキ	●	●										●							
218		ノビタキ	●				●							●							
219		サバクヒタキ												●							
220		イソヒヨドリ												●					DD	R	C
221		トラツグミ		●										●					RT		A
222		マミジロ												●						R	
223		クロツグミ												●					RT		A
224		アカハラ	●	●										●							
225		シロハラ	●											●							
226		マミチャジナイ												●							
227		ツグミ	●	●						●	●	●	●	●							
228	ウグイス	ヤブサメ												●					RT		C
229		ウグイス	●	●			●		●					●				VU	RT		
230		オオセッカ							●					●		国内	EN	CR	CR	V	A
231		シマセンニュウ												●							
232		マキノセンニュウ												●			NT				
233		コヨシキリ	●						●					●				VU	VU	R	D
234		オオヨシキリ	●	●										●							D
235		メボソムシクイ		●										●							
236		エゾムシクイ												●							
237		センダイムシクイ												●					RT		C
238		キクイタダキ												●							
239		セッカ	●	●										●							D
240	ヒタキ	キビタキ												●					RT		A
241		ムギマキ												●							
242		オジロビタキ												●							
243		オオルリ												●					RT	R	B
244		サメビタキ												●							
245		エゾビタキ												●							
246		コサメビタキ							●					●				EX	RT	R	A
247	カササギヒタキ	サンコウチョウ							●			●	●	●				EX	VU	R	A
248	エナガ	エナガ							●					●				EX	RT		
249	ツリスガラ	ツリスガラ							●									VU	VU		
250	シジュウカラ	コガラ												●							
251		ヒガラ												●					RT		
252		ヤマガラ		●										●					RT		
253		シジュウカラ	●	●										●							
254	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ												●					RT	R	
255	キバシリ	キバシリ												●					RT		
256	メジロ	メジロ	●	●	●		●	●						●							
257	ホオジロ	ホオジロ	●	●					●					●				VU	RT		C
258		コジュリン	●						●					●			VU	VU	VU	R	A
259		ホオアカ	●						●					●				EX	CR	R	C
260		カシラダカ	●	●										●							
261		ミヤマホオジロ							●					●				NT1	NT1		
262		シマアオジ												●			CR				
263		ノジコ												●			NT				
264		アオジ	●	●										●					NT1		
265		クロジ												●					RT		D
266		オオジュリン	●	●										●							D
267		ツメナガホオジロ												●							
268	アトリ	アトリ					●							●							
269		カワラヒワ	●	●										●							
270		マヒワ												●							
271		ベニヒワ												●							
272		ハギマシコ												●					VU		C
273		オオマシコ												●							
274		イスカ												●							
275		ナキイスカ												●							
276		ベニマシコ							●					●				NT1	RT		
277		ウソ												●							
278		コイカル												●					DD		
279		イカル		●										●							D
280		シメ	●	●										●							

表 3.2.23(5)　調査区域を含む地域の出現状況（鳥類）

No.	科名	種名	確認状況												絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉県RDB	埼玉の鳥とけものたち				埼玉四季の鳥	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地	杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町					中川・加須低地	全県		
281	ハタオリドリ	ニュウナイスズメ							●					●				DD	VU		
282		スズメ	●	●			●							●							
283	ムクドリ	コムクドリ												●					DD		
284		カラムクドリ												●							
285		ムクドリ	●	●	●									●							
286	コウライウグイス	コウライウグイス												●					DD		
287	カラス	カケス	●	●										●							C
288		オナガ	●	●										●							
289		ホシガラス												●							
290		ハシボソガラス	●	●										●							
291		ハシブトガラス	●	●										●							
計	61 科	291 種	70 種	75 種	11 種	10 種	23 種	11 種	65 種	6 種	6 種	6 種	6 種	288 種	9 種	12 種	67 種	62 種	104 種	64 種	135 種

注 1)科名、種名及び種の配列は、原則として「日本産野生生物目録」(1993、環境庁）に準拠した。

注 2)記号凡例は、以下に示すとおりとした。

環境省　RL	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧　DD：情報不足　LP：地域個体郡
埼玉県　RDB	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT1 NT2：準絶滅危惧 DD：情報不足　LP：地域個体郡　RT：地帯別危惧
千葉県　RDB	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物　A：最重要保護生物　B：重要保護生物 C：要保護生物　D：一般保護生物　RH：保護参考雑種
茨城県　RDB	EX：絶滅種　E：絶滅危惧種　V：危急種　R：希少種

表 3.2.24　調査区域を含む地域の出現状況（爬虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉県RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
1	イシガメ	ニホンイシガメ							●			NT	VU	VU		A
2		クサガメ							●				NT2	NT2		DD
3	ヌマガメ	ミシシッピアカミミガメ		●												
4	スッポン	ニホンスッポン							●			DD	NT1,2	NT1,2		DD
5	ヤモリ	ニホンヤモリ							●				NT1,2	NT1,2	V	D
6	トカゲ	ニホントカゲ		●					●				VU	RT		B
7	カナヘビ	ニホンカナヘビ	●	●												
8	ナミヘビ	アオダイショウ		●					●				NT2	NT2		D
9		ジムグリ							●				EN	RT		B
10		シロマダラ							●				VU	RT	R	B
11		ヒバカリ	●						●				VU	VU		D
12		ヤマカガシ							●				NT2	NT2		D
13	クサリヘビ	ニホンマムシ							●				EN	RT		B
計	8 科	13 種	2 種	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	11 種	0 種	0 種	2 種	11 種	11 種	2 種	11 種

注 1)科名、種名及び種の配列は、原則として「日本産野生生物目録」(1993、環境庁）に準拠した。
注 2)記号凡例は、以下に示すとおりとした。

環境省　RL	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧　DD：情報不足　LP：地域個体郡
埼玉県　RDB	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT1 NT2：準絶滅危惧 DD：情報不足　LP：地域個体郡　RT：地帯別危惧
千葉県　RDB	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物　A：最重要保護生物　B：重要保護生物 C：要保護生物　D：一般保護生物　RH：保護参考雑種
茨城県　RDB	EX：絶滅種　E：絶滅危惧種　V：危急種　R：希少種

表 3.2.25　調査区域を含む地域の出現状況（両生類）

No.	科名	種名	出現状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉県RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
1	イモリ	アカハライモリ							●			NT				A
2	ヒキガエル	ニホンヒキガエル		●												
3	アマガエル	ニホンアマガエル	●	●												
4	アカガエル	ニホンアカガエル							●							A
5		トウキョウダルマガエル	●	●					●			NT				B
6		ウシガエル		●												
7		ツチガエル							●							A
8	アオガエル	シュレーゲルアオガエル							●							D
計	5科	8種	2種	4種	0種	0種	0種	0種	5種	0種	0種	2種	0種	0種	0種	5種

注 1)科名、種名及び種の配列は、原則として「日本産野生生物目録」(1993、環境庁）に準拠した。
注 2)記号凡例は、以下に示すとおりとした。

環境省　RL	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧　DD：情報不足　LP：地域個体郡
埼玉県　RDB	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT1 NT2：準絶滅危惧 DD：情報不足　LP：地域個体郡　RT：地帯別危惧
千葉県　RDB	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物　A：最重要保護生物　B：重要保護生物 C：要保護生物　D：一般保護生物　RH：保護参考雑種
茨城県　RDB	EX：絶滅種　E：絶滅危惧種　V：危急種　R：希少種

表 3.2.26　調査区域を含む地域の出現状況（水生生物（魚類））

No.	科名	種名	出現状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				埼玉県RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
1	ヤツメウナギ	スナヤツメ類							●			VU	EN	EN	R	A
2		カワヤツメ							●			VU	DD	DD	V	
3	ウナギ	ウナギ	●									EN				
4	コイ	コイ	●	●			●	●								
5		ゲンゴロウブナ	●			●		●								
6		ギンブナ	●			●	●	●								D
7		キンブナ	●				●		●			VU	NT2	NT2		C
－		Carassius 属		●												
8		ミヤコタナゴ							●	天	国内	CR	EX	EW		A
9		ヤリタナゴ							●			NT	CR	CR	V	C
10		タナゴ							●			EN	EX	EX	V	A
11		アカヒレタビラ							●			EN	DD	DD	V	B
12		ゼニタナゴ							●			CR	EX	EX	E	X
13		タイリクバラタナゴ	●	●		●	●	●								
14		オイカワ	●	●		●		●								
15		マルタ							●				NT2	NT2		
16		モツゴ	●	●		●	●	●								D
17		シナイモツゴ							●			CR	EX	EX		
18		ビワヒガイ				●										
19		タモロコ	●	●		●	●	●								
20		カマツカ				●										B
21		ツチフキ	●									EN				
22		ニゴイ	●	●		●										C
23	ドジョウ	ドジョウ	●	●			●					DD				
24		シマドジョウ							●				DD	NT2		C
25		ホトケドジョウ							●			EN	EX	EN	R	C
26	ギギ	ギバチ							●			VU	DD	VU	V	B
27	ナマズ	ナマズ	●	●					●				NT2	NT2		B
28	アカザ	アカザ							●			VU	DD	DD		
29	シラウオ	シラウオ							●				EN	EN		C
30		イシカワシラウオ							●				DD	DD		
31	サケ	サケ							●				VU	VU		
32		サクラマス							●			NT	NT1	NT2		
33		ヤマメ							●			NT	NT1	NT2	E	
34	カダヤシ	カダヤシ		●												
35	メダカ	メダカ	●	●				●	●			VU	VU	VU	R	B
36	サヨリ	クルメサヨリ							●			NT	DD	DD		C
37	トゲウオ	ムサシトミヨ							●			CR	CR	CR		
38	サンフィッシュ	ブルーギル		●												
39	ボラ	メナダ							●				DD	DD		
40	ドンコ	ドンコ							●				DD	DD		
41	ハゼ	カワアナゴ							●				VU	VU	R	
42		ウキゴリ							●				DD	DD		
43		エドハゼ							●			VU	EN	EN		D
44		ビリンゴ							●				DD	VU		D
－		Gymnogobius 属							●			注 3	VU	NT2		
45		マハゼ		●												
46		アシシロハゼ							●				NT1	NT1		
47		トウヨシノボリ（型不明）	●													
－		Rhinogobius 属		●												
48		チチブ		●												
49	ゴクラクギョ	チョウセンブナ						●								
50	タイワンドジョウ	カムルチー	●	●												
計	19 科	50 種	16 種	16 種	0 種	9 種	7 種	9 種	31 種	1 種	1 種	22 種	31 種	31 種	11 種	20 種

注 1)科名、種名及び種の配列は、原則として「日本産野生生物目録」(1993、環境庁）に準拠した。

注 2)記号凡例は、以下に示すとおりとした。

環境省　RL	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧　DD：情報不足　LP：地域個体郡
埼玉県　RDB	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT1 NT2：準絶滅危惧 DD：情報不足　LP：地域個体郡　RT：地帯別危惧
千葉県　RDB	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物　A：最重要保護生物　B：重要保護生物 C：要保護生物　D：一般保護生物　RH：保護参考雑種
茨城県　RDB	EX：絶滅種　E：絶滅危惧種　V：危急種　R：希少種

注1)　Gymnogobius 属は、埼玉県 RDB において、ジュズカケハゼ関東型が VU（中川・加須低地)、NT2（全県）に該当する。
ジュズカケハゼ関東型は、環境省 RL において EN に、ジュズカケハゼ広域分布種が NT に該当する。

表 3.2.27(1)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
1	ヒトリガカゲロウ	ヒトリガカゲロウ							●			NT	EN	EN		A
2	モンカゲロウ	トウヨウモンカゲロウ							●				VU	VU		
3	ヒメシロカゲロウ	ミツトゲヒメシロカゲロウ							●				EX	EX		D
4	イトトンボ	ホソミイトトンボ							●				DD	CR+EN		A
5		オオセスジイトトンボ							●			EN	CR+EN	CR+EN	R	A
6		ムスジイトトンボ					●		●				DD	DD		B
7		キイトトンボ							●				CR+EN	NT2		C
8		ベニイトトンボ							●			NT	CR	CR+EN	R	A
9		アジアイトトンボ	●	●		●										
10		アオモンイトトンボ					●									
11		ヒヌマイトトンボ							●			EN	EN	CR+EN	E	A
12		モートンイトトンボ	●						●			NT	CR+EN	VU		B
13	モノサシトンボ	オオモノサシトンボ				●			●			EN	NT1	CR+EN		A
14	アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ	●													
15		コバネアオイトトンボ				●			●			EN	EX	EX		X
16		アオイトトンボ	●	●												C
17		オオアオイトトンボ				●										
18	カワトンボ	ハグロトンボ	●													
19		アオハダトンボ			●				●			NT	EX	NT2		X
20	サナエトンボ	キイロサナエ				●			●			NT	EX	NT1	R	B
21		ホンサナエ				●			●				EX	VU		B
22		オナガサナエ				●										B
23		ナゴヤサナエ				●			●			VU	EN	NT1		A
24		メガネサナエ							●			VU	CR+EN	CR+EN	V	
25		コサナエ				●										B
26	ヤンマ	マダラヤンマ							●			NT	CR+EN	CR+EN		
27		ネアカヨシヤンマ							●			NT	DD	NT2		B
28		アオヤンマ							●			NT	CR+EN	VU	R	B
29		マルタンヤンマ							●				DD	NT2		C
30		ギンヤンマ	●	●		●										
31		カトリヤンマ				●										B
32		サラサヤンマ				●			●				VU	NT2		D
33		ヤブヤンマ				●										D
34	エゾトンボ	トラフトンボ				●			●				EX	CR+EN		A
35		オオヤマトンボ				●										
36		コヤマトンボ				●										
37		キイロヤマトンボ				●			●			NT	EX	CR	V	A
38		エゾトンボ							●				EX	CR+EN		X
39	トンボ	コフキトンボ				●										
40		ベッコウトンボ							●		国内	CR	EX	EX	EX	X
41		ヨツボシトンボ							●				CR	NT2		A
42		シオカラトンボ	●	●		●										
43		オオシオカラトンボ		●												
44		ウスバキトンボ	●	●												
45		コシアキトンボ		●		●										
46		チョウトンボ		●												D
47		ナツアカネ	●	●		●										
48		マユタテアカネ				●										
49		アキアカネ	●	●												
50		ノシメトンボ	●	●		●										
51		ヒメアカネ							●				NT2	NT2		A
52		オオキトンボ				●			●			EN	CR+EN	CR+EN	E	X
53	オナシカワゲラ	オナシカワゲラ							●				VU	VU		
54	アミメカワゲラ	アサカワヒメカワゲラ							●				NT2	NT2		
55		ヒメカワゲラ							●				VU	VU		
56	ゴキブリ	クロゴキブリ	●	●												
57	カマキリ	ハラビロカマキリ	●	●												
58		ウスバカマキリ							●			DD	DD	DD		
59		コカマキリ	●	●												
60		チョウセンカマキリ	●	●												
61		オオカマキリ	●	●												
62	コロギス	ハネナシコロギス	●	●												
63	カマドウマ	マダラカマドウマ	●	●												
64	ケラ	ケラ	●	●												
65	コオロギ	クマコオロギ							●				NT2	LP		
66		シバスズ	●	●												
67		マダラスズ	●	●												
68		エゾスズ							●				NT1	LP		
69		エンマコオロギ	●	●												
70		エゾエンマコオロギ							●				VU	VU		
71		ツヅレサセコオロギ	●	●												
72		タンボコオロギ	●													

表 3.2.27(2)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
73	スズムシ	スズムシ							●				NT1	LP		
74	マツムシ	アオマツムシ	●	●												
75		マツムシ							●				NT1	NT1	R	D
76	カネタタキ	カネタタキ	●	●												
77	カンタン	カンタン	●	●												
78	キリギリス	セスジツユムシ	●	●												
79		クビキリギス	●	●												
80		ヒガシキリギリス							●				NT2	NT1		
81		クツワムシ							●				EN	EN	V	C
82		カスミササキリ							●				EN	EN	E	A
83		ウスイロササキリ	●	●												
84		オナガササキリ							●				NT2	LP		
85		イズササキリ							●			DD	EN	EN		
86		クサキリ	●	●												
87		カヤキリ							●				NT1	NT1	R	
88		ハタケノウマオイ	●	●												
89	オンブバッタ	オンブバッタ	●	●												
90	バッタ	ショウリョウバッタ	●	●												
91		ヒナバッタ							●				DD	DD		
92		カワラバッタ							●				NT1	NT1		
93		クルマバッタ							●				NT2	NT2		
94		ショウリョウバッタモドキ							●				NT2	NT2	R	
95		トノサマバッタ	●	●												
96		クルマバッタモドキ	●	●												
97		ハネナガイナゴ							●				CR	NT1		
98		コバネイナゴ	●	●												
99		ツチイナゴ		●												
100		ツマグロバッタ							●				NT1	NT2		
101		イボバッタ	●	●												
102	イナゴ	セグロイナゴ							●				NT2	NT2		A
103	ヒシバッタ	ハネナガヒシバッタ	●	●												
104		ハラヒシバッタ	●	●												
105	ノミバッタ	ノミバッタ	●	●												
106	ハサミムシ	ハマベハサミムシ		●												
107		キアシハサミムシ	●													
108		ヒゲジロハサミムシ	●	●												
109	オオハサミムシ	オオハサミムシ		●												
110	クギヌキハサミムシ	キバネハサミムシ							●				NT1	LP		
111		クギヌキハサミムシ							●				NT2	NT2		
112	ウンカ	クロバネテラウチウンカ	●													
113		クロスジオオウンカ							●				NT1	NT1		
114	アオバハゴロモ	アオバハゴロモ	●	●												
115	ハゴロモ	スケバハゴロモ	●	●												
116		ベッコウハゴロモ	●	●												
117	セミ	アブラゼミ	●	●			●									
118		ツクツクボウシ	●	●												
119		ミンミンゼミ	●	●												
120		ニイニイゼミ	●	●												
121	コガシラアワフキ	コガシラアワフキ	●	●												
122	アワフキムシ	シロオビアワフキ	●	●												
123		クロスジアワフキ	●													
124		ヒメモンキアワフキ	●	●												
125	ツノゼミ	トビイロツノゼミ	●	●												
126	クロヒラタヨコバイ	クロヒラタヨコバイ		●												
127	フトヨコバイ	クワキヨコバイ	●													
128	オオヨコバイ	オオヨコバイ	●	●												
129	ヨコバイ	トバヨコバイ	●	●												
130		ヒトツメヨコバイ	●													
131		ツマグロヨコバイ	●	●												
132		カワムラヨコバイ							●				DD	DD		
133	イトアメンボ	ヒメイトアメンボ		●												
134	アメンボ	ハネナシアメンボ							●				NT1	NT1	R	B
135		ババアメンボ							●			NT	NT1	NT1	E	
136		エサキアメンボ							●			NT	NT1	NT1	E	B
137	コオイムシ	コオイムシ							●			NT	CR	CR	R	
138		タガメ							●			VU	CR	CR	R	A
139	ミズムシ	ミゾナシミズムシ							●			NT	VU	VU		

表 3.2.27(3)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
140	メクラカメムシ	オオクロセダカメクラガメ		●												
141		ベニヒゲホソミドリメクラガメ	●													
142		アカヒゲホソミドリメクラガメ		●												
143		ヒョウタンメクラガメ	●	●												
144	マキバサシガメ	ハネナガマキバサシガメ		●												
145	ハナカメムシ	キモンクロハナカメムシ	●													
146		ハナカメムシ科	●													
147	グンバイムシ	コアカツグンバイ	●													
148		キクグンバイ	●	●												
149	サシガメ	トゲサシガメ							●				NT1	NT1		
150	ナガカメムシ	ヒメナガカメムシ	●	●												
151		ヒメヒラタナガカメムシ	●	●												
152		コバネナガカメムシ	●	●												
153		ホソコバネナガカメムシ	●	●												
154		ヒメオオメカメムシ	●	●												
155		オオメカメムシ	●	●												
156		キベリヒョウタンナガカメムシ	●	●												
157		イチゴチビナガカメムシ		●												
158	オオホシカメムシ	ヒメホシカメムシ		●												
159	ホソヘリカメムシ	クモヘリカメムシ	●	●												
160		ホソヘリカメムシ	●	●												
161	ヘリカメムシ	ヒメトゲヘリカメムシ							●				NT1	NT1		
162		ホソハリカメムシ	●	●												
163		ホシハラビロヘリカメムシ	●	●												
164		ツマキヘリカメムシ	●	●												
165	ヒメヘリカメムシ	アカヒメヘリカメムシ	●	●												
166		ブチヒゲヘリカメムシ	●													
167	マルカメムシ	マルカメムシ		●												
168	ツチカメムシ	ツチカメムシ	●	●												
169		フタボシツチカメムシ		●												C
170		ミツボシツチカメムシ	●	●												
171	カメムシ	ウズラカメムシ	●													
172		ナガメ	●	●												
173		トゲシラホシカメムシ	●	●												
174		ムラサキシラホシカメムシ	●	●												
175		シラホシカメムシ	●	●												
176		クサギカメムシ		●												
177		イネカメムシ							●				CR	CR		C
178		アオクサカメムシ	●	●												
179		チャバネアオカメムシ	●	●												
180	クサカゲロウ	アミメカゲロウ							●				VU	VU		
181	ウスバカゲロウ	ウスバカゲロウ	●	●												
182	ハンミョウ	カワラハンミョウ							●			EN	EX	CR		A
183	オサムシ	アカガネオサムシ							●			VU	CR	CR		B
184		アオオサムシ	●	●												
185		ヒメマイマイカブリ	●	●												C
186		セアカオサムシ							●			NT	VU	NT1	V	B
187		クロナガオサムシ	●													
188		キベリマルクビゴミムシ							●			EN	VU	NT1		B
189		フタモンマルクビゴミムシ							●			EN	VU	NT1		
190		オサムシモドキ							●				EN	EN		C
191		アトモンミズギワゴミムシ	●	●												
192		ハマベミズギワゴミムシ							●				VU	CR		
193		ウスオビコミズギワゴミムシ		●												
194		ヨツモンコミズギワゴミムシ		●												
195		キアシヌレチゴミムシ		●												
196		オオゴミムシ	●	●												
197		カジムラヒメナガゴミムシ	●	●												C
198		コガシラナガゴミムシ		●												
199		キンナガゴミムシ		●												
200		ハラアカモリヒラタゴミムシ	●	●												
201		セアカヒラタゴミムシ	●	●												
202		オオヒラタゴミムシ	●	●												
203		クロツヤヒラタゴミムシ	●	●												
204		マルガタゴミムシ		●												
205		ニセマルガタゴミムシ	●	●												
206		コマルガタゴミムシ	●	●												
207		ホシボシゴミムシ		●												
208		ゴミムシ		●												
209		マルガタゴモクムシ		●												
210		オオゴモクムシ	●	●												

表 3.2.27(4)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
211	**オサムシ**	チョウセンゴモクムシ							●			VU	VU	NT2		
212		オオズケゴモクムシ		●												
213		ケウスゴモクムシ		●												
214		ヒメケゴモクムシ	●	●												
215		ニセケゴモクムシ	●	●												
216		ニセクロゴモクムシ		●												
217		ウスアカクロゴモクムシ	●	●												
218		コゴモクムシ	●	●												
219		キベリゴモクムシ	●	●												
220		セグロマメゴモクムシ		●												
221		ミドリマメゴモクムシ		●												
222		ツヤマメゴモクムシ		●												
223		ムネアカマメゴモクムシ		●												
224		オオスナハラゴミムシ	●													
225		キベリアオゴミムシ		●												
226		ヒメキベリアオゴミムシ		●												
227		オオアトボシアオゴミムシ	●	●												
228		アオヘリアオゴミムシ							●			CR	EN	EN		A
229		チビアオゴミムシ							●			EN	NT2	NT1		A
230		スジアオゴミムシ		●												
231		ハガクビナガゴミムシ							●			DD	VU	EN		
232		クロモンヒラナガゴミムシ							●				VU	VU		
233		スジミズアトキリゴミムシ		●												
234		ジュウジアトキリゴミムシ	●	●												
235		オオアオホソゴミムシ							●				EX	EX		
236	ゲンゴロウ	チビゲンゴロウ		●												
237		トダセスジゲンゴロウ							●			VU	EN	EN		B
238		モンキマメゲンゴロウ		●												
239		ヒメゲンゴロウ	●													
240		ゲンゴロウ							●			VU	EX	CR	V	X
241		コガタノゲンゴロウ							●			VU	EX	CR+EN		A
242		ハイイロゲンゴロウ		●												
243		マルガタゲンゴロウ							●			VU	CR	CR		B
244		シマゲンゴロウ							●			NT	EX	NT1		D
245		コシマゲンゴロウ	●	●												
246	ミズスマシ	オオミズスマシ							●			NT	NT1	VU		C
247	セスジガムシ	セスジガムシ							●			EN	EN	EN	E	
248	ガムシ	キベリヒラタガムシ		●												
249		フタホシヒラタガムシ	●													
250		コガムシ		●								DD				D
251		ガムシ							●			NT	CR	CR	R	C
252		ヒメガムシ	●	●												
253		トゲバゴマフガムシ	●	●												
254		ゴマフガムシ	●	●												
255	シデムシ	ヤマトモンシデムシ							●			NT	NT1	NT1		B
256		オオヒラタシデムシ	●	●												
257	ハネカクシ	コマルズハネカクシ	●													
258		アカバナガハネカクシ		●												
259		アオバアリガタハネカクシ	●	●												
260		ムネビロハネカクシ	●	●												
261		チビツヤムネハネカクシ	●													
262	マルハナノミ	トビイロマルハナノミ	●	●												
263	クワガタムシ	コクワガタ	●	●												
264		ノコギリクワガタ	●	●												
265	センチコガネ	センチコガネ	●	●												
266	コガネムシ	コブマルエンマコガネ		●												
267		クロコガネ		●												
268		オオクロコガネ		●												
269		コフキコガネ	●													
270		オオキイロコガネ							●				NT1	NT1		
271		アカビロウドコガネ		●												
272		ヒメビロウドコガネ	●	●												
273		オオビロウドコガネ	●													
274		コイチャコガネ	●	●												
275		ドウガネブイブイ	●	●												
276		サクラコガネ	●	●												
277		ヒメコガネ		●												
278		セマダラコガネ		●												
279		マメコガネ	●	●												
280		トラハナムグリ							●				NT1	NT1		D
281		コアオハナムグリ	●	●												
282		シロテンハナムグリ	●	●												
283		クロカナブン	●	●												
284		カブトムシ	●	●												

表 3.2.27(5)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
285	ヒメドロムシ	ケスジドロムシ							●			VU	NT1	NT1		
286	ナガドロムシ	タテスジナガドロムシ		●												
287	タマムシ	ウバタマムシ							●				VU	NT2		
288		ヤマトタマムシ		●											V	D
289		ヒメアサギナガタマムシ	●	●												
290	コメツキムシ	サビキコリ	●	●												
291		コフトナガコメツキ	●													
292		ホソハナコメツキ	●	●												
293		コハナコメツキ	●	●												
294	ホタル	ヘイケボタル							●				EN	NT1		C
295	ジョウカイモドキ	イシハラジョウカイモドキ							●				NT1	VU		
296		ツマキアオジョウカイモドキ	●	●												
297	ヒメハナムシ	キイロアシナガヒメハナムシ	●													
298	オオキスイムシ	ヨツボシオオキスイ	●	●												
299	オオキノコムシ	アカハバビロオオキノコ	●													
300	テントウムシ	フタホシテントウ	●	●												
301		クロヘリヒメテントウ		●												
302		ヒメアカホシテントウ	●	●												
303		ムーアシロホシテントウ	●	●												
304		ナナホシテントウ	●	●												
305		ナミテントウ	●	●												
306		ムモンチャイロテントウ							●				NT2	NT2		
307		ヒメカメノコテントウ	●	●												
308		トホシテントウ	●	●												
309		ニジュウヤホシテントウ		●												
310	クビナガムシ	クビカクシナガクチキムシ	●	●												
311	アリモドキ	キアシクビボソムシ	●	●												
312		ヨツボシホソアリモドキ	●	●												
313	ツチハンミョウ	マメハンミョウ		●												
314	ハムシダマシ	ハムシダマシ	●	●												
315	ゴミムシダマシ	スナゴミムシダマシ	●	●												
316	カミキリムシ	クロカミキリ	●	●												
317		ベニバハナカミキリ							●				NT1	NT2		C
318		アカアシオオアオカミキリ							●				NT1	NT2		B
319		トラフカミキリ							●				VU	NT2		
320		クリサビカミキリ	●													
321		ヒメビロウドカミキリ							●			NT	DD	NT1	E	
322		ゴマダラカミキリ	●	●												
323		キボシカミキリ	●	●												
324		シロスジカミキリ							●				VU	NT2		
325		キクスイカミキリ	●	●												
326	ハムシ	アズキマメゾウムシ	●	●												
327		トホシクビボソハムシ		●												
328		アカクビボソハムシ	●	●												
329		ヤマイモハムシ	●	●												
330		ムナキルリハムシ		●												
331		ヒメキバネサルハムシ	●													
332		ドウガネサルハムシ	●	●												
333		ヨモギハムシ		●												
334		オオルリハムシ							●			NT	NT1	VU	V	B
335		コガタルリハムシ	●	●												
336		フジハムシ		●												
337		ウリハムシモドキ	●													
338		ウリハムシ	●	●												
339		クロウリハムシ	●	●												
340		フタスジヒメハムシ		●												
341		ホタルハムシ	●													
342		サンゴジュハムシ	●	●												
343		ヒメドウガネトビハムシ	●	●												
344		ヒサゴトビハムシ	●													
345		ヒメカメノコハムシ		●												
346		ハムシ科	●													
347		ガガブタネクイハムシ							●				NT1	NT1		
348	オトシブミ	オオケブカチョッキリ							●				NT1	NT1		
349	ゾウムシ	カシワクチブトゾウムシ	●	●												
350		ホソヒメカタゾウムシ	●													
351		イネミズゾウムシ	●	●												
352		クワヒメゾウムシ	●													
353		アオバネサルゾウムシ	●	●												
354		マダラアシゾウムシ	●	●												

表 3.2.27(6)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
355	ハバチ	セグロカブラハバチ	●													
356		ニホンカブラハバチ	●	●												
357		フタホシハバチ	●	●												
358		コシマハバチ	●													
359		ハバチ科	●													
360	ツチバチ	ヒメハラナガツチバチ	●	●												
361		キンケハラナガツチバチ	●	●												
362	ギングチバチ	ニッポントゲアナバチ							●				VU	VU		C
363	アリ	アミメアリ		●												
364		トビイロシワアリ		●												
365		クロヤマアリ	●	●												
366		トビイロケアリ	●	●												
367		カワラケアリ		●												
368	ドロバチ	オオフタオビドロバチ	●	●												
369		ミカドトックリバチ	●	●												
370		ミカドドロバチ	●													
371		スズバチ	●	●												
372		チビドロバチ	●	●												
373	スズメバチ	トウヨウホソアシナガバチ	●	●												
374		フタモンアシナガバチ	●	●												
375		セグロアシナガバチ		●												
376		コアシナガバチ	●	●												
377		コガタスズメバチ	●	●												
378		オオスズメバチ	●	●												
379		キイロスズメバチ	●	●												
380	アナバチ	クロアナバチ	●	●												
381		サトジガバチ	●	●												
382		ニッポンハヤバチ							●				NT2	NT2		
383		ニッポンハナダカバチ							●			VU	CR	CR	V	
384		キスジツチスガリ							●				NT1	NT1		
385	コハナバチ	エサキハラアカハナバチ	●													
386		アオスジハナバチ	●	●												
387	ケアシハナバチ	シロスジフデアシハナバチ							●				NT1	NT1		C
388	ハキリバチ	バラハキリバチ	●	●												
389		バラハキリバチモドキ	●													
390	コシブトハナバチ	クマバチ	●	●												
391	ミツバチ	セイヨウミツバチ	●	●												
392	シリアゲムシ	ヤマトシリアゲ							●				CR	LP		D
393	ガガンボ	キリウジガガンボ	●													
394	ミズアブ	コウカアブ	●	●												
395		ミズアブ	●	●												
396		アメリカミズアブ	●	●												
397	ツリアブ	タイワンハラボソツリアブ							●				NT1	NT1		
398	ムシヒキアブ	アオメアブ	●	●												
399		シオヤアブ	●	●												
400	アシナガバエ	アシナガキンバエ	●													
401	ハナアブ	ホソヒラタアブ	●	●												
402		ナミホシヒラタアブ	●	●												
403		ヒメヒラタアブ	●	●												
404		ホシツヤヒラタアブ	●	●												
405		ニセキアシマメヒラタアブ	●	●												
406		スズキベッコウハナアブ							●				NT1	NT1		
407		シマハナアブ		●												
408		ハナアブ	●	●												
409		アシブトハナアブ	●	●												
410	ミバエ	ヒラヤマアミメケブカミバエ	●													
411	ヤチバエ	フタスジヤチバエ							●				NT2	NT2		
412		ヒゲナガヤチバエ	●													
413	フンバエ	ヒメフンバエ	●													
414	クロバエ	トウキョウキンバエ	●	●												
415		カエルキンバエ							●			DD	NT2	NT2		X
416		ツマグロキンバエ	●	●												
417	ニクバエ	フルトネニクバエ							●				NT2	NT2		
418	ヤドリバエ	ヨコジマオオハリバエ	●													

表 3.2.27(7)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
419	ハマキガ	チャノコカクモンハマキ	●	●												
420		マツアトキハマキ	●	●												
421		カクモンハマキ		●												
422		チャハマキ	●	●												
423		アトボシハマキ		●												
424		トビハマキ		●												
425		ヨモギネムシガ	●	●												
426		ヨツスジヒメシンクイ	●													
427		コシロアシヒメハマキ	●													
428		マメサヤヒメハマキ	●	●												
429		クローバヒメハマキ	●													
430	ホソハマキガ	ブドウホソハマキ	●													
431	アトヒゲコガ	ネギコガ	●													
432	スガ	コナガ	●	●												
433		マサキスガ	●	●												
434		マユミオオスガ		●												
435	スカシバガ	アシナガモモブトスカシバ							●			VU	DD	DD		
436	キバガ	イモキバガ	●	●												
437	マダラガ	ホタルガ	●	●												
438	イラガ	テングイラガ	●	●												
439		クロシタアオイラガ		●												
440		アカイラガ		●												
441	メイガ	ツトガ	●	●												
442		ヨシツトガ		●												
443		クロマダラツトガ		●												
444		テンスジツトガ	●													
445		シロスジツトガ	●	●												
446		シバツトガ	●	●												
447		コブノメイガ	●	●												
448		キアヤヒメノメイガ	●	●												
449		シロアヤヒメノメイガ	●	●												
450		ウスオビクロノメイガ	●													
451		モンキクロノメイガ	●	●												
452		シロオビノメイガ	●	●												
453		ミツテンノメイガ		●												
454		マメノメイガ	●	●												
455		シロテンキノメイガ	●	●												
456		ホシオビホソノメイガ	●													
457		ワモンノメイガ	●	●												
458		アワノメイガ		●												
459		ユウグモノメイガ	●	●												
460		フキノメイガ	●	●												
461		ヘリジロキンノメイガ	●	●												
462		マエアカスカシノメイガ	●	●												
463		クロスジキンノメイガ	●	●												
464		ウスイロキンノメイガ	●													
465		ウコンノメイガ	●	●												
466		キムジノメイガ		●												
467		ベニフキノメイガ	●	●												
468		マエキシタグロノメイガ	●													
469		フタオビノメイガ	●	●												
470		クロモンキノメイガ	●													
471		ネジロミズメイガ		●												
472		ヒメマダラミズメイガ	●	●												
473		オオウスベニトガリメイガ		●												
474		キモントガリメイガ	●	●												
475		キベリトガリメイガ	●													
476		トビイロシマメイガ		●												
477		フタスジシマメイガ		●												
478		アカフマダラメイガ		●												
479		サンカクマダラメイガ	●	●												
480	トリバガ	ヒルガオトリバ	●	●												
481		ヨモギトリバ	●													
482	セセリチョウ	ダイミョウセセリ		●												
483		ギンイチモンジセセリ							●			NT	NT2	NT2		D
484		イチモンジセセリ	●	●												
485		オオチャバネセセリ	●	●					●				NT2	NT2		B
486	アゲハチョウ	ジャコウアゲハ	●	●												
487		アオスジアゲハ	●	●												
488		キアゲハ	●	●												
489		クロアゲハ	●	●												
490		ナミアゲハ	●	●												

表 3.2.27(8)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
491	シロチョウ	モンキチョウ	●	●												
492		キチョウ	●	●												
493		ツマグロキチョウ							●			EN	EX	EX		X
494		モンシロチョウ	●	●												
495	シジミチョウ	ウラゴマダラシジミ							●				CR+EN	VU		C
496		ルリシジミ		●												
497		ツバメシジミ	●	●												
498		ウラナミシジミ		●												
499		ミヤマシジミ							●			EN	CR+EN	CR+EN		
500		ベニシジミ	●	●												
501		ムラサキシジミ	●	●												
502		ミドリシジミ							●				NT1	NT1		C
503		クロシジミ							●			EN	EX	EX	R	X
504		ヤマトシジミ	●	●												
505		シルビアシジミ							●			EN	EX	EX		B
506	ウラギンシジミチョウ	ウラギンシジミ	●	●												
507	タテハチョウ	コムラサキ							●				VU	NT1		C
508		ヒメアカタテハ	●	●												
509		ゴマダラチョウ	●	●												
510		ルリタテハ	●	●												
511		イチモンジチョウ	●	●												
512		アサマイチモンジ							●				CR	NT2		C
513		コミスジ	●	●												
514		ヒオドシチョウ							●				VU	VU		B
515		キタテハ	●	●												
516		オオムラサキ							●			NT	CR	VU	R	B
517	ジャノメチョウ	ヒカゲチョウ	●	●												
518		ジャノメチョウ							●				VU	NT2		C
519		ヒメジャノメ	●	●												
520		サトキマダラヒカゲ	●	●												
521		ヒメウラナミジャノメ		●												
522	シャクガ	ウスキヒメシャク	●	●												
523		ベニヒメシャク		●												
524		ウスキクロテンヒメシャク	●													
525		ナミスジチビヒメシャク	●													
526		コベニスジヒメシャク	●	●												
527		ウスベニスジヒメシャク	●													
528		トビスジヒメナミシャク	●	●												
529		ユウマダラエダシャク	●	●												
530		クロクモエダシャク		●												
531		ギンスジエダシャク	●	●												
532		ウスオエダシャク		●												
533		マエキトビエダシャク	●	●												
534		フチグロトゲエダシャク							●				DD	CR+EN	R	
535		シロツバメエダシャク	●	●												
536	イボタガ	イボタガ							●				CR	RT		
537	ヤママユガ	オオミズアオ	●	●												
538		オナガミズアオ					●		●			NT	LP	LP		
539		ヤママユ							●				VU	RT		
540	スズメガ	エビガラスズメ	●	●			●									
541		ホソバスズメ					●									
542		シモフリスズメ		●												
543		ブドウスズメ	●													
544		ホシヒメホウジャク					●									
545		オオスカシバ		●												
546		ヒメクロホウジャク	●	●												
547		コスズメ			●		●									
548		キイロスズメ					●									
549	シャチホコガ	モンクロシャチホコ		●												
550		タカサゴツマキシャチホコ		●												
551		モンクロギンシャチホコ							●				LP	LP		
552	ドクガ	キドクガ		●												
553		ヒメシロモンドクガ		●												
554	ヒトリガ	シロヒトリ		●												
555		キハラゴマダラヒトリ		●												
556	コブガ	クロスジコブガ	●													
557		ヨシノコブガ		●												
558		クロスジシロコブガ	●	●												
559	カノコガ	カノコガ	●	●												

表 3.2.27(9)　調査区域を含む地域の出現状況（昆虫類）

No.	科名	種名	確認状況							絶滅のおそれのある種の選定根拠						
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県動植物リスト				環境省RDB	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB		茨城県RDB	千葉県RDB
					杉戸町	幸手市	春日部市	宮代町	中川・加須低地				中川・加須低地	全県		
560	ヤガ	ウスベリケンモン		●												
561		キノコヨトウ		●												
562		ウンモンキノコヨトウ	●	●												
563		ツメクサガ	●	●												
564		カブラヤガ	●	●												
565		コウスチャヤガ	●	●												
566		アカフヤガ		●												
567		クロクモヤガ	●	●												
568		シロモンヤガ	●	●												
569		マメチャイロキヨトウ	●	●												
570		マダラキヨトウ	●	●												
571		スジシロキヨトウ	●	●												
572		ヨトウガ	●	●												
573		フタスジヨトウ	●	●												
574		アワヨトウ	●	●												
575		シロシタヨトウ	●	●												
576		カラスヨトウ	●	●												
577		シロテンウスグロヨトウ	●	●												
578		シロモンオビヨトウ	●	●												
579		ヒメサビスジヨトウ	●	●												
580		モクメヨトウ	●	●												
581		フタテンヒメヨトウ	●	●												
582		チャオビヨトウ	●	●												
583		ベニモンヨトウ	●	●												
584		マエホシヨトウ	●													
585		スジキリヨトウ	●	●												
586		ハスモンヨトウ	●	●												
587		シロスジアオヨトウ	●	●												
588		イチモジヒメヨトウ							●			VU	NT2	NT2	R	C
589		アカマエアオリンガ	●	●												
590		ベニモンアオリンガ	●	●												
591		ハイイロリンガ	●	●												
592		ベニシマコヤガ		●												
593		ヒメネジロコヤガ	●	●												
594		フタオビコヤガ	●	●												
595		シロマダラコヤガ	●	●												
596		シロフコヤガ	●	●												
597		ウスシロフコヤガ	●	●												
598		ユミガタマダラウワバ	●													
599		ミツモンキンウワバ	●	●												
600		ウリキンウワバ	●	●												
601		イチジクキンウワバ		●												
602		エゾギクキンウワバ	●	●												
603		ジョナスキシタバ					●									D
604		キシタバ					●									
605		フシキキシタバ							●				DD	NT2		
606		アケビコノハ		●												
607		クロテンカバアツバ	●													
608		ムラサキツマキリアツバ		●												
609		フタテンアツバ	●	●												
610		タイワンキシタアツバ	●	●												
611		シラナミアツバ		●												
612		トビスジアツバ	●	●												
613		ハスオビアツバ							●				CR+EN	CR+EN	R	
614		ウラジロアツバ		●												
計	145 科	614 種	360 種	398 種	2 種	24 種	11 種	0 種	135 種	0 種	1 種	57 種	135 種	135 種	32 種	83 種

注 1)科名、種名及び種の配列は、原則として「日本産野生生物目録」(1993、環境庁）に準拠した。
注 2)記号凡例は、以下に示すとおりとした。

環境省　RL	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧　DD：情報不足　LP：地域個体群
埼玉県　RDB	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT1 NT2：準絶滅危惧 DD：情報不足　LP：地域個体群　RT：地帯別危惧
千葉県　RDB	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物　A：最重要保護生物　B：重要保護生物 C：要保護生物　D：一般保護生物　RH：保護参考雑種
茨城県　RDB	EX：絶滅種　E：絶滅危惧種　V：危急種　R：希少種

2)植物

(1) 植物相・植生の状況

植物相・植生の状況については、表 3.2.28 に示す既存文献を収集し、調査地域の植物の分布について把握した。

表 3.2.28 植物相の把握に用いた既存文献

No.	文献名
1	「杉戸深輪工業団地環境影響評価書」（平成 9 年、埼玉県）
2	「杉戸町自然環境調査報告書～杉戸町環境基本計画策定に関する基礎調査～」（平成 13 年、杉戸町）
3	「1998 年版　埼玉県植物誌」（平成 10 年、埼玉県） 杉戸町、幸手市、春日部市、宮代町の出現種を抽出
4	「埼玉県の希少野生生物　埼玉県レッドデータブック　2011 植物編」（平成 24 年、埼玉県） 中川・加須低地の出現種について抽出

(2) 保全すべき植物群落、大径木、植物種の状況

①植物種

既存文献において調査地域が含まれる地域で出現の記録がある種は表 3.2.30(1)～(15)、絶滅のおそれのある種の選定根拠とした資料は表 3.2.29 に示すとおりである。

既存文献調査の結果、982 種の植物種が確認された。また、絶滅のおそれのある種として 184 種が確認された。

表 3.2.29　絶滅のおそれのある種の選定根拠とした資料

No.	略称	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	天然 記念物	「文化財保護法」（告示：昭和 25 年 5 月 30 日　改正：平成 23 年 5 月 2 日）	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
②	種の 保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（告示：平成 4 年 6 月 5 日　改正：平成 23 年 8 月 30 日）	・国内希少野生動植物種
③	環境省 RL	「環境省版第 4 次レッドリスト」 （平成 24 年、環境省）	EX：絶滅　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧　DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	埼玉県 RDB	「埼玉県の希少野生生物　埼玉県レッドデータブック　2011 植物編」 （平成 24 年、埼玉県）	EX：絶滅　EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類　EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT1、NT2：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 RT：地帯別危惧
⑤	茨城県 RDB	「茨城県レッドリスト（2011 改訂版）」 （平成 24 年、茨城県）	EX：絶滅　CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧　DD1：情報不足(注目種) DD2：情報不足（現状不明種）
⑥	千葉県 RDB	「千葉県の保護上重要な野生生物 －千葉県レッドデータブック－植物･菌類編（2009 年改訂版）」 （平成 21 年、千葉県）	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物 A：最重要保護生物　B：重要保護生物 C：要保護生物　D：一般保護生物 RH：保護参考雑種

表 3.2.30(1) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
1	イワヒバ	クラマゴケ			●							
2	ミズニラ	ミズニラ			●	●			NT	VU	VU	
3	トクサ	スギナ	●	●	●							
4		トクサ			●							
5		イヌスギナ		●	●	●				NT		
6		イヌドクサ		●	●							
7	ハナヤスリ	オオハナワラビ			●							
8		フユノハナワラビ		●	●							
9		トネハナヤスリ				●			VU	CR	EN	A
10		コハナヤスリ				●				EN	VU	
11	ゼンマイ	ゼンマイ		●	●							
12	フサシダ	カニクサ			●							
13	コバノイシカグマ	イワヒメワラビ			●							
14		ワラビ			●							
15	ミズワラビ	ミズワラビ		●	●	●				NT		
16	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ			●							
17		イノモトソウ	●	●	●							
18	チャセンシダ	トラノオシダ		●	●							
19	オシダ	オニヤブソテツ		●								
20		ヤブソテツ	●	●	●							
21		ヤマヤブソテツ			●							
22		ミサキカグマ			●							
23		ベニシダ	●	●	●							
24		マルバベニシダ			●					NT	VU	
25		クマワラビ		●	●							
26		アイノコクマワラビ			●							
27		オクマワラビ		●	●							
28		ヤマイタチシダ			●							
29		アスカイノデ		●	●							
30		イノデ			●							
31	ヒメシダ	ホシダ			●							
32		ゲジゲジシダ			●							
33		ミゾシダ			●							
34		ハシゴシダ			●							
35		ハリガネワラビ		●	●							
36		ヤワラシダ			●							
37		ヒメシダ	●		●							
38		ヒメワラビ		●	●							
39		ミドリヒメワラビ		●	●							
40	メシダ	イヌワラビ	●	●	●							
41		ヘビノネゴザ			●							
42		ホソバシケシダ		●	●							
43		シケシダ			●							
44		クサソテツ			●							
45		コウヤワラビ	●	●	●							
46	ウラボシ	ノキシノブ		●	●							
47	デンジソウ	デンジソウ				●			VU	CR	CR	B
48	サンショウモ	サンショウモ			●	●			VU	EN	EN	B
49	アカウキクサ	アカウキクサ				●			EN	DD		
50		オオアカウキクサ		●					EN	EX	CR	C
51	イチョウ	イチョウ	●	●								
52	マツ	モミ	●	●	●							
53		アカマツ	●	●	●							
54		クロマツ	●									
55	スギ	スギ	●	●								
56	ヒノキ	ヒノキ	●	●	●							
57		サワラ	●	●	●							
58	マキ	イヌマキ	●	●								
59	イヌガヤ	イヌガヤ		●	●							
60	イチイ	カヤ		●	●							
61	クルミ	オニグルミ	●	●	●							D
62	ヤナギ	シダレヤナギ	●									
63		アカメヤナギ		●	●							
64		ジャヤナギ			●							
65		カワヤナギ	●	●	●							
66		ネコヤナギ			●							
67		イヌコリヤナギ	●	●	●							
68		オノエヤナギ		●	●							
69		タチヤナギ	●	●	●							
70		オオバヤナギ			●							

表 3.2.30(2) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
71	カバノキ	ハンノキ	●	●	●							
72		アカシデ		●	●							D
73		イヌシデ	●	●	●							
74	ブナ	クリ	●	●	●							
75		スダジイ	●	●	●							
76		アカガシ	●							NT		
77		クヌギ	●	●	●							
78		ナラガシワ			●							
79		アラカシ			●							
80		シラカシ	●	●	●							
81		コナラ	●	●	●							
82	ニレ	ムクノキ	●	●	●							
83		エノキ	●	●	●							
84		ケヤキ	●	●	●							
85	クワ	ヒメコウゾ		●								
86		コウゾ			●							
87		カジノキ	●									
88		クワクサ	●	●	●							
89		イチジク	●									
90		カナムグラ	●	●	●							
91		カラハナソウ		●								
92		トウグワ		●								
93		ヤマグワ	●	●	●							
94	イラクサ	ヤブマオ	●	●	●							
95		ツクシヤブマオ			●							
96		カラムシ		●	●							
97		メヤブマオ			●							
98		ナガバヤブマオ			●							
99		トキホコリ				●			VU	VU	EN	B
100		ミズ			●							
101		アオミズ		●	●							
102		ホソバイラクサ				●				DD		B
103	タデ	ミズヒキ	●	●	●							
104		シンミズヒキ		●	●							
105		シャクチリソバ			●							
106		ソバ		●								
107		ソバカズラ			●							
108		サクラタデ	●	●	●							
109		ヒメタデ				●			VU	EN	DD2	C
110		ホソバイヌタデ				●			NT	EN	VU	C
111		ナガバノウナギツカミ			●				NT	EX	VU	C
112		ヤナギタデ	●	●	●							
113		シロバナサクラタデ		●	●	●				NT		
114		オオイヌタデ	●	●	●							
115		イヌタデ	●	●	●							
116		サデクサ		●	●							
117		タニソバ			●							
118		ヤノネグサ		●	●							
119		オオケタデ			●							
120		イシミカワ	●	●	●							
121		ハナタデ			●							
122		ボントクタデ		●	●							
123		サナエタデ			●							
124		ママコノシリヌグイ			●							
125		アキノウナギツカミ	●	●	●							
126		ヒメサクラタデ			●							
127		ヌカボタデ				●			VU	EN	VU	C
128		ミゾソバ	●	●	●							
129		ヤマミゾソバ			●							
130		ニオイタデ		●	●							
131		ハルタデ			●							
132		ツルドクダミ			●							
133		ハイミチヤナギ			●							
134		ミチヤナギ	●	●	●							
135		イタドリ	●	●	●							
136		オオイタドリ			●							
137		スイバ	●	●	●							
138		アレチギシギシ	●	●	●							
139		ナガバギシギシ	●	●	●							
140		ギシギシ	●	●	●							
141		コギシギシ			●	●			VU	VU	EN	
142		エゾノギシギシ	●	●	●							

表 3.2.30(3) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
143	ヤマゴボウ	ヨウシュヤマゴボウ	●	●	●							
144		ヤマゴボウ			●							
145	オシロイバナ	オシロイバナ	●		●							
146	ザクロソウ	ザクロソウ		●	●							
147	スベリヒユ	スベリヒユ	●	●	●							
148		ハゼラン			●							
149	ナデシコ	ノミノツヅリ		●	●							
150		オランダミミナグサ	●	●	●							
151		ミミナグサ			●							
152		カワラナデシコ				●				VU	VU	
153		ツメクサ	●		●							
154		ムシトリナデシコ			●							
155		ノミノフスマ	●	●	●							
156		ウシハコベ	●	●	●							
157		イトハコベ				●			VU	CR	EX	A
158		コハコベ	●	●	●							
159	アカザ	マルバアカザ			●							
160		シロザ	●	●	●							
161		アカザ			●							
162		ケアリタソウ		●	●							
163		アリタソウ			●							
164		コアカザ	●	●	●							
165		ウラジロアカザ			●							
166		ゴウシュウアリタソウ		●	●							
167		カワラアカザ			●					EN		
168		ホウキギ			●							
169	ヒユ	ヒカゲイノコズチ		●	●							
170		ヒナタイノコズチ	●	●	●							
171		ヤナギイノコヅチ			●							D
172		イヌビユ		●	●							
173		ホソアオゲイトウ	●	●	●							
174		アオゲイトウ	●									
175		アオビユ	●	●	●							
176	モクレン	ホオノキ	●		●							
177		コブシ	●	●	●							
178	マツブサ	サネカズラ	●	●	●							
179	シキミ	シキミ			●							
180	クスノキ	クスノキ	●	●	●							
181		ヤブニッケイ			●							
182		ヤマコウバシ		●	●							
183		ウスゲクロモジ			●							
184		タブノキ	●	●	●							
185		シロダモ	●	●	●							
186	キンポウゲ	イチリンソウ				●				NT	VU	C
187		アズマイチゲ				●				NT	VU	B
188		ヒメウズ				●				VU	EN	
189		ボタンヅル		●								
190		コボタンヅル			●							
191		センニンソウ		●	●							
192		ケキツネノボタン		●	●							
193		コキツネノボタン				●			VU	EN	VU	A
194		ウマノアシガタ	●									
195		バイカモ				●				EN	CR	X
196		タガラシ	●	●	●							
197		キツネノボタン	●	●	●							
198		カラマツソウ			●					EN		
199		アキカラマツ		●	●							
200		ノカラマツ			●	●			VU	VU	VU	B
201	メギ	イカリソウ				●				NT		D
202		ヒイラギナンテン		●								
203		ナンテン	●	●	●							
204	アケビ	アケビ	●	●	●							
205		ミツバアケビ	●		●							
206		ムベ		●								
207	ツヅラフジ	アオツヅラフジ		●	●							
208	スイレン	ハゴロモモ			●							
209		オニバス				●			VU	CR	CR	A
210		ハス		●								
211		コウホネ				●				NT	VU	B

表 3.2.30(4) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
212	マツモ	マツモ		●		●				VU	VU	C
213	ドクダミ	ドクダミ	●	●	●							
214		ハンゲショウ			●	●				VU		
215	センリョウ	ヒトリシズカ		●	●							
216		フタリシズカ		●	●							
217	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ			●							
218		カンアオイ				●				NT		
219	マタタビ	シナサルナシ		●								
220	ツバキ	ヤブツバキ	●	●	●							
221		サカキ			●							
222		ヒサカキ	●	●	●							
223		ヒコサンヒメシャラ	●									
224		モッコク	●	●								
225		チャノキ	●	●	●							
226	オトギリソウ	オトギリソウ			●							
227		コケオトギリ		●	●							
228		アゼオトギリ				●			EN	CR	CR	A
229		ミズオトギリ			●					EN	VU	C
230	ケシ	クサノオウ	●	●	●							
231		ジロボウエンゴサク			●							
232		ムラサキケマン		●	●							
233		タケニグサ			●							
234	アブラナ	ハタザオ			●	●				VU	VU	C
235		ハルザキヤマガラシ			●							
236		セイヨウカラシナ	●	●	●							
237		セイヨウアブラナ		●								
238		アブラナ			●							
239		ナズナ	●	●	●							
240		タネツケバナ	●	●	●							
241		イヌナズナ		●	●							
242		マメグンバイナズナ	●		●							
243		オランダガラシ			●							
244		ショカツサイ	●									
245		ハナダイコン		●	●							
246		コイヌガラシ	●	●	●	●			NT	NT	VU	D
247		ミチバタガラシ			●							
248		イヌガラシ	●	●	●							
249		スカシタゴボウ	●	●	●							
250		カキネガラシ	●		●							
251		イヌカキネガラシ	●		●							
252		グンバイナズナ			●							
253	ベンケイソウ	コモチマンネングサ	●	●	●							
254		オカタイトゴメ			●							
255		オノマンネングサ			●							
256		マルバマンネングサ			●							
257		ツルマンネングサ		●	●							
258	ユキノシタ	チダケサシ			●							
259		ウツギ		●	●							
260		アジサイ	●									
261		タコノアシ		●		●			NT	VU	VU	
262		ユキノシタ		●	●							
263	トベラ	トベラ		●								
264	バラ	キンミズヒキ	●	●	●							
265		クサボケ			●							
266		ヘビイチゴ	●	●	●							
267		ヤブヘビイチゴ	●	●	●							
268		ビワ	●		●							
269		ヤマブキ			●							
270		malus 属	●									
271		コバナキジムシロ	●		●							
272		カワラサイコ			●	●				VU	VU	C
273		キジムシロ		●	●							
274		ミツバツチグリ	●	●	●							
275		オヘビイチゴ		●	●							
276		オキジムシロ		●								
277		カマツカ		●	●							
278		ケカマツカ			●							
279		イヌザクラ		●	●							
280		ウワミズザクラ		●	●							
281		ウメ	●									
282		スモモ	●									

表 3.2.30(5) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
283	バラ	ソメイヨシノ	●	●								
284		トキワサンザシ	●									
285		シャリンバイ		●								
286		アズマイバラ			●						EN	
287		ノイバラ	●	●	●							
288		テリハノイバラ			●							
289		ニガイチゴ			●							
290		モミジイチゴ			●							
291		ナワシロイチゴ	●	●	●							
292		カジイチゴ		●	●							
293		ワレモコウ		●	●							
294		ナガボノシロワレモコウ				●				NT	VU	
295		ナガボノワレモコウ				●				注3	注3	D
296		ユキヤナギ		●								
297		コゴメウツギ		●								
298	マメ	クサネム	●	●	●							
299		ネムノキ	●	●	●							
300		イタチハギ			●							
301		ヤブマメ	●	●	●							
302		ゲンゲ	●	●	●							
303		ジャケツイバラ			●							D
304		カワラケツメイ			●							
305		エビスグサ			●							
306		フジカンゾウ		●	●							
307		アレチヌスビトハギ			●							
308		マルバヌスビトハギ			●						VU	
309		ヌスビトハギ		●	●							
310		ヤブハギ		●	●							
311		ノササゲ			●							
312		ノアズキ			●						VU	
313		サイカチ			●							D
314		ツルマメ		●	●							
315		コマツナギ			●							
316		マルバヤハズソウ			●							
317		ヤハズソウ		●	●							
318		レンリソウ			●					EN	VU	C
319		ヤマハギ		●	●							
320		メドハギ		●	●							
321		ネコハギ		●	●							
322		イヌハギ			●	●			VU	VU	VU	B
323		イヌエンジュ		●								D
324		シナガワハギ			●							
325		クズ	●	●	●							
326		オオバタンキリマメ		●								
327		ハリエンジュ		●	●							
328		コメツブツメクサ			●							
329		ベニバナツメクサ			●							
330		ムラサキツメクサ		●	●							
331		シロツメクサ	●	●	●							
332		ヤハズエンドウ			●							
333		クサフジ		●	●							
334		スズメノエンドウ		●	●							
335		カラスノエンドウ	●	●								
336		カスマグサ	●		●							
337		ナンテンハギ			●							
338		ヤブツルアズキ			●							
339		フジ	●	●	●							
340	カタバミ	カタバミ	●	●	●							
341		ケカタバミ			●							
342		ムラサキカタバミ	●		●							
343		エゾタチカタバミ			●							
344		オッタチカタバミ		●								
345	フクロソウ	アメリカフウロ	●	●	●							
346		ゲンノショウコ		●	●							
347	アマ	キバナノマツバニンジン			●							
348	トウダイグサ	エノキグサ	●	●	●							
349		ノウルシ			●	●			NT	VU	VU	C
350		ハイニシキソウ			●							
351		トウダイグサ	●	●	●							
352		オオニシキソウ	●	●	●							
353		タカトウダイ			●							
354		ニシキソウ			●							
355		コニシキソウ	●	●	●							
356		アカメガシワ	●	●	●							
357		ヒメミカンソウ			●							
358		コミカンソウ			●							

表 3.2.30(6) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
359	ユズリハ	ユズリハ		●	●							
360	ミカン	ナツダイダイ		●								
361		カラスザンショウ		●								
362		サンショウ		●	●							
363		イヌザンショウ	●	●	●							
364	ニガキ	シンジュ		●	●							
365	センダン	センダン			●							
366	ウルシ	ツタウルシ	●									
367		ヌルデ	●	●	●							
368		ハゼ			●							
369		ヤマウルシ	●									
370		ウルシ			●							
371	カエデ	イロハモミジ	●	●	●							
372	ムクロジ	ムクロジ			●							
373	トチノキ	トチノキ			●							
374	ツリフネソウ	ツリフネソウ			●							
375	モチノキ	イヌツゲ	●	●	●							
376		モチノキ	●	●	●							
377		タラヨウ		●								
378		アオハダ			●							D
379		クロガネモチ		●							VU	
380		ウメモドキ	●	●								C
381	ニシキギ	ツルウメモドキ	●	●	●							
382		オニツルウメモドキ		●	●							C
383		ニシキギ			●							
384		コマユミ	●	●	●							
385		ツルマサキ		●								
386		マサキ	●		●							
387		ツルオオバマサキ		●								
388		ツリバナ			●							
389		マユミ		●	●							
390		カントウマユミ		●	●							
391	ミツバウツギ	ゴンズイ	●	●	●							
392	クロウメモドキ	クマヤナギ	●		●							
393	ブドウ	ノブドウ	●	●	●							
394		キレバノブドウ	●									
395		ヤブガラシ	●	●	●							
396		ツタ		●	●							
397		エビヅル	●	●	●							
398	アオイ	イチビ		●	●							
399		タチアオイ	●									
400		ウサギアオイ			●							
401		ゼニアオイ		●	●							
402	アオギリ	アオギリ	●	●								
403	グミ	ツルグミ		●								
404		マルバナツグミ	●	●								
405		ナワシログミ		●								
406		アキグミ			●							
407	スミレ	アリアケスミレ	●		●						VU	
408		タチツボスミレ	●	●	●							
409		コスミレ		●	●							
410		マルバスミレ		●	●							
411		ケマルバスミレ			●							
412		スミレ	●	●	●							
413		ヒメスミレ	●		●							
414		アカネスミレ		●	●							
415		タチスミレ				●			VU	CR	CR	A
416		ヒゴスミレ				●				NT		
417		ヒナスミレ			●							B
418		ツボスミレ	●	●	●							
419		ノジスミレ	●	●	●							
－		viola 属	●									
420	ミゾハコベ	ミゾハコベ	●	●	●							
421	ウリ	ゴキヅル				●				VU		
422		アマチャヅル	●	●	●							
423		スズメウリ	●	●	●							
424		アレチウリ	●	●	●							
425		カラスウリ	●	●	●							
426		キカラスウリ			●							
427	ミソハギ	ホソバヒメミソハギ		●	●							
428		ヒメミソハギ	●	●	●	●				NT	VU	
429		ミソハギ		●	●							
430		エゾミソハギ				●				EN		
431		キカシグサ	●	●	●							
432		ミズマツバ			●	●			VU	VU	VU	

表 3.2.30(7) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
433	ヒシ	ヒメビシ				●			VU	EN	CR	A
434		ヒシ		●	●	●				NT		
435		オニビシ				●				NT		
436	アカバナ	アカバナ		●	●							
437		チョウジタデ	●	●	●							
438		ウスゲチョウジタデ				●			NT	VU	VU	
439		メマツヨイグサ	●	●	●							
440		コマツヨイグサ			●							
441		ユウゲショウ	●	●								
442		ヒルザキツキミソウ			●							
443		マツヨイグサ			●							
444	アリノトウグサ	アリノトウグサ			●							
445		オオフサモ	●	●	●							
446		ホザキノフサモ	●			●				EN		
447		フサモ			●	●				NT	EN	C
448	ミズキ	アオキ	●	●	●							
449		ミズキ		●	●							
450		クマノミズキ			●							
451		ハナイカダ			●							
452	ウコギ	オカウコギ			●							
453		ウコギ			●							
454		ヤマウコギ	●	●	●							
455		ウド	●	●	●							
456		タラノキ	●	●	●							
457		カクレミノ		●								
458		ヤツデ	●	●	●							
459		キヅタ	●	●	●							
460		ハリギリ			●							
461	セリ	ノダケ		●	●							
462		シャク		●							VU	
463		コエンドロ			●							
464		ミツバ		●	●							
465		ノチドメ	●	●	●							
466		オオチドメ		●	●							
467		ヒメチドメ			●							
468		セリ	●	●	●							
469		ヤブニンジン		●	●							
470		ヤブジラミ		●	●							
471		オヤブジラミ			●							
472	ツツジ	モチツツジ	●									
473		ナツハゼ			●							
474	ヤブコウジ	マンリョウ		●	●							
475		ヤブコウジ	●	●	●							
476	サクラソウ	ノジトラノオ				●			VU	EN	EN	C
477		オカトラノオ			●							
478		ヌマトラノオ	●	●	●	●				NT		
479		コナスビ	●	●	●							
480		クサレダマ				●				CR		C
481	カキノキ	カキノキ	●	●	●							
482		マメガキ			●							
483	エゴノキ	エゴノキ	●	●	●							
484	ハイノキ	サワフタギ	●	●	●							
485	モクセイ	ネズミモチ	●	●	●							
486		トウネズミモチ		●	●							
487		イボタノキ	●	●	●							
488		キンモクセイ	●									
489		ヒイラギ		●	●							
490	マチン	ヒメナエ				●			VU	CR	EN	B
491		アイナエ				●				NT	VU	B
492	リンドウ	フデリンドウ			●							
493	ミツガシワ	ヒメシロアサザ		●		●			VU	EN	DD1	A
494		ガガブタ				●			NT	CR	VU	C
495		アサザ				●			NT	VU	VU	B
496	キョウチクトウ	チョウジソウ				●			NT	EN	EN	X
497		テイカカズラ			●							
498	ガガイモ	イケマ		●								
499		ガガイモ	●	●	●							
500		コカモメヅル			●					NT	VU	A

表 3.2.30(8) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
501	アカネ	ヒメヨツバムグラ			●							
502		ヤエムグラ	●	●	●							
503		ハナムグラ				●			VU	EN	VU	C
504		ホソバノヨツバムグラ			●					NT		
505		クチナシ		●								
506		フタバムグラ	●	●	●							
507		ナガエフタバムグラ			●							
508		ハシカグサ			●							
509		ヤイトバナ	●	●	●							
510		アカネ		●	●							
511	ハナシノブ	シバザクラ	●									
512	ヒルガオ	コヒルガオ	●	●	●							
513		ヒルガオ	●	●	●							
514		マルバルコウ		●	●							
515		マメアサガオ		●	●							
516		ルコウソウ		●								
517	ムラサキ	ハナイバナ	●	●	●							
518		ヒレハリソウ		●	●							
519		キュウリグサ	●	●	●							
520	クマツヅラ	ムラサキシキブ		●	●							
521		クサギ	●	●	●							
522		クマツヅラ				●				VU	EN	
－		Verbena 属	●									
523	アワゴケ	アワゴケ			●							
524		ミズハコベ			●							
525	シソ	キランソウ			●							
526		ジュウニヒトエ			●							D
527		トウバナ		●	●							
528		ナギナタコウジュ	●		●							
529		フトボナギナタコウジュ			●							
530		カキドオシ	●	●	●							
531		ホトケノザ	●	●	●							
532		ヒメオドリコソウ	●	●	●							
533		シロネ			●							
534		ヒメサルダヒコ	●		●							
535		コシロネ		●	●							
536		ハッカ	●	●	●							
537		コショウハッカ			●							
538		ヒメジソ	●	●	●							
539		イヌコウジュ	●	●	●							
540		シソ	●		●							
541		ウツボグサ			●							
542		ヤマハッカ		●								
543		アキノタムラソウ		●								
544		ミゾコウジュ	●	●		●			NT	NT	VU	D
545		ヒメナミキ			●	●				EN	VU	D
546		イヌゴマ	●	●	●							
547		ニガクサ		●	●							
548		ツルニガクサ		●								
549	ナス	クコ	●	●	●							
550		ホオズキ			●							
551		テリミノイヌホオズキ			●							
552		ワルナスビ			●							
553		ヒヨドリジョウゴ	●	●	●							
554		イヌホオズキ	●	●	●							
555		タマサンゴ		●	●							
556		アメリカイヌホオズキ		●	●							

表 3.2.30(9) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
557	ゴマノハグサ	ウキアゼナ			●							
558		アブノメ			●	●				NT		C
559		オオアブノメ			●				VU	EN	VU	A
560		シソクサ			●	●				EN		D
561		キクモ		●	●	●				NT		
562		キタミソウ				●			VU	EN	EN	
563		マツバウンラン			●							
564		ウリクサ	●	●	●							
565		アメリカアゼナ		●	●							
566		アゼトウガラシ	●		●							
567		アゼナ	●	●	●							
568		サギゴケ			●							
569		ムラサキサギゴケ	●	●								
570		トキワハゼ	●	●	●							
571		オオヒナノウスツボ			●							B
572		ヒキヨモギ				●				NT		D
573		ビロードモウズイカ			●							
574		タチイヌノフグリ	●		●							
575		ムシクサ	●	●	●							
576		オオイヌノフグリ	●	●	●							
577		イヌノフグリ			●	●			VU	NT	VU	
578		カワヂシャ	●	●	●	●			NT	VU	VU	
579	ノウゼンカズラ	キリ			●							
580	キツネノマゴ	キツネノマゴ	●	●	●							
581		ハグロソウ				●				NT		B
582	タヌキモ	タヌキモ				●			NT	CR	DD2	B
583	ハエドクソウ	ハエドクソウ		●	●							
584		ナガバハエドクソウ		●								
585	オオバコ	オオバコ	●	●	●							
586		ヘラオオバコ	●	●	●							
587		タチオオバコ		●								
588	スイカズラ	ヤマウグイスカグラ		●	●							
589		ウグイスカグラ	●	●	●							
590		スイカズラ	●	●	●							
591		ソクズ			●							
592		ニワトコ	●	●	●							
593		ガマズミ	●	●	●							
594		コバノガマズミ		●								
595		サンゴジュ	●	●								
596	オミナエシ	ノヂシャ		●	●							
597	キキョウ	ツリガネニンジン	●	●	●							
598		ホタルブクロ		●								
599		ミゾカクシ	●	●	●							
600		ロベリアソウ			●							
601		キキョウソウ			●							
602	キク	ブタクサ	●	●	●							
603		オオブタクサ		●								
604		クワモドキ			●							
605		カワラハハコ				●				VU	VU	
606		クソニンジン		●								
607		カワラニンジン			●							
608		カワラヨモギ				●				VU		
609		オトコヨモギ			●							
610		ヨモギ	●	●	●							
611		ヤマシロギク		●	●							
612		ノコンギク			●							
613		ヒメシオン				●				VU	VU	B
614		シラヤマギク		●	●							
615		ヒロハホウキギク	●	●	●							
616		ホウキギク	●	●	●							
617		シオン		●					VU			
618		センダングサ		●	●							
619		アメリカセンダングサ	●	●	●							
620		コセンダングサ		●	●							
621		シロバナセンダングサ		●	●							
622		タウコギ		●	●	●				NT		
623		ヒレアザミ			●							
624		ヤブタバコ		●	●							
625		ガンクビソウ		●								
626		トキンソウ	●	●	●							
627		フランスギク	●									
628		ノアザミ		●	●							

表 3.2.30(10) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
629	キク	ナンブアザミ			●							
630		トネアザミ			●							
631		ノハラアザミ		●	●							
632		タカアザミ	●	●	●							D
633		アメリカオニアザミ			●							
634		アレチノギク		●	●							
635		オオアレチノギク	●	●	●							
636		ハルシャギク			●							
637		マメカミツレ			●							
638		ベニバナボロギク			●							
639		タカサブロウ	●	●	●							
640		ダンドボロギク		●	●							
641		ヒメムカシヨモギ	●	●	●							
642		ハルジオン	●	●	●							
643		ケナシヒメムカシヨモギ			●							
644		ヒヨドリバナ	●	●	●							
645		フジバカマ			●				NT	NT	VU	A
646		ハキダメギク	●	●	●							
647		ハハコグサ	●	●	●							
648		タチチチコグサ		●	●							
649		アキノハハコグサ			●	●			EN	CR	VU	B
650		チチコグサ			●							
651		チチコグサモドキ	●	●	●							
652		ウスベニチチコグサ			●							
653		ウラジロチチコグサ	●	●	●							
654		イヌキクイモ	●		●							
655		キツネアザミ	●	●	●							
656		ブタナ		●	●							
657		オグルマ	●		●	●				NT		C
658		ホソバオグルマ				●			VU	EN	EN	C
659		カセンソウ		●	●					NT		C
660		オオヂシバリ	●	●	●							
661		ニガナ	●	●	●							
662		ノニガナ		●	●	●				NT	VU	D
663		イワニガナ			●							
664		カワラニガナ			●	●			NT	VU	EN	
665		ユウガギク		●	●							
666		カントウヨメナ	●	●	●							
667		ヨメナ			●							
668		アキノノゲシ	●	●	●							
669		ホソバアキノノゲシ		●								
670		コオニタビラコ	●	●	●							
671		ヤブタビラコ	●	●	●							
672		フキ	●	●	●							
673		コウゾリナ		●	●							
674		ノボロギク	●	●	●							
675		コメナモミ		●	●							
676		メナモミ			●							
677		セイタカアワダチソウ	●	●	●							
678		オオアワダチソウ			●							
679		アキノキリンソウ			●							
680		オニノゲシ	●	●	●							
681		ノゲシ	●	●	●							
682		ヒメジョオン	●	●	●							
683		シロバナタンポポ	●	●	●							
684		エゾタンポポ		●	●							
685		アカミタンポポ			●							
686		セイヨウタンポポ	●	●	●							
687		カントウタンポポ		●	●							
688		ウスギタンポポ			●						VU	
689		オオオナモミ		●	●							
690		オナモミ			●				VU	VU	DD2	
691		ヤクシソウ		●	●							
692		オニタビラコ	●	●	●							
693	オモダカ	ヘラオモダカ			●					NT		
694		サジオモダカ				●				EN	VU	B
695		アギナシ			●				NT	CR	VU	C
696		ウリカワ			●	●				NT		
697		オモダカ			●							
698		クワイ		●								

表 3.2.30(11) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
699	トチカガミ	コカナダモ	●		●							
700		クロモ			●	●				EN	VU	C
701		トチカガミ				●			NT	VU	VU	C
702		オオミズオオバコ			●							
703		ミズオオバコ			●	●			VU	VU	VU	C
704		セキショウモ				●				NT	VU	C
705		コウガイモ			●	●				VU	VU	B
706	ヒルムシロ	エビモ		●		●				NT		
707		ヒルムシロ			●	●				NT		
708		センニンモ				●				NT	EN	EW
709		ササバモ			●	●				NT	VU	D
710		ヤナギモ				●				NT	VU	
711		イトモ				●			NT	VU	VU	A
712		アイノコイトモ	●									
713	イバラモ	ホッスモ				●				DD	EN	B
714		トリゲモ				●			VU	EN	EN	C
715	ユリ	ノビル	●	●	●							
716		ニラ		●	●							
717		ハラン		●								
718		ハナニラ		●								
719		ホウチャクソウ	●	●	●							
720		チゴユリ		●								
721		カタクリ				●				NT		B
722		ヤブカンゾウ	●	●	●							
723		ノカンゾウ			●							
724		ニッコウキスゲ				●				VU	VU	
725		コバギボウシ		●	●							
726		コギボウシ			●							
727		ヤマユリ	●	●								
728		ウバユリ			●							D
729		ヒメヤブラン		●	●							
730		ヤブラン	●	●	●							
731		コヤブラン			●							
732		ノシラン		●								
733		ジャノヒゲ	●	●	●							
734		カブダチジャノヒゲ		●								
735		ナガバジャノヒゲ		●	●							
736		オオバジャノヒゲ		●	●							
737		ナルコユリ	●		●							
738		アマドコロ	●	●	●							
739		キチジョウソウ		●	●							
740		オモト	●	●	●							
741		ツルボ	●	●	●							
742		サルトリイバラ	●	●	●							
743		タチシオデ			●							
744		シオデ	●	●	●							
745		Tricyrtis 属	●									
746		アマナ				●				NT	VU	C
747	ヒガンバナ	ヒガンバナ	●	●	●							
748		キツネノカミソリ	●							NT		
749	ヤマノイモ	ナガイモ		●								
750		ニガカシュウ		●							VU	
751		ヤマノイモ		●	●							
752		ヒメドコロ			●						EN	
753		オニドコロ	●	●	●							
754	ミズアオイ	ホテイアオイ	●	●	●							
755		コナギ	●	●	●							
756	アヤメ	シャガ			●							
757		カキツバタ				●			NT	CR	VU	A
758		キショウブ	●	●	●							
759		ニワゼキショウ	●		●							
760		ヒメヒオウギズイセン		●								
761	イグサ	ハナビゼキショウ			●							
762		イ	●	●	●							
763		コウガイゼキショウ			●							
764		ホソイ			●							
765		クサイ	●	●	●							
766		ハリコウガイゼキショウ			●							
767	ツユクサ	ツユクサ	●	●	●							
768		イボクサ	●	●	●							
769		ヤブミョウガ			●							
770	ホシクサ	ホシクサ				●				EN	EN	C
771		ヒロハイヌノヒゲ			●	●				VU	EN	

表 3.2.30(12) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
772	イネ	アオカモジグサ		●	●							
773		カモジグサ	●	●	●							
774		コヌカグサ	●		●							
775		ヌカボ			●							
776		ハイコヌカグサ			●							
777		スズメノテッポウ	●	●	●							
778		セトガヤ			●	●				NT		B
779		メリケンカルカヤ			●							
780		ハルガヤ			●							
781		コブナグサ		●	●							
782		トダシバ			●							
783		カラスムギ			●							
784		ミノゴメ		●	●							
785		コバンソウ		●	●							
786		ヤクナガイヌムギ			●							
787		イヌムギ	●	●	●							
788		スズメノチャヒキ	●		●							
789		キツネガヤ		●	●							
790		ヒゲナガスズメノチャヒキ		●	●							
791		カラスノチャヒキ			●							
792		アレチノチャヒキ			●							
793		ノガリヤス		●	●							
794		チョウセンガリヤス			●							D
795		ジュズダマ	●	●	●							
796		ギョウギシバ	●	●	●							
797		カモガヤ			●							
798		メヒシバ	●	●	●							
799		コメヒシバ		●	●							
800		アキメヒシバ		●	●							
801		カリマタガヤ			●					VU		D
802		イヌビエ	●	●	●							
803		ケイヌビエ	●	●	●							
804		タイヌビエ	●		●							
805		オヒシバ	●	●	●							
806		シナダレスズメガヤ		●	●							
807		カゼクサ	●	●	●							
808		ニワホコリ	●	●	●							
809		オオニワホコリ	●		●							
810		コスズメガヤ	●	●	●							
811		オニウシノケグサ	●	●	●							
812		トボシガラ	●	●	●							
813		ヒロハノウシノケグサ			●							
814		オオウシノケグサ			●							
815		ドジョウツナギ			●							
816		ウシノシッペイ		●	●							
817		コウボウ	●									
818		チガヤ	●	●	●							
819		チゴザサ		●	●							
820		アシカキ	●	●	●							
821		サヤヌカグサ		●	●							
822		アゼガヤ		●	●							
823		ネズミムギ	●		●							
824		ホソムギ		●	●							
825		ボウムギ		●								
826		ドクムギ			●							
827		ササガヤ			●							
828		ヒメアシボソ			●							
829		アシボソ		●	●							
830		オギ	●	●	●							
831		ススキ	●	●	●							
832		ネズミガヤ		●	●							
833		キダチノネズミガヤ		●	●					NT		A
834		ケチヂミザサ		●	●							
835		コチヂミザサ		●	●							
836		ヌカキビ	●	●	●							
837		オオクサキビ	●		●							
838		シマスズメノヒエ		●	●							
839		キシュウスズメノヒエ			●							
840		チクゴスズメノヒエ		●								

表 3.2.30(13) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
841	イネ	アメリカスズメノヒエ			●							
842		スズメノヒエ	●	●	●							
843		チカラシバ	●	●	●							
844		クサヨシ	●	●	●							
845		アワガエリ			●						DD2	
846		オオアワガエリ	●		●							
847		ヨシ	●	●	●							
848		セイタカヨシ				●				VU	VU	C
849		マダケ	●	●	●							
850		モウソウチク	●	●	●							
851		アズマネザサ	●	●	●							
852		メダケ	●	●								
853		ミゾイチゴツナギ	●	●	●							
854		スズメノカタビラ	●	●	●						DD2	
855		コイチゴツナギ			●							
856		ヤマミゾイチゴツナギ			●							
857		オオイチゴツナギ			●							
858		ナガハグサ	●		●							
859		イチゴツナギ			●							
860		オオスズメノカタビラ			●							
861		ヒエガエリ		●	●							
862		ウキシバ			●					VU	EN	C
863		ヤダケ		●	●							
864		ハイヌメリ		●	●							
865		ヌメリグサ			●							
866		チマキザサ			●							
867		クマザサ		●	●							
868		スズタケ	●									
869		イヌアワ			●						VU	D
870		アキノエノコログサ	●	●	●							
871		コツブキンエノコロ	●		●							
872		キンエノコロ		●	●							
873		エノコログサ		●	●							
874		オオエノコロ			●							
875		セイバンモロコシ		●	●							
876		ネズミノオ			●							
877		カニツリグサ	●	●	●							
878		ナギナタガヤ			●							
879		マコモ	●	●	●							
880		シバ	●		●							
881	ヤシ	シュロ	●	●	●							
882	サトイモ	ショウブ		●	●							
883		セキショウ	●	●	●							
884		マイヅルテンナンショウ				●			VU	CR	CR	A
885		マムシグサ			●							
886		ウラシマソウ	●	●	●	●				NT		
887		カラスビシャク	●	●	●							
888		ボタンウキクサ	●	●	●							
889	ウキクサ	アオウキクサ	●		●							
890		コウキクサ		●								
891		シマウキクサ		●								
892		ウキクサ	●	●	●							
893		ミジンコウキクサ		●								
894	ミクリ	ミクリ				●			NT	NT	VU	C
895	ガマ	ヒメガマ	●	●	●							
896		ガマ		●	●							
897		コガマ	●	●	●							

表 3.2.30(14) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
898	カヤツリグサ	イトハナビテンツキ			●							C
899		エナシヒゴクサ		●	●							
900		アオスゲ	●		●							
901		メアオスゲ		●								
902		ヌマアゼスゲ				●			VU	CR	EN	B
903		アゼナルコ	●	●	●							
904		カサスゲ	●		●							
905		シラスゲ		●	●							
906		ケスゲ			●							
907		マスクサ		●	●							
908		ホソバヒカゲスゲ			●							
909		ウマスゲ			●	●				NT		B
910		ヒゴクサ			●							
911		ヒカゲスゲ		●	●							
912		ナキリスゲ	●	●	●							
913		ヤガミスゲ			●						VU	C
914		ゴウソ		●								
915		ノゲヌカスゲ		●								
916		シバスゲ	●									
917		ミコシガヤ		●	●							
918		コジュズスゲ			●							
919		イトアオスゲ		●	●							
920		ヤブスゲ		●	●							B
921		クサスゲ			●							
922		アゼスゲ	●		●							
923		ヤワラスゲ	●	●	●							
924		オニナルコスゲ			●	●				EN		D
925		チャガヤツリ			●							
926		ヒメクグ	●	●	●							
927		タマガヤツリ	●	●	●							
928		メリケンガヤツリ		●								
929		カンエンガヤツリ		●		●			VU	VU	VU	D
930		ヒナガヤツリ	●	●	●							
931		アゼガヤツリ	●	●	●							
932		ヌマガヤツリ	●	●	●							
933		コアゼガヤツリ		●	●							
934		コゴメガヤツリ	●	●	●							
935		カヤツリグサ		●	●							
936		アオガヤツリ			●							
937		キンガヤツリ			●							B
938		ウシクグ			●							
939		シロガヤツリ				●				VU		D
940		オニガヤツリ			●						DD2	
941		イガガヤツリ		●	●							
942		ハマスゲ		●	●							
943		カワラスガナ	●	●	●							
944		ミズガヤツリ		●	●							
945		ミズハナビ		●						VU		
946		マツバイ			●							
947		ハリイ			●							
948		クログワイ		●	●							
949		ヌマハリイ		●						EN		B
950		コツブヌマハリイ				●			VU	CR	VU	B
951		コアゼテンツキ	●		●					NT		C
952		ヒメヒラテンツキ	●									
953		テンツキ		●	●							
954		クロテンツキ	●		●							
955		ヒデリコ	●	●	●							
956		アゼテンツキ		●	●	●				EN		
957		メアゼテンツキ			●							
958		ヒンジガヤツリ	●		●							D
959		イトイヌノハナヒゲ			●					EN	VU	B
960		コマツカサススキ		●						EN		B
961		イヌホタルイ	●	●	●							
962		ホタルイ		●	●							
963		ヒメホタルイ			●					VU		C
964		マツカサススキ		●	●	●				NT		
965		タタラカンガレイ				●				CR	VU	D
966		エゾウキヤガラ			●							
967		フトイ	●	●	●							
968		シカクホタルイ		●	●							RH
969		カンガレイ		●	●							
970		サンカクイ	●	●	●							
971		アブラガヤ		●								
972		ウキヤガラ		●	●							

表 3.2.30(15) 調査区域を含む地域の出現状況（植物）

No.	科名	種名	確認状況				絶滅のおそれのある種の選定根拠					
			杉戸深輪工業団地環境影響評価書	杉戸町自然環境調査報告書	埼玉県植物誌	埼玉県RDB 中川・加須低地	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	埼玉県RDB	茨城県RDB	千葉県RDB
973	ショウガ	ミョウガ		●	●							
974		ショウガ		●								
975	ラン	ギンラン			●	●				VU	VU	C
976		キンラン	●	●		●			VU	EN	VU	D
977		ササバギンラン		●	●					NT		C
978		シュンラン		●		●				NT		
979		オニノヤガラ				●				VU	VU	C
980		アキザキヤツシロラン				●				EN	DD2	B
981		トキソウ				●			NT	CR	EN	B
982		ネジバナ	●	●	●							
計	144 科	982 種	365 種	553 種	792 種	122 種	0 種	0 種	57 種	149 種	112 種	120 種

注 1)科名、種名及び種の配列は、原則として「植物目録」(昭和 62 年、環境庁）に準拠した。
注 2)記号凡例は、以下に示すとおりとした。

環境省　RL	EX：絶滅　CR：絶滅危惧ⅠA 類　EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧　DD：情報不足　LP：絶滅のおそれのある地域個体郡
埼玉県　RDB	EX：絶滅　EW：野生絶滅　CR：絶滅危惧ⅠA 類　EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT1 NT2：準絶滅危惧　DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体郡　RT：地帯別危惧
茨城県　RDB	EX：絶滅種　CR：絶滅危惧ⅠA 類　EN：絶滅危惧ⅠB 類　VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧　DD1：情報不足（注目種）　DD2：情報不足（現状不明種）
千葉県　RDB	X：消息不明・絶滅生物　EW：野生絶滅生物　A：最重要保護生物 B：重要保護生物　C：要保護生物　D：一般保護生物　RH：保護参考雑種

※ナガボノワレモコウは、埼玉県 RDB において、ナガボノシロワレモコウが NT、ナガボノアカワレモコウが VU に該当し、茨城県 RDB において、ナガボノシロワレモコウが VU、ナガボノアカワレモコウが EN に該当する。

②巨樹・巨木の分布状況

「自然環境保全基礎調査 第 4 回調査」（昭和 63 年、環境省）による巨樹・巨木の分布を図 3.2.13 に示す。

調査範囲内で 9 箇所の巨樹巨木の指定箇所があり、9 箇所のうち 8 箇所がケヤキ、1 箇所がスダジイであった。なお、計画地内には巨樹巨木は存在しない。

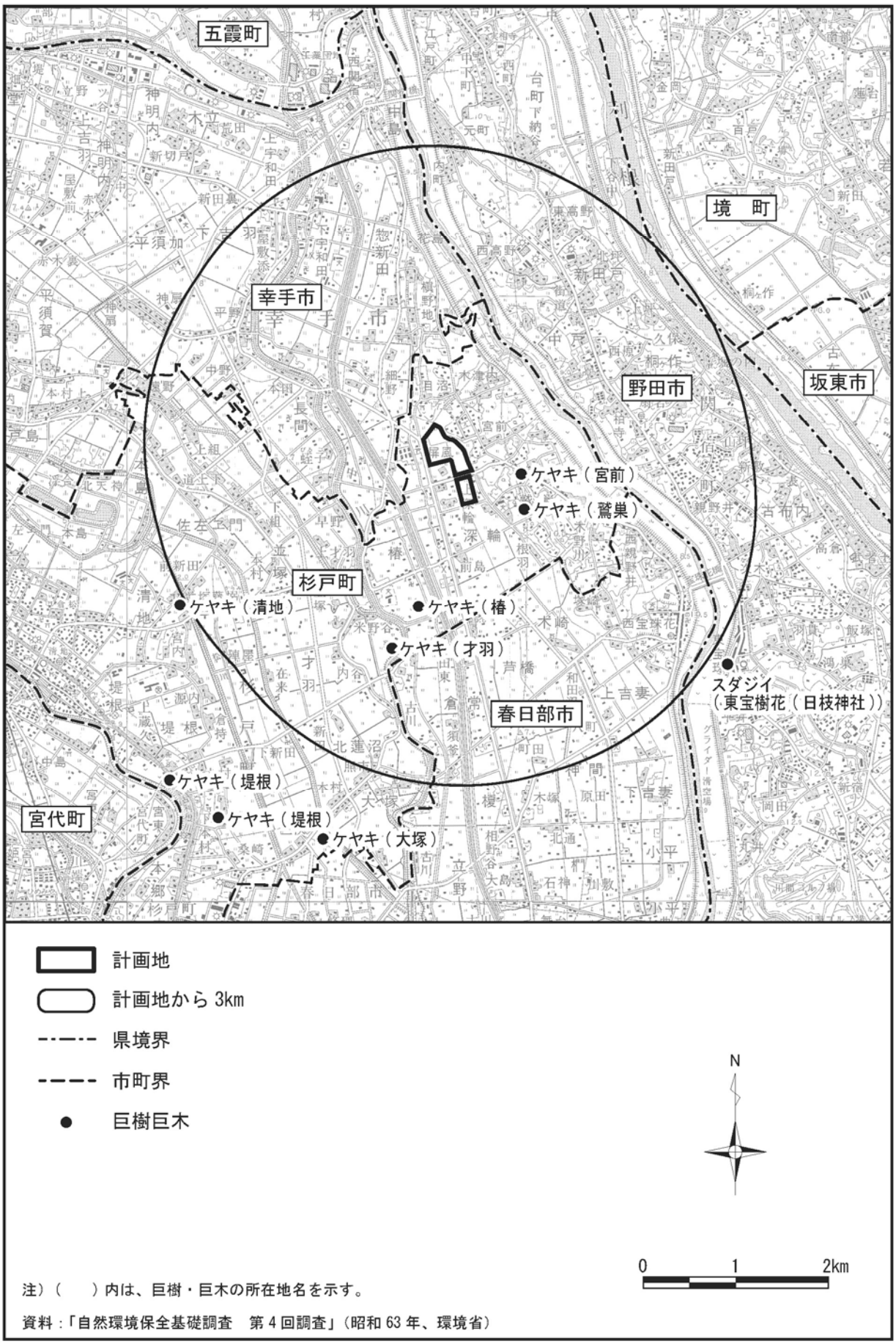

注）（　　）内は、巨樹・巨木の所在地名を示す。

資料：「自然環境保全基礎調査　第 4 回調査」（昭和 63 年、環境省）

図 3.2.13　巨樹・巨木位置図

③植生及び注目すべき植物群落の状況等

調査地域の現存植生図は、図 3.2.14 に示すとおりである。また、計画地周辺の希少な植物群落は表 3.2.31 に示すとおりである。

調査地域は、水田等の耕作地、市街地が多くを占め、クヌギ-コナラ群集等の小規模な樹林が点在する。

計画地内は、水田が大部分を占め、住居が点在して、住居の一部には屋敷林がみられる。

計画地及び周辺の植生の概要は表 3.2.32 に示すとおりである。

表 3.2.31　計画地周辺の希少な植物群落

№.	区分	群落名	主な分布地または所在地	選定理由
1	木本	シラカシ群落	春日部市、川口市、さいたま市　他	郷土景観、学術重要
2		コナラ群落	春日部市、宮代町、川口市　他	郷土景観、人口放置、地域文化
3		イヌコリヤナギ群落	荒川や利根川などの河川敷	特殊立地
4		タチヤナギ群落	荒川や利根川などの河川敷	特殊立地
5		カワヤナギ群落	荒川や利根川などの河川敷	特殊立地
6	草本	コツネノボタン群落	加須市、幸手市、吉川市　他	極めて希
7		ヒガンバナ群落	日高市、幸手市	郷土景観、地域文化
8		コギシギシ群落	越谷市、春日部市、吉川市　他	絶滅危惧
9		サワトウガラシ群落	東松山市、宮代町	極めて希、絶滅危惧
10		ミズニラ群落	日高市、越生町、宮代町	極めて希、絶滅危惧
11	群落複合	飯沼湿性植物群落	春日部市	特殊立地、郷土景観、地域文化
12	その他	地域の屋敷林	-	知事意見

資料：「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年、埼玉県）
「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告に対する知事意見」（平成 25 年、公開資料）

表 3.2.32 主な植物群落の概況

樹林	耕作地	屋敷林を伴う住居
・計画地東側及び利根川と江戸川に挟まれた台地部に小規模な樹林地が点在する。 ・植生としては、クヌギーコナラ群落が大部分を占めている。	・計画地及び周辺に最も広く分布する。 ・植生としては、水田雑草群落及び畑地雑草群落に該当し、人為的影響を強く受けた植生である。	・一部の住居には、屋敷林が散見される。 ・植生としては、小規模な緑地のため、市街地に分類される。

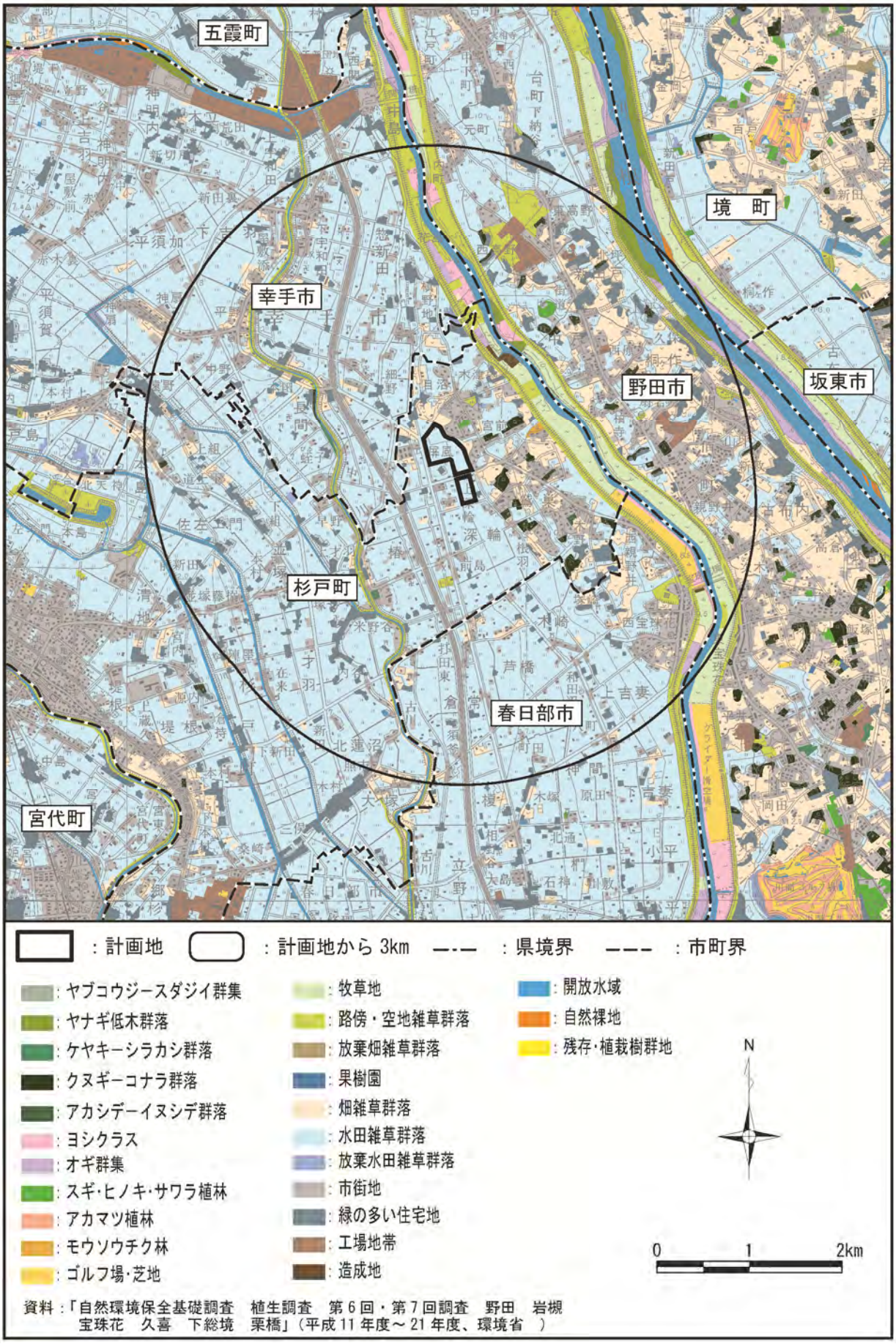

資料：「自然環境保全基礎調査　植生調査　第６回・第７回調査　野田　岩槻
宝珠花　久喜　下総境　栗橋」（平成 11 年度～ 21 年度、環境省　）

図 3.2.14　現存植生図

3)生態系の状況

(1) 地域の生態系の特性

土地被覆及び土地利用等の既存文献資料からみると、計画地周辺の環境は、図 3.2.15 に示すとおり、大きく「樹林地」、「耕作地」、「市街地」、「水辺植生及び開放水域」の 4 つに区分されると考えられる。

このような計画地周辺の環境ごとに、動物・植物に関する既存資料から得られる知見に基づき、想定される地域の生態系を特徴づける種を表 3.2.33 に示した。

表 3.2.33　想定される計画地周辺の生態系を特徴づける主な動植物種

主要な 環境類型	想定される 生息・生育環境	生息が想定される主な動物の状況	生息が想定される 主な植物の状況
樹林地	クヌギ-コナラ 群落	アカネズミ、シジュウカラ、コゲラ、ヒバカリ、カブトムシ、オサムシ類、カミキリムシ類	コナラ、シラカシ、アオキ、ジャノヒゲ、ヤブラン
耕作地	耕作地 （畑地・水田） 畑地・水田 雑草草地	アズマモグラ、サギ類、カワラヒワ、アオダイショウ、トウキョウダルマガエル、アキアカネ、コシマゲンゴロウ、モンシロチョウ	ゲンゲ、ナズナ、イヌビエ、メヒシバ、コナギ、セリ、ハハコグサ
市街地	屋敷林、公園、 雑草草地	スズメ、ムクドリ、カラス類、カナヘビ、 アブラゼミ、ナミアゲハ	ヨモギ、セイヨウタンポポ、オオバコ、ヒメジョオン
水辺植生及び 開放水域	河川 農業用水路	サギ類、カワセミ、カルガモ、クサガメ、 メダカ、ドジョウ	ヨシ、ツルヨシ、ミゾソバ

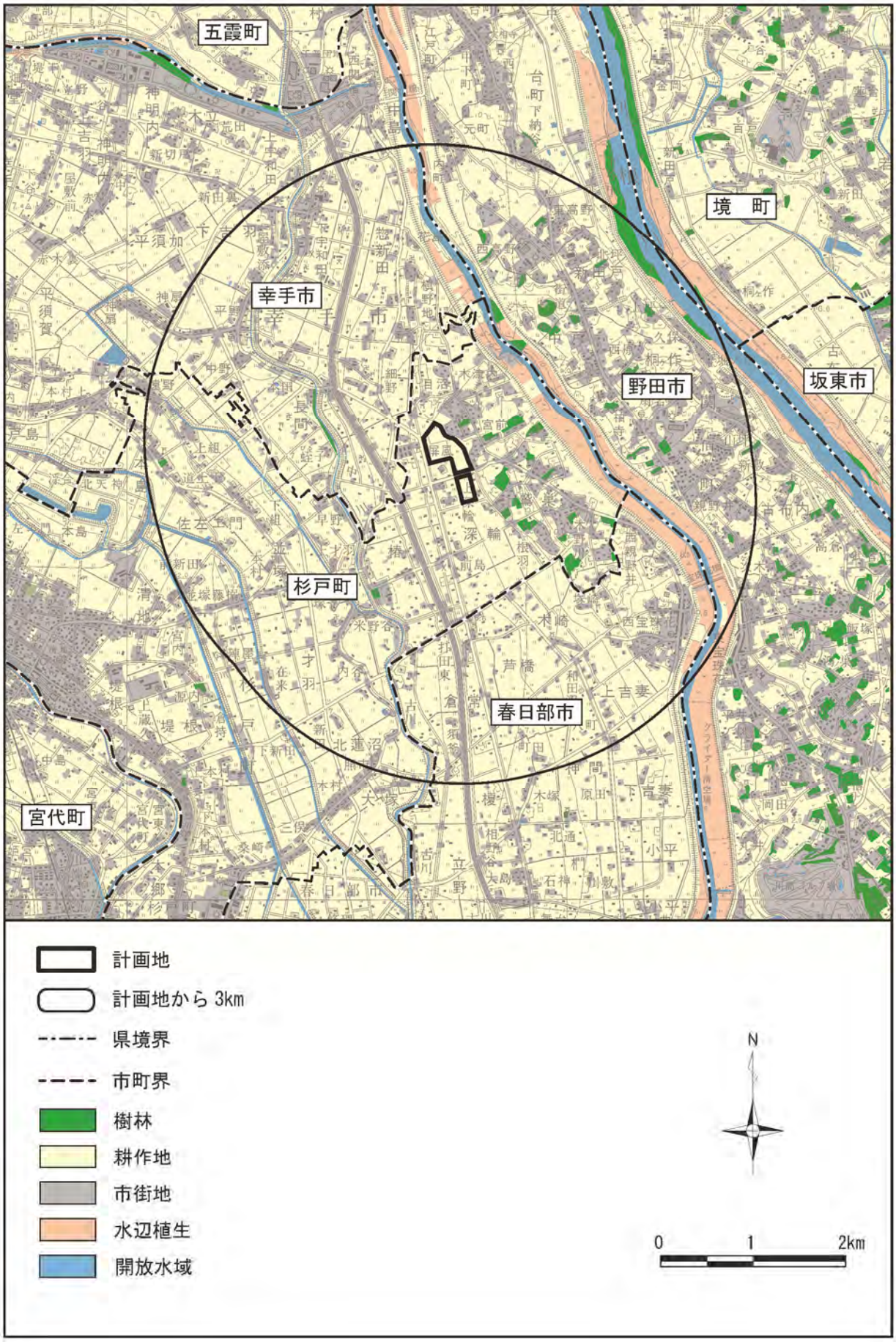

図 3.2.15　主要な環境区分

3-2-6 景観、人と自然とのふれあいの場の状況

1)景観の状況

調査範囲の景観資源の状況は表 3.2.34 及び図 3.2.16 に示すとおりである。

調査範囲には、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）において自然景観資源に指定されている五駄沼をはじめ 9 件の景観資源がある。計画地周辺の景観資源としては目沼浅間塚古墳がある。また、計画地及びその周辺の特徴的な景観として水田が広がる中に屋敷林を伴った住居が点在する田園風景が挙げられる。

計画地及びその周辺の主要な眺望点として、計画地東側に位置する江戸川堤防上の「江戸川サイクリングロード」及び計画地西側に位置する国道 4 号バイパスがある。

表 3.2.34　景観資源の状況

No.	種別	名称	所在地	備考
1	土木工作物	目沼浅間塚古墳	杉戸町目沼	埼玉県景観資源データベース
2		杉山対軒遭難の碑	杉戸町並塚	
3	建築物	立野天満宮本殿	春日部市立野	
4		関宿城埋門	野田市東高野 94	ちばの景観資源
5		関宿城本丸建物	野田市関宿台町 2140	
6	史跡・名勝	松平康元の墓	野田市関宿台町 57	
7		足利晴氏の墓	野田市関宿台町 57	
8	文化的景観	利根川の瀬替えと水辺景観	野田市	
9	湖沼	五駄沼	野田市東金野井・中里	第 3 回自然環境保全基礎調査

資料：「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
「埼玉県景観資源データベース」（埼玉県ホームページ）
「ちばの景観資源」（千葉県ホームページ）
「地域資源調査結果」（茨城県ホームページ）

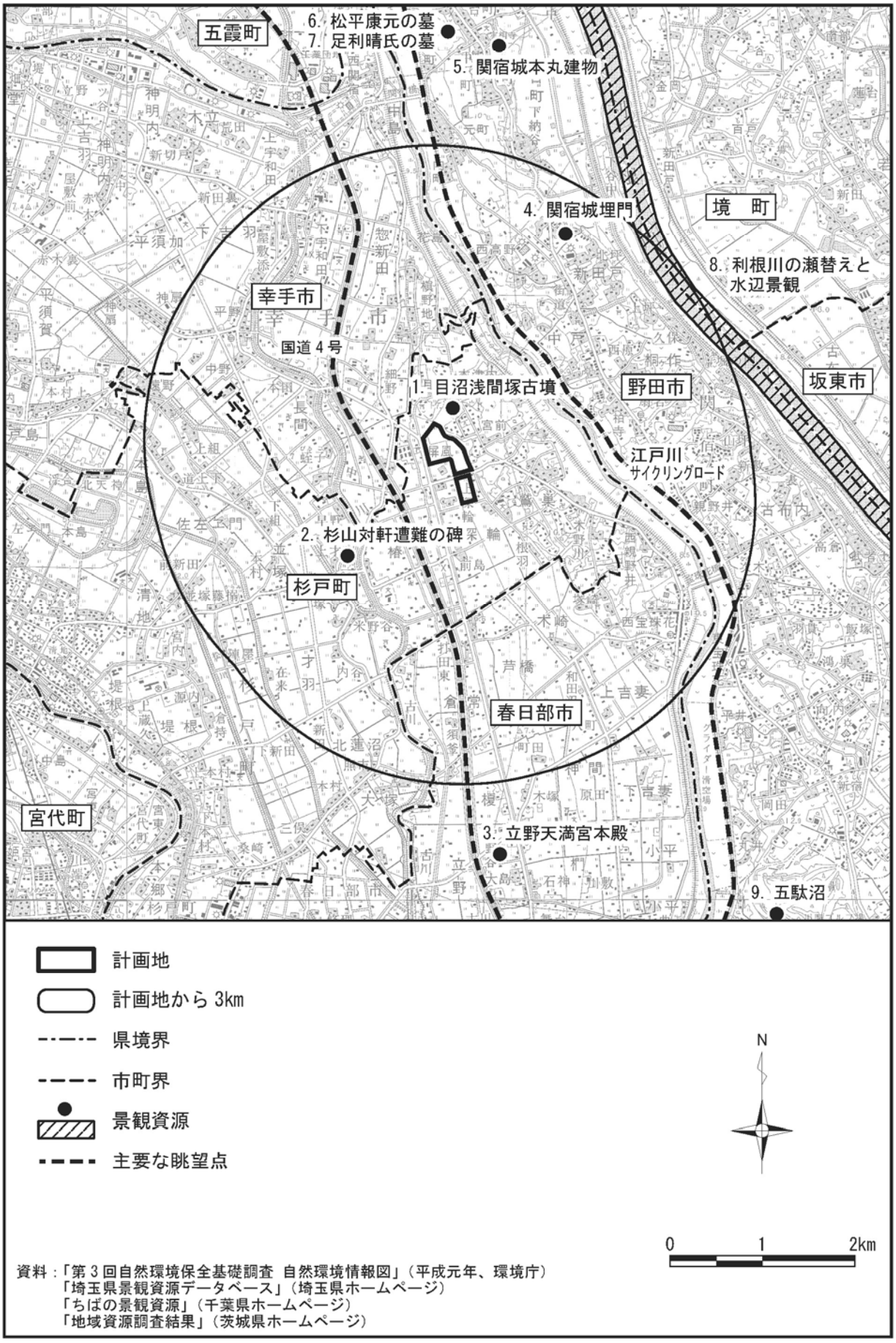

資料：「第３回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
「埼玉県景観資源データベース」（埼玉県ホームページ）
「ちばの景観資源」（千葉県ホームページ）
「地域資源調査結果」（茨城県ホームページ）

図 3.2.16　景観資源の状況

2)人と自然とのふれあいの場の状況

調査範囲の自然とのふれあいの場の状況は表 3.2.35 及び図 3.2.17 に示すとおりである。

調査範囲には、公園、散策路、サイクリングロード等、12 箇所の人と自然とのふれあいの場があるが、計画地周辺にはない。

表 3.2.35 自然とのふれあいの場の状況

No.	種別	名称	所在地
1	まちの駅･道の駅	アグリパークゆめすぎと	杉戸町才羽 823
2	公園	大島新田多目的グラウンド	杉戸町本島 2467-6 幸手市戸島 2046-1
3		幸手総合公園	幸手市木立
4		関宿総合公園	野田市平井 401
5		関宿みんなのスポーツの広場	野田市柏寺地先江戸川河川敷
6		関宿ふれあい広場	野田市東宝珠花地先江戸川河川敷
7	釣場	神扇池	幸手市神扇 431-2
8	散策路	庄内領用悪水路沿いの散策路	春日部市
9		ウォーキングコース （水辺ふれあいコース）	宮代町
10	市民の森	親野井市民の森	野田市親野井
11	サイクリングロード	江戸川サイクリングロード	野田市
12		利根川サイクリングロード	野田市

資料：「すぎとガイドマップ」（杉戸町ホームページ）
「幸手市ガイドマップ」（幸手市ホームページ）
「春日部観光ガイド･お花見マップ」（春日部市観光協会ホームページ）
「みやしろ なにしろ おもしろ MAP」（宮代町ホームページ）
「文化財、名所、祭など」（野田市ホームページ）
「五霞散策マップ」（五霞町ホームページ）
「観光マップ」（境町ホームページ）
「観光情報」（坂東市観光協会ホームページ）

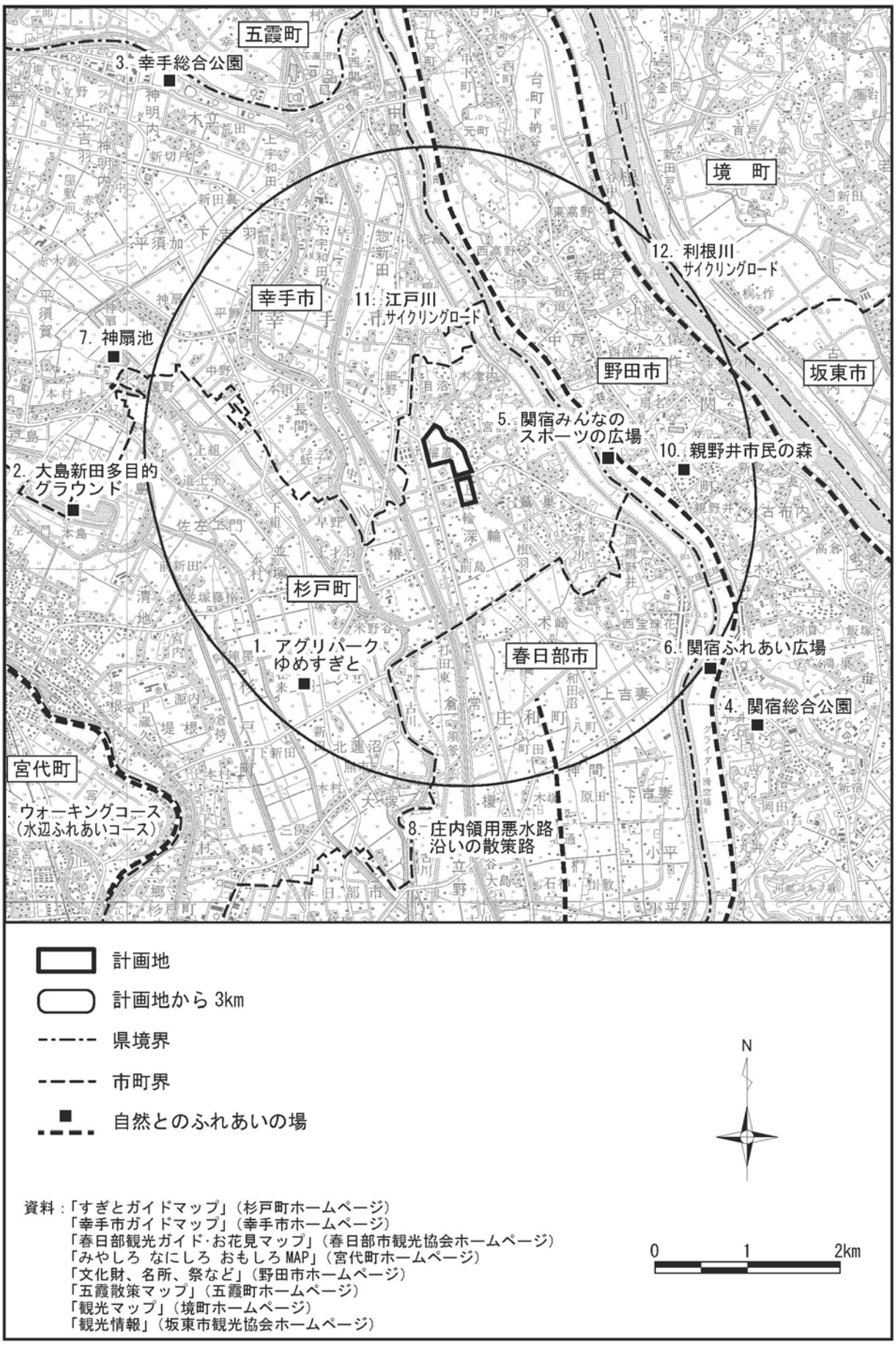

図 3.2.17　自然とのふれあいの場の状況

3-2-7 文化財等の状況

1)文化財の状況

調査範囲の指定文化財等（建造物、史跡、天然記念物等）の状況は表 3.2.36 及び図 3.2.18 に示すとおりである。

調査範囲には、県指定の指定文化財が 2 件、市及び町指定の指定文化財が 8 件、県指定の重要遺跡が 3 件、国指定の保護地域が 1 件ある。計画地周辺の文化財としては、県指定の重要遺跡である木津内貝塚及び目沼浅間塚古墳がある。

表 3.2.36　指定文化財等の状況

No.	区分	指定	種別	名称	所在地
1	指定文化財	県	旧跡	小島庄右衛門墓	春日部市西宝珠花 327
2			建造物	五社神社本殿	宮代町東
3		市	史跡	将門の首塚	幸手市神明内
4				柳剛流祖岡田先生之碑	幸手市西関宿 1-1
5			建造物	立野天満宮本殿	春日部市立野 350
6				関宿城埋門	野田市東高野 94
7		町	史跡	杉山対軒遭難の碑	杉戸町椿 1814
8				目沼浅間塚古墳	杉戸町目沼 398
9				大塚の道しるべ	杉戸町大塚 343 地先
10				八龍神塚古墳	境町金岡 257 外
11	重要遺跡	県	貝塚	木津内貝塚	杉戸町木津内 655 他
12			円墳	目沼浅間塚古墳	杉戸町目沼 398
13			古墳群	木野川古墳群	杉戸町木野川 262 他
14	保護地域	国	天然記念物	越ヶ谷のシラコバト	越谷市とその周辺

資料：「指定文化財」（杉戸町ホームページ）
「指定文化財一覧」（幸手市ホームページ）
「指定文化財」（春日部市ホームページ）
「宮代町指定文化財一覧」（宮代町ホームページ）
「文化財」（野田市ホームページ）
「境町の文化財」（境町ホームページ）
「文化財」（坂東市ホームページ）
「文化財」（五霞町ホームページ）

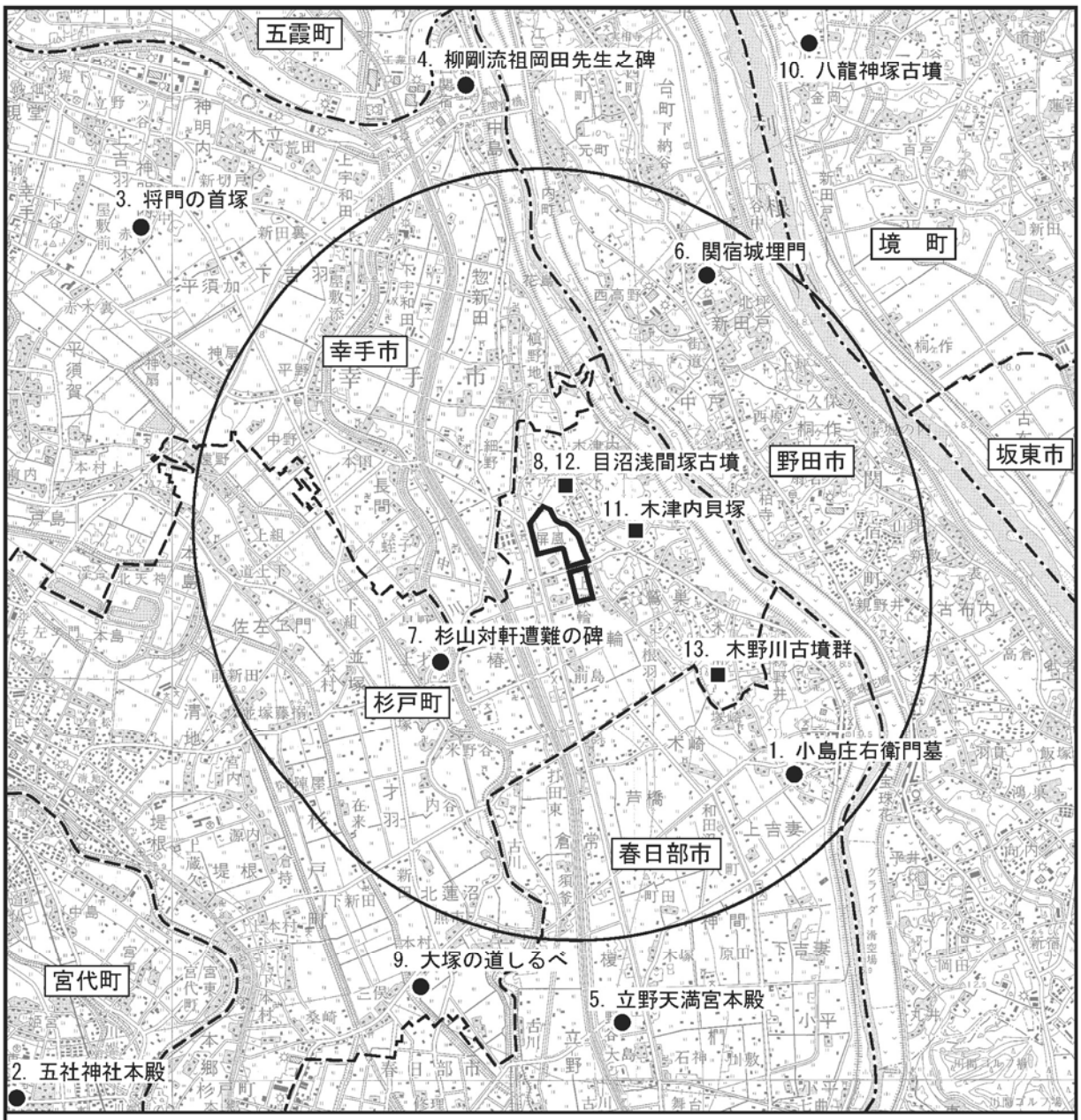

計画地

計画地から 3km

県境界

市町界

指定文化財

重要遺跡

N

注）調査範囲全域は、シラコバトの保護地域（国指定）となっている。

資料：「指定文化財」（杉戸町ホームページ）
「指定文化財一覧」（幸手市ホームページ）
「指定文化財」（春日部市ホームページ）
「宮代町指定文化財一覧」（宮代町ホームページ）
「文化財」（野田市ホームページ）
「境町の文化財」（境町ホームページ）
「文化財」（坂東市ホームページ）
「文化財」（五霞町ホームページ）

0　1　2km

図 3.2.18　文化財の状況

2)埋蔵文化財の状況

調査範囲の埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2.37(1)～(3)及び図 3.2.19 に示すとおりである。

調査範囲には、123 件の埋蔵文化財包蔵地がある。計画地には埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、計画地周辺は埋蔵文化財包蔵地が密集する地域であり目沼前遺跡、宮前遺跡、宮前前原遺跡、登戸遺跡等の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

表 3.2.37(1)　埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	所在地	種別
1	幸手市№19 遺跡	幸手市神明内	集落跡
2	天神島砦跡	幸手市天神島	城館跡
3	幸手市№21 遺跡	幸手市平須賀 1 丁目	集落跡
4	幸手市№22 遺跡	幸手市平須賀 2 丁目	集落跡
5	幸手市№17 遺跡	幸手市惣新田	集落跡
6	幸手市№18 遺跡	幸手市惣新田	集落跡
7	槙野地西遺跡	幸手市槙野地井堀	－
8	槙野地北遺跡	幸手市槙野地	集落跡
9	幸手市№14 遺跡	幸手市槙野地	集落跡
10	幸手市№15 遺跡	幸手市槙野地	集落跡
11	幸手市№16 遺跡	幸手市細野	集落跡
12	槙野地原遺跡	幸手市槙野地	貝塚集落跡
13	西谷遺跡	杉戸町遠野西谷大字遠野	集落跡寺院跡
14	広戸遺跡	杉戸町佐左衛門広戸大字佐左衛門	集落跡
15	上椿遺跡	杉戸町椿椿裏大字椿	集落跡
16	中椿遺跡	杉戸町椿椿裏大字椿	集落跡
17	下椿遺跡	杉戸町椿中道大字椿	集落跡
18	関口氏屋敷	杉戸町深輪前島通大字深輪	城館跡
19	目沼後西遺跡	杉戸町目沼後大字目沼	集落跡
20	目沼古墳群	杉戸町目沼、木津内、宮前前、後、浅間、香取裏、御料ヶ崎、前原、後原、香取前	古墳
21	目沼西遺跡	杉戸町目沼前大字目沼	集落跡
22	目沼前遺跡	杉戸町目沼前大字目沼	集落跡
23	向山遺跡	杉戸町木津内向山大字木津内	貝塚集落跡
24	木津内貝塚	杉戸町木津内香取前大字木津内	貝塚集落跡
25	宮前遺跡	杉戸町宮前前原宮前	貝塚集落跡
26	宮前前原遺跡	杉戸町宮前前原大字宮前	集落跡古墳
27	東通貝塚	杉戸町宮前東通大字宮前	貝塚集落跡
28	正明寺貝塚	杉戸町鷲巣道北大字鷲巣	貝塚集落跡
29	登戸遺跡	杉戸町宮前登戸大字宮前	貝塚集落跡
30	登戸南遺跡	杉戸町宮前、鷲巣登戸、中原登戸	集落跡
31	中原遺跡	杉戸町鷲巣中原中原	集落跡
32	宮の腰遺跡	杉戸町鷲巣宮の腰大字鷲巣	集落跡
33	鷲巣前原遺跡	杉戸町鷲巣前原大字鷲巣	貝塚集落跡墓
34	向台遺跡	杉戸町木野川向台大字木野川	貝塚集落跡
35	堀口遺跡	杉戸町鷲巣堀口大字鷲巣	貝塚集落跡
36	島通遺跡	杉戸町深輪島通深輪	集落跡
37	重代遺跡	杉戸町木野川重代大字木野川	集落跡
38	－	杉戸町鷹巣	－
39	－	杉戸町鷹巣	－
40	原遺跡	杉戸町木野川原木野川	集落跡

表 3.2.37(2)　埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	所在地	種別
41	神明遺跡	杉戸町木野川原	貝塚集落跡
42	中清地遺跡	杉戸町清地 2 丁目	集落跡
43	豊後遺跡	杉戸町清地清地	集落跡
44	大堀遺跡	杉戸町堤根大堀堤根	集落跡
45	大堀南遺跡	杉戸町堤根大堀堤根	集落跡
46	大堀荒田遺跡	杉戸町堤根堤根	集落跡
47	前島遺跡	杉戸町堤根前島堤根	集落跡
48	上本村遺跡	杉戸町堤根塘堤根	集落跡
49	東上遺跡	杉戸町本郷東上大字本郷	集落跡
50	堤遺跡	杉戸町本郷堤	集落跡
51	豊明神社古墳	杉戸町大塚前大塚	古墳前方後円墳
52	道仏北遺跡	宮代町道仏道仏	集落跡
53	道仏遺跡	宮代町道仏	集落跡
54	台越遺跡	宮代町姫宮	集落跡
55	姫宮神社遺跡	宮代町姫宮	古墳群
56	藤曽根遺跡	宮代町姫宮	集落跡
57	東遺跡	宮代町東	集落跡
58	西光院遺跡	宮代町東	貝塚集落跡
59	庄和町№44 遺跡	春日部市倉常	集落跡
60	寺屋敷遺跡	春日部市立野大島	墓寺院跡
61	－	春日部市塚崎野添	集落跡
62	－	春日部市塚崎野添	集落跡
63	塚崎遺跡	春日部市塚崎狐塚、後谷狐塚	貝塚集落跡
64	神明貝塚	春日部市西親野井神明	貝塚集落跡
65	浅間下遺跡	春日部市西親野井神明	貝塚集落跡
66	－	春日部市西宝珠花天神前	集落跡
67	町道遺跡	春日部市西宝珠花町道	貝塚集落跡
68	町通中遺跡	春日部市西宝珠花町通	集落跡
69	貝の内遺跡	春日部市西宝珠花貝の内	貝塚集落跡
70	小島庄右衛門墓	春日部市西宝珠花	旧跡
71	陣屋遺跡	春日部市西宝珠花陣屋	集落跡
72	香取原古墳群	野田市中里	古墳
73	庄九ケ谷大境遺跡	野田市中里庄九ケ谷大境	包蔵地
74	庄九ケ谷第 2 遺跡	野田市中里庄九ケ谷	包蔵地
75	庄九ケ谷貝塚	野田市中里庄九ケ谷	貝塚
76	福寿院南貝塚	野田市岡田諏訪ノ要	貝塚
77	岡田山ノ内遺跡	野田市岡田山ノ内	包蔵地集落跡
78	岡田山ノ内貝塚	野田市岡田山ノ内	貝塚
79	上椿遺跡	野田市岡田上椿	包蔵地
80	下新宿(B)遺跡	野田市木間ケ瀬下新宿	包蔵地
81	下新宿(A)遺跡	野田市木間ケ瀬下新宿他	包蔵地
82	岡田中ノ内貝塚	野田市岡田中ノ内	貝塚
83	西椿遺跡	野田市岡田字西椿	包蔵地
84	下椿遺跡	野田市岡田字下椿	包蔵地
85	中新宿(B)遺跡	野田市木間ケ瀬中新宿	包蔵地
86	中新宿(A)遺跡	野田市木間ケ瀬中新宿	包蔵地
87	中新宿(C)遺跡	野田市木間ケ瀬中新宿	包蔵地
88	砂東遺跡	野田市木間ケ瀬字砂	包蔵地

表 3.2.37(3)　埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	所在地	種別
89	和田 B 遺跡	野田市岡田字和田	包蔵地
90	八幡前遺跡	野田市岡田字八幡前	包蔵地
91	和田 A 遺跡	野田市岡田字和田	包蔵地
92	岡田上尻坪遺跡	野田市岡田字上尻坪	包蔵地
93	新宿貝塚	野田市木間ケ瀬	貝塚集落跡
94	中新宿塚	野田市木間ケ瀬中新宿	塚
95	砂南貝塚	野田市木間ケ瀬字谷中	貝塚
96	下奉目遺跡	野田市平井字下奉目	包蔵地
97	相耕地 A 遺跡	野田市平井字相耕地	包蔵地
98	相耕地 B 遺跡	野田市平井字相耕地	包蔵地
99	木所前遺跡	野田市木間ケ瀬字木戸前	包蔵地
100	飯塚貝塚	野田市木間ケ瀬字飯塚	集落跡貝塚
101	飯塚遺跡	野田市木間ケ瀬字飯塚	塚
102	武者土貝塚	野田市武者土	貝塚
103	飯塚古墳	野田市木間ケ瀬字飯塚	古墳
104	古布内貝塚	野田市古布内	貝塚
105	親野井古墳	野田市親野井	古墳
106	桐ケ作貝塚	野田市桐ケ作字堀の内	貝塚
107	古布内館跡	野田市古布内字堀之内	城館跡
108	桐ケ作字西前遺跡	野田市桐ケ作字西前	包蔵地
109	八幡神社裏古墳	野田市新田戸	古墳
110	西高野貝塚	野田市西高野	貝塚
111	東高野貝塚	野田市東高野字松原	貝塚
112	内町東貝塚	野田市内町字市郎兵裏	貝塚
113	内町貝塚	野田市内町字旧香取前地	貝塚
114	雲国寺内貝塚	野田市関宿元町	貝塚
115	幸館遺跡	五霞町幸主小字幸館	集落跡貝塚
116	沼台塚古墳	境町浦向字沼台下	古墳
117	青木遺跡	境町一ノ谷字新久	貝塚包蔵地
118	金岡遺跡群	境町金岡字大道北	貝塚古墳包蔵地
119	百戸遺跡群	境町百戸	貝塚製鉄跡古墳包蔵地
120	荒井遺跡	境町伏木字荒井	包蔵地
121	元屋敷遺跡	境町若林字元屋敷	包蔵地
122	若林遺跡群	境町若林字西谷津台	包蔵地貝塚
123	西原遺跡	坂東市長須字西原	包蔵地

資料：「埼玉の文化財マップ」（埼玉県ホームページ）
「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県ホームページ）
「いばらきデジタルマップ」（茨城県ホームページ）

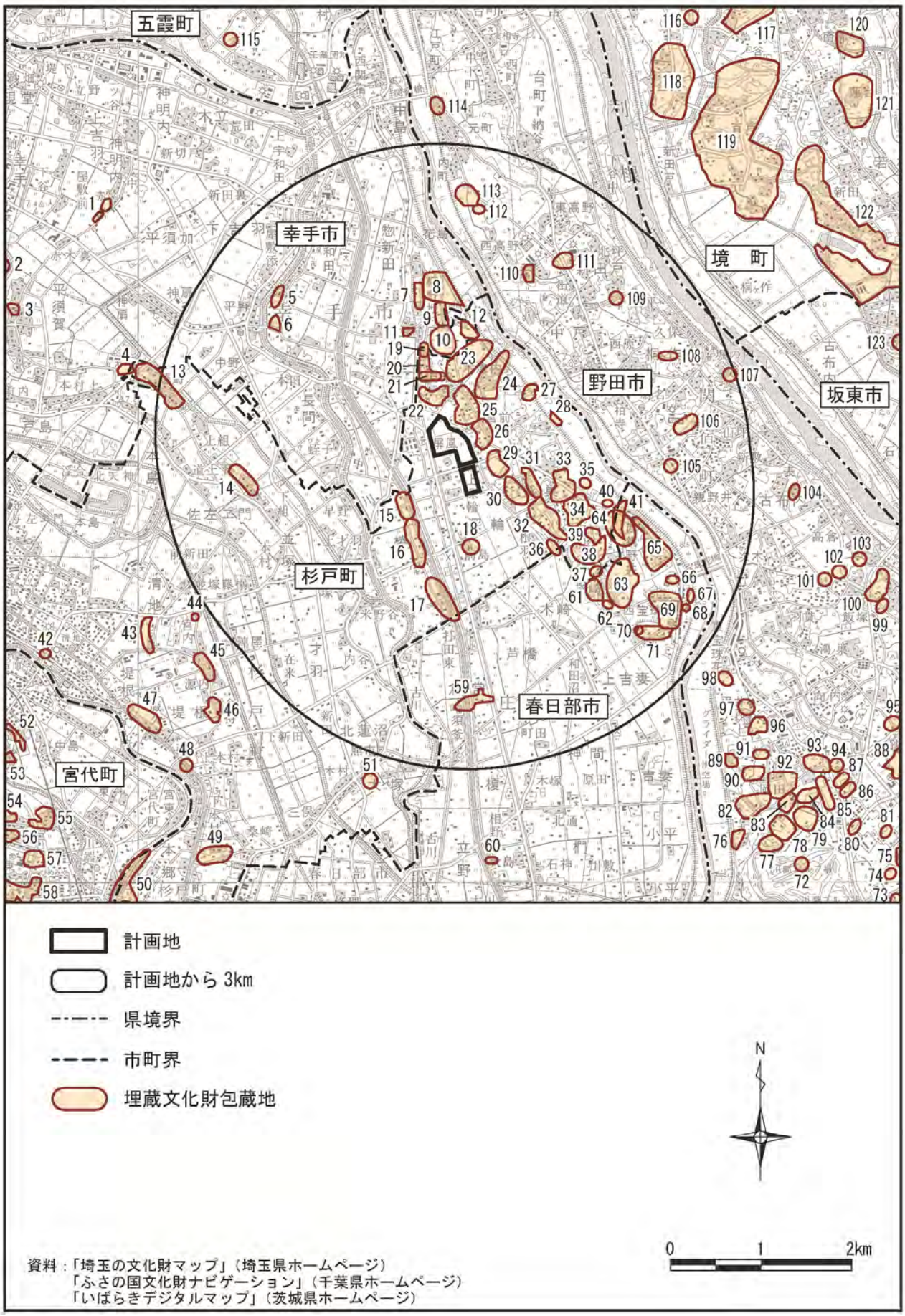

図 3.2.19　埋蔵文化財包蔵地の状況

3-2-8 その他環境等への負荷の状況

1)温室効果ガスの状況

計画地の位置する杉戸町の二酸化炭素排出量は表 3.2.38 に示すとおりである。

平成 23 年度（2011 年度）の二酸化炭素排出量は 228.4 千 t-CO_2 であった。

部門別では、産業部門が減少傾向にあるが、そのほかの部門については、横ばいあるいは微増の増加傾向にある。

表 3.2.38　二酸化炭素排出量（杉戸町）

区分		1990	2007	2008	2009	2010	2011
産業部門	（千 t-CO_2）	76.2	60.2	53.3	44.1	47.4	47.6
民生家庭部門	（千 t-CO_2）	31.7	53.4	51.9	49.8	52.4	57.3
民政業務部門	（千 t-CO_2）	23.3	36.5	34.6	32.2	31.3	41.8
運輸部門	（千 t-CO_2）	57.0	69.8	68.1	69.3	73.4	72.5
廃棄物部門	（千 t-CO_2）	3.8	10.4	5.7	6.7	9.1	9.1
合計	（千 t-CO_2）	192.0	230.4	213.5	202.1	213.6	228.4

資料：「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2011 年度」（平成 25 年 10 月、埼玉県）

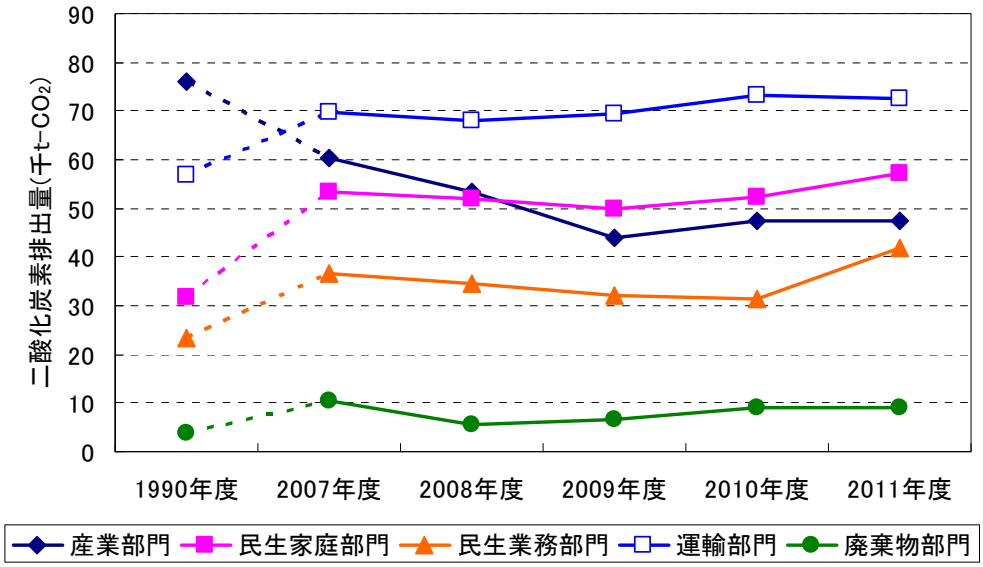

図 3.2.20　二酸化炭素排出量（杉戸町）の推移

2)オゾン層破壊物質の状況

埼玉県では、フロン回収・破壊法、自動車リサイクル法に基づく規制を行い適切な回収を推進している。